

令和3年第2回（6月）坂城町議会定例会会期日程

令和3年6月7日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	6月 7日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程
2	6月 8日	火		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	6月 9日	水		○休 会
4	6月10日	木		○休 会
5	6月11日	金		○休 会
6	6月12日	土		○休 会
7	6月13日	日		○休 会
8	6月14日	月	午前9時	○本会議 ・一般質問
9	6月15日	火	午前9時	○本会議 ・一般質問
10	6月16日	水	午前9時	○本会議 ・一般質問 ○委員会 ・総務産業、社会文教
11	6月17日	木		○休 会
12	6月18日	金	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

6月7日上程

議案第43号	坂城町教育委員会委員の任命について	6月7日	同意
議案第44号	千曲衛生施設組合理約の変更について	6月18日	可決
議案第45号	坂城町手数料条例の一部を改正する条例について	6月18日	可決
議案第46号	令和3年度坂城町一般会計補正予算(第2号)について	6月18日	可決

6月18日上程

議案第47号	令和3年度社会資本整備総合交付金事業A09号線道路改良 工事請負契約の締結について	6月18日	可決
議案第48号	令和3年度坂城町一般会計補正予算(第3号)について	6月18日	可決
発委第2号	米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書について	6月18日	可決

令和3年第2回坂城町議会定例会

目 次

第1日 6月7日(月)

○議事日程	2 2
○会議録署名議員の指名	2 2
○会期の決定	2 2
○町長招集あいさつ	2 3
○諸報告	2 9
○議案第43号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	2 9
○議案第44号～議案第46号の上程、提案理由の説明、詳細説明	3 0

第2日 6月14日(月)

○議事日程	3 4
○一般質問 吉川まゆみ 議員	3 4
大森 茂彦 議員	4 8
柵津 明子 議員	6 1
栗田 隆 議員	6 9
大日向進也 議員	8 1

第3日 6月15日(火)

○議事日程	9 0
○一般質問 滝沢 幸映 議員	9 0
玉川 清史 議員	1 0 3
山城 峻一 議員	1 1 3
中嶋 登 議員	1 2 5

第4日 6月16日(水)

○議事日程	1 3 6
-------	-------

○一般質問 中島 新一 議員	136
塩野入 猛 議員	146

第5日 6月18日(金)

○議事日程	164
○請願・陳情について	164
○議案第44号～議案第46号の質疑、討論、採決	165
○追加議案上程、提案理由の説明	171
○議案第47号～議案第48号、発委第2号の質疑、討論、採決	173
○閉会中の委員会継続審査申し出について	174
○町長閉会あいさつ	174

令和3年第2回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年6月7日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 6月7日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1番議員	小宮山 定彦 君	8番議員	栗田 隆 君
2 〃	大森 茂彦 君	9 〃	朝倉 国勝 君
3 〃	山城 峻一 君	10 〃	滝沢 幸映 君
4 〃	祢津 明子 君	11 〃	吉川 まゆみ 君
5 〃	中島 新一 君	12 〃	西沢 悦子 君
6 〃	大日向 進也 君	13 〃	塩野入 猛 君
7 〃	玉川 清史 君	14 〃	中嶋 登 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村 弘 君
副 町 長	宮崎 義也 君
教 育 長	清水 守 君
会 計 管 理 者	柳澤 博 君
総 務 課 長	臼井 洋一 君
企 画 政 策 課 長	大井 裕 君
住 民 環 境 課 長	竹内 禎夫 君
福 祉 健 康 課 長	伊達 博巳 君
商 工 農 林 課 長	竹内 祐一 君
建 設 課 長	関 貞巳 君
教 育 文 化 課 長	堀内 弘達 君
収 納 対 策 推 進 幹	長崎 麻子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	清水 智成 君
総 務 課 長 補 佐	瀬下 幸二 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	細田 美香 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮下 佑耶 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	竹内 優子 君
子 ども 支 援 室 長	鳴海 聡子 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北村 一朗 君
議 会 書 記	宮崎 あかね 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 議案第 4 3 号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 第 6 議案第 4 4 号 千曲衛生施設組合理約の変更について
- 第 7 議案第 4 5 号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 4 6 号 令和 3 年度坂城町一般会計補正予算（第 2 号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 3 年第 2 回坂城町議会定例会を開会いたします。

また、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（小宮山君） 会議規則第 127 条の規定により、14 番 中嶋 登君、2 番 大森茂彦君、3 番 山城峻一君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 「会期の決定について」

議長（小宮山君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 18 日までの 12 日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 18 日までの 12 日間とすることに決定いたしました。

一般質問の通告は、明日 8 日の午前 11 時までといたします。質問時間は答弁を含め 1 人 1 時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会で決定したとおりであります。

なお、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により午前9時といたします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（小宮山君） 町長から招集挨拶があります。

町長（山村君） おはようございます。

本日ここに、令和3年第2回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、一昨年12月、中国武漢市に端を発しました新型コロナウイルス感染症は、変異株の出現等もあり、いまだ多くの国々で感染拡大に歯止めがかからない状況が続いております。

日本国内におきましても、3月下旬頃から再度感染者が増加し、いわゆる第4波が収まらない状況の中、4月25日に東京、大阪、兵庫、京都の4都府県に3度目の緊急事態宣言が発令され、その後、対象地域の拡大や期限の延長などを経て、現在10都道府県に緊急事態宣言が発出中であり、収束の見通しが立たない状況が続いております。

長野県内におきましても、ここ最近、新規感染者数は減少傾向にあるものの従来株から変異株への置き換わりが進んでおり、入院日数も長期化の傾向となっております。

県では独自の感染警戒レベルを県内全域で3の新型コロナウイルス警報とするとともに、全県に医療警報を発出し、感染予防の取り組みを呼び掛けております。

町民の皆様には、引き続き日常生活での基本的な感染防止対策を徹底するとともに、感染が拡大している地域との往来や大人数での会食など、リスクの高い行動を控えていただきますようお願い申し上げます。

さて、5月10日月曜日から、文化センター体育館で開始いたしました65歳以上の方を対象とした新型コロナワクチンの集団接種につきましては、昨日（6日）までに1回目の接種が完了した方が4,180人、2回目の接種までが完了した方が2,572人となっております。また、町内の高齢者施設等の巡回接種では、町外に住所のある方お二人を含め、入所されている高齢者206人と、集団接種会場に来ることが困難な方への訪問接種で16名の方へ1回目の接種が完了しております。

これらを合わせた現時点での65歳以上の方への接種率は、1回目が81.9%、2回目が47.9%となっており、今週以降から施設巡回の2回目、集団接種による2回目を引き続き実施してまいります。

高齢者の方への接種につきましては、まだ希望されている方もおられますことから、間もなく追加の接種日程についてお知らせしていく予定としております。

新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活はもとより、あらゆる社会活動、経済活動を停滞させ、大きな影響をもたらしております。町といたしましては、ワクチンの接種を進めるととも

に、社会経済活動も徐々に取り戻していかなければなりません。こうした状況に対応する新たな支援策等について、今議会に上程いたします一般会計補正予算に所要の経費を計上し、適切な時期に実施してまいりたいと考えております。

さて、世界の経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカでは、ワクチン普及の影響などにより、個人消費が大幅に増加し、景気回復を牽引し、1月～3月期の実質GDPは、前期比年率プラス6.4%と伸びが加速しており、中国におきましても、一時的な活動制限の強化などにより、経済活動が縮小し伸びが鈍化したものの、1月～3月期の実質GDP成長率は前期比でプラス0.6%と回復の傾向が続いております。

一方、ヨーロッパにおきましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、1月～3月期の実質GDPは前期比年率マイナス2.5%と2四半期連続のマイナス成長となっており、今後の動向を注視していく必要があると考えております。

次に、国内の状況であります。内閣府による5月の月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している」としており、先行きにつきましては、「各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある」としております。また、日銀松本支店が5月に発表しました「長野県の金融経済動向」によりますと、設備投資、個人消費、住宅投資とも持ち直し、生産も増加している一方で、雇用・所得は弱めの動きが続いているとし、総論として「長野県経済は、厳しい状況が続いているものの、持ち直しつつある」としております。

当町におきましては、4月に実施いたしました町内の主な製造業20社の1月～3月期経営状況調査の結果では、生産量は、3か月前の比較でプラスとした企業は12社、マイナス3社、変わらないが4社となっております。売上げについても同様の状況であり、引き続き回復の傾向がうかがえる結果となっております。

また、雇用につきましては、1月～3月の実績が、総計でプラス68人と、前回調査から増加しております。来春の雇用につきましても、1社が未定のほかは、全ての企業で増員または減員分の補充を予定しており、全体では53人の増員予定と、こちらも回復の傾向がうかがえる状況となっております。

今後の町内企業のますますの回復を期待するところであります。

続きまして、新年度に入りまして取り組みを進めている主な事業についてでございます。

今年度は、令和3年度からの10か年のまちづくり全般の最上位計画である「坂城町第6次長期総合計画」のほか、第2期となる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」など多くの計画がスタートいたしました。

長期総合計画に定めました町の将来像「輝く未来を奏でる町」の実現に向け、行政、住民、企

業、関係機関など、多くの主体が連携し、豊かな自然の中で、誰もが生き生きと輝くことができる社会を築き、活力あふれる町を、次世代へとつなぐことを目指して、事業を進めております。

新たな工業団地造成事業につきましては、関係地権者全員との用地交渉が3月末に完了し、申請してありました開発行為や農地転用などにつきましても、先月27日に許可をいただきました。地権者の方々にはご理解・ご協力を賜り深く感謝申し上げますとともに、早急に業者を決定し、造成工事に着手したいと思っております。

また、造成工事に先立ち、千曲川河川事務所から災害復旧工事に伴う、河川敷の良質な土砂、約4,200m³について提供いただけることとなり、5月31日から造成予定地への搬入が始まりました。工事の期間短縮とともに、経費の低減にもつながることから、有効に活用させていただくものであります。

また、隣接する町道A09号線の道路改良事業につきましても、早期に業者を決定し、工事に着手する予定であり、周辺で耕作されている方をはじめ地域の方々にご理解・ご協力をいただきながら、年度内完成に向けて、安全に工事が進められるよう努めてまいります。

さて、スマートタウン構想事業の新たな取り組みとして、昨年度から整備を進めている小学校への蓄電設備等の設置につきまして、今年度は、坂城小学校へ太陽光発電及び蓄電池設備を整備する計画で、現在設計業務を進めております。本事業は、平時のCO₂削減による地球温暖化対策と停電時等の電力供給を併せて実現でき、有事の際の避難所としての機能を高めることにもつながる有効な取り組みと捉えております。

また、信州さかきふるさと寄附金につきましては、全国の皆様から町の特産品に魅力を感じていただき、ご好評をいただく中で、昨年度は、9,549件、1億8,926万1千円のご寄附をいただきました。

今年度も、返礼品提供業者の皆様と連携を取りながら、ふるさと寄附を通じ、さらに町の魅力を全国のより多くの方に発信し、町をPRしてまいりたいと考えております。

さて、松くい虫被害防止対策につきましては、引き続き松枯れ被害が広がっていることから、伐倒駆除を中心に、空中散布、枯損木処理、樹幹注入、松の植樹など総合的な防除対策を講じてまいります。

空中散布につきましては、4月16日に住民説明会を開催し、住民の健康に対する配慮を図る中で、今月23日に有人ヘリコプターによる防除を予定しており、また、人家に近く、有人ヘリでは散布できない個所につきましては、同日と7月14日の2回、無人ヘリコプターによる散布を実施してまいります。

また、さかきテクノセンターでは、先導的で様々な分野の開発に広がりを見せる「金属3Dプリンター」につきまして、町内企業の参加のもと、8月末の導入に向け準備が進んでおります。町内企業の新たな技術開発支援につながるものと期待するところであります。

また、町道A01号線道路改良事業につきましては、酒玉工区につきましては、今年度の工事をもって完了のめどが立ちましたことから、金井工区と酒玉工区間の未整備区間の一部を新たに保地工区として交付金事業を取り入れ実施設計に着手してまいります。

また、国道18号坂城更埴バイパスにつきましては、工事用道路の整備に伴う農業用水路の付替工事につきまして、3月26日に網掛地区で農業関係者への地元説明会が行われました。今年度は、網掛水防倉庫付近から、月見区県営村上団地手前までの区間におきまして、工事用道路設置のほか、本線への盛土、排水構造物などの工事を行っていく予定とお聞きしております。4月下旬から施工業者による工事着手に向けた測量が行われております。

町におきましても、国道バイパス事業のさらなる進捗に向けまして、国や県等、関係機関へ働きかけてまいりたいと考えております。

また、公共下水道事業の整備につきましては、令和2年度に居住地域の工事の発注がおおむね完了し、面整備率は約90%となりました。今年度は、鼠、新地、上平、上五明地区の工事を実施してまいります。

また、坂城小学校に、町で2か所目となる「安心の蛇口」が長野県企業局により設置され、5月13日に操作説明会が行われました。「安心の蛇口」は、耐震性のある水道管で整備され、災害時の給水拠点としての役割を持つ設備であります。現在、南条小学校においても工事が進められており、今後は村上小学校へも設置の予定となっております。

上水道事業につきまして、当町は主に長野県企業局から県営水道として飲料水等の供給を受けておりますが、水道事業は全国的に施設の老朽化や人口減による給水量の減少などが今後の大きな課題となっております。

県企業局では、以前から人口減少を踏まえ持続可能な事業経営について研究をしておりましたが、今般、上田市から長野市までの地域をモデル地区とした「水道施設の最適配置計画の検討業務報告」が厚生労働省から公表されました。今後、県企業局も含め関係する長野市、千曲市、上田市に当町も加わり、将来の上水道事業の研究・検討を進めることとなるものと考えております。

また、福祉分野では、今年度、新たなシステムに移行いたします緊急通報システム「あんしん電話」につきまして、今月下旬から現行システムをご利用されている方への機器の入替えを順次行ってまいります。新たなシステムでは、携帯電話と同様の電波を使った無線方式とすることで、固定電話回線を必要としないため、より便利にお使いいただけるものと考えております。

また一方、新型コロナウイルス感染症の影響等により、経済的に困窮し生理用品の購入が難しい方に対し、災害備蓄品の生理用品を提供しております。窓口は町隣保館のほか、社会福祉協議会でもフードバンク事業の品目に加え提供しております。また、小中学校の児童生徒の皆さんには、各校の保健室に用意をさせていただきました。

先般、令和2年度の国民健康保険加入者の1人当たり医療費の速報値が発表され、当町は

37万6,234円で、令和元年度より2万円余り、約5%の減少となりました。高いほうからの県内順位も、前年度の15位から27位に下がっております。

新型コロナウイルスの感染拡大という特殊な環境下での受診控えも減少の要因と思われませんが、引き続き特定健診の受診率向上など、医療費削減に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さて、改正災害対策基本法が5月20日に施行されました。

災害時に市区町村が発令していた避難の情報について、「避難勧告」が廃止となり、「避難指示」に一本化されるなど、より分かりやすい形に変更となりました。町といたしましても、有事の際の的確な情報発信に努めるとともに、広報やホームページなどを通じて、町民の皆様へ命を守る行動の周知徹底を図ってまいります。

また、今年度改定を予定しております坂城町地域防災計画につきましても、そうした関係法令や国・県の防災計画等を踏まえながら、関係の皆様のご意見をお聞きする中で、より実効性のある計画となるよう作業を進めてまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響で、消防団のポンプ操法大会が昨年に続いて中止となりました。町消防団では、そうした中でも万が一に備え、消防技術の向上を図るため、千曲坂城消防本部の協力をいただく中で、各分団が4週に分けて消防署員から技術指導を受ける独自の訓練を昨日から始めております。地域の安心・安全といった面で大変心強く感じております。

また、今年度は、坂城小学校を会場に町総合防災訓練を計画しております。新型コロナウイルスの状況も注視しながら、より実践的な訓練にできればと考えております。

また、長野広域連合が建設を進めるB焼却施設につきましては、現在、工場棟の耐火、断熱、防音等の各種工事のほか、管理棟及び体験学習棟の躯体工事などが進められております。

町といたしましては、引き続き、葛尾組合焼却施設の業務が万全に行われるよう連携を図るとともに、新施設へ円滑に移行できるよう準備を進めてまいります。また、B焼却施設への移行を、ごみに関心の高まる機会と捉えまして、町内全区において「ごみ減量化・資源化懇談会」の開催を計画するなど、より一層のごみ減量化の推進に努めてまいります。

さて、教育、文化の分野では、昨年度、小中学校全児童・生徒用に導入した1人1台端末につきまして、中学校に続きまして、小学校でも貸与式を行い、活用がスタートいたしました。まずは端末に触れ、慣れることから始めておりますが、町学校職員会で構成する「ICT教育委員会」を発展させた「GIGAスクール推進委員会」におきまして、今後の利活用や使用時のルール作りについての研究が進められております。

さて、上平小野沢地籍にあります、故久保速雄氏の土地、約4,850m²と「主屋」など12棟の建物をご寄附いただきました。

当該土地・建物につきましては、以前から寄附のご意向を受け、町の文化財保護審議会で実施

しました現地調査におきまして、古い養蚕農家の建築物として、価値の高い文化財であるご意見をいただいた経過がございます。

びんぐし公園、村上保育園等とも近接する区域でありますので、まずは維持管理に必要な対応をさせていただき、今後、文化財としての保護・保存と利活用につきまして、検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、6月補正予算の主な内容について申し上げます。

第4波となる新型コロナウイルス感染症が広がり、終息が見通せない状況が続く中、町内製造業につきましては生産や売上げ等、回復の傾向が伺えるところではありますが、飲食業を中心に、サービス業や小売業者など、様々な業種で大変厳しい状況が続いております。

そうした事業所の、事業継続と経営安定を図り、雇用の維持を目的として、新たな景気回復の支援策や補助制度などに要する経費を計上させていただいております。

まず、落ち込んでいる景気の回復を促し、消費の促進と家計への支援を図るため、登録をいただいた町内店舗等で利用が可能な応援券1人2千円分を世帯人数分、世帯主に交付する「さかきのお店応援券事業」の実施を計画しております。

また、「消費回復応援事業」としまして、町内の商店や観光施設を楽しみながら回っていただき、町内店舗などの利用促進と誘客につなげるため、町商工会と連携し、従来のスタンプラリーと併せて、新たにQRコードを活用したデジタルスタンプラリーも実施したいと考えております。

さらに、飲食店等を安心して利用いただくため、空気清浄機などの衛生管理品や、飛沫対策品などを設置し、積極的に感染予防・防止対策に取り組む事業者を支援する「飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策補助事業」の実施を予定しております。

また、昨年度、町商工会と連携して実施し大変好評いただいたドライブスルー坂城井井、これはどんぶりどんぶりですけれども、「ドライブスルー坂城井井」につきまして、本年度も実施を計画し、地域で頑張っているお店を支援してまいりたいと考えております。

また、コロナ以外では、国からの社会資本整備総合交付金の内示を受け、A01号線の道路改良事業の工事費などのほか、昭和橋、谷川跨線橋などの橋梁修繕事業に係る経費につきまして増額計上いたしました。

また、地域住民が主体となって実施する「県地域発元気づくり支援金事業」が採択となりました。農道1路線、林道「網掛線」、「太郎山線」の計3路線について原材料支給、重機手配などの支援をしております。

併せて、昨年10月、名誉町民の称号を贈呈いたしました高見澤正氏から、「将来の坂城町のために」と寄附をお寄せいただきました。建設を計画している新複合施設建設の原資とさせていただきため、町保健福祉等複合施設整備基金へ積立て、将来のまちづくりに活用させていただきたいと思っております。

以上、新型コロナウイルス対応、令和3年度の主な事業の進捗状況並びに6月補正予算の概略について申し上げました。

今議会に審議をお願いする案件は、人事案件が1件、一部事務組合の規約の変更が1件、条例の一部改正が1件、一般会計補正予算1件の計4件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（小宮山君） 町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度坂城町一般会計予算及び令和2年度坂城町下水道事業特別会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告がありました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、坂城町土地開発公社から、令和3年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。

それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、請願及び陳情について申し上げます。

本日まで受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおりであります。

所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので報告いたします。

議長（小宮山君） 日程第5「議案第43号 坂城町教育委員会委員の任命について」を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第43号「坂城町教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、6月30日をもって任期が満了する中島敏氏について、同氏が識見が高く、小中学校長、坂城町公民館館長を歴任するなど広く教育活動を実践され、経験豊富であることから、引き続き教育委員会委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和3年7月1日から4年間であります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時30分～再開 午前10時40分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

◎日程第5「議案第43号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

議長（小宮山君） 次に、日程第6「議案第44号 千曲衛生施設組合規約の変更について」から日程第8「議案第46号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」までの3件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、順次、議案第44号から46号までご説明申し上げます。

まず、議案第44号「千曲衛生施設組合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、千曲衛生施設組合議会議員の定数を削減するため、同組合規約の一部を変更するものであります。

変更の内容としましては、組合議会の定数を「18名」から「13人」に削減するもので、その内訳は、長野市については「8名」を「5人」に、千曲市が「7名」を「6人」に、坂城町が「3名」を「2人」に改めるものであります。

施行期日は、県の許可があった日からとし、経過措置として現に在職する千曲衛生施設組合議会の議員の任期中は引き続き組合議員として在職することとし、改正後の組合議員の定数につきましては、それぞれの組織市町ごとに次回の改選時から適用されるとしております。

次に、議案第45号「坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものであります。

内容としましては、個人番号カードの発行主体が町から地方公共団体情報システム機構に変わり、今後は法律に基づいて機構が手数料を徴収することとなりますことから、別表に定める個人番号カードの再発行手数料に関する部分を削除するものであります。

なお、法改正後は、町が機構からの委託を受け、再発行手数料を徴収することになります。

最後に、議案第46号「令和3年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,886万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を68億5,086万1千円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、社会資本整備総合交付金等の国庫支出金5,165万円、新型コロナウイルス特別警報Ⅱが発出された市町村が実施する事業者支援等に対する県補助金及び地域発元気づくり支援金等の県支出金1,039万4千円、寄附金1千万円、町道A01号線道路改良事業及び橋梁修繕事業等に係る町債3,570万円、財政調整基金からの繰入金6,505万4千円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、長期化するコロナ禍の中、厳しい経営環境が続く事業者への支援といたしまして、町内飲食店、小売店等の利用促進と消費喚起を図るため、登録した町内店舗で利用可能な応援券2千円分を全住民に配布する「さかきのお店応援券事業」に3,371万9千円、町内飲食店、小売店や観光施設などの利用促進と誘客を目的とした専用アプリによるデジタルスタンプラリーなど「消費回復応援事業」に473万円、町内店舗等が必要とする感染予防対策用品の購入費等に対し、上限10万円で補助する「飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策補助」に500万円、商工会が実施する「ドライブスルー坂城井井」事業に対する補助として380万円をそれぞれ増額するほか、A01号線道路改良事業に係る工事等3,100万円、昭和橋、谷川跨線橋など橋梁修繕事業に係る工事等6,400万円、ご寄附いただいた寄附金を将来のまちづくりに有効活用させていただくため、坂城町保健福祉等複合施設整備基金へ積立てを行う積立金1千万円をそれぞれ増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日8日から6月13日までの6日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、明日8日から6月13日までの6日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は、6月14日午前9時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午前10時49分）

6月14日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|---|--------|
| 町 長 | 山 | 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 | 崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清 | 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳 | 澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼 | 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大 | 井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹 | 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 | 達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 | 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 | 内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 | 崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 | 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 | 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細 | 田 美香 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 | 下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 | 内 優子 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴 | 海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 | 村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 | 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 太陽光発電施設の設置についてほか | 吉川まゆみ 議員 |
| (2) 町内事業所等の状況はほか | 大森茂彦 議員 |
| (3) 子どものがん教育についてほか | 祢津明子 議員 |
| (4) 「気候非常事態宣言」についてほか | 栗田 隆 議員 |
| (5) 町のコロナワクチン接種についてほか | 大日向進也 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から16日までの3日間、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 質問者は、お手元に配付したとおり11名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段の協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に、11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

11番（吉川さん） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

最初に、現在コロナ収束に向けて取り組んでいただいている新型コロナワクチン接種、当町におきましても集団接種として、5月10日から文化センター体育館で行われております。職員の皆様には通常業務に加え、円滑な接種に向け、駐車場からの安全対策や会場内での誘導など、きめ細かな対応をしていただき、住民の皆さんからも感謝の声をいただいております。この場をお借りいたしまして御礼を申し上げます。大変にありがとうございます。まだまだ続く接種ではありますが、情報を密にして、住民の皆さんが安心して無事故でできますよう、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

1、太陽光発電施設の設置について。

イ、設置の手續について。

5月26日、参院本会議において、2050年までの脱炭素社会実現を明記した改正地球温暖化対策推進法が可決・成立をいたしました。この中で、太陽光などの再生可能エネルギーの導入を拡大するため、自治体が再生エネ施設の建設に関与できる仕組み、促進区域を設ける制度を新設していくとあり、小泉環境相は、「太陽光パネルを置けるだけ置き、景色を変えていきたい」と意気込んでいるとのことでした。

さて、当町は南北に走る千曲川を挟んで東西に広がる山に囲まれた自然豊かな町であります。そして工業と農業の町であります。自然の力を活かしたエネルギーの必要性が高まる中、日照のいい当町でも太陽光発電施設が多く設置をされてきております。

先日友人から電話があり、突然測量の方が見えて隣の土地を測量し始めた。何かと思って聞いてみたら、太陽光発電施設を造るため測量を頼まれたとの話で、友人は何も聞いていなかったのだからこれはまずいと思い、連絡をくれたのでした。

そこで、太陽光発電施設設置についてお聞きいたします。

1として、事業者が設置するに当たっての手續の手順と町の対応について。また、届出には事業届と開発行為届がありますが、その違いについてもお聞きいたします。

2点目として、過去5年間の届出の状況はどうでしょうか。その点と今まで太陽光発電施設設置に対する近隣とのトラブルや苦情などの状況についてもお聞きいたします。

3点目として、当町における民間を除いた設置件数とその容量について、直近のデータが分かればお示しください。また、設置区域の規制についてはどのようになっているのでしょうか、その点についてもお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま吉川議員さんから1番目の質問としまして、太陽光発電施設の設置についてということでご質問をいただきました。私からは全般的なことをお答え申し上げまして、詳細に関しまして、担当課長から答弁をさせます。

まず、平成20年7月に閣議決定された低炭素社会づくり行動計画では、太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年には40倍にする目標を立てました。導入量の大幅拡大を進めるとされ、全国的に太陽光発電設備の設置が進みました。

当町におきましては、平成23年3月に発生しました東日本大震災における原子力発電所の事故をきっかけとしまして、様々な分野において、安定的な電力供給を維持し、地域全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用など複合的に組み合わせた仕組みづくりを目指して、スマートタウン構想事業に取り組んでまいりました。

その中では、町民の暮らしにおける省エネルギー行動などによるライフスタイルの変革に向け

た意識啓発とともに、再生可能エネルギーの推進を行い、住宅用の太陽光発電設備などの導入に対する支援も実施してまいりました。

また、昨年10月には、菅内閣総理大臣が所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言して、今後においても再生可能エネルギーの推進が重要であることが再確認され、今後も新たな太陽光発電設備の設置が進むものと考えるところであります。

一方、事業としまして、大規模に太陽光発電設備を設置する場合には、町環境保全条例のほか景観法や農地法、文化財保護法、都市計画法などの開発行為に係る法令を遵守し、近隣住民に配慮するなど、秩序ある設置、運営が必要となってまいります。

設置の際には、町生活環境保全条例に基づきまして町への届出をしていただくほか、関係法令や資源エネルギー庁が策定しているガイドライン等を遵守の上、事業計画を進めていただくことが円滑な事業の実施のため大変重要であります。

当町におきましては、工作物である太陽光発電設備を地上に独立して設置する場合、設置面積が500平方メートルを超える場合や設置する土地の面積が1千平方メートルを越える場合には、町生活環境保全条例施行規則により、開発行為の届出をいただいております。

そのほか、開発行為の届出に該当しない場合であっても、太陽光発電設備の設置や電波塔など公害を発生するおそれのある事業につきましては、町生活環境保全条例に規定する事業届の提出を受け、指導や助言を行い、事業を進めていただいております。

次に、発電容量10キロワット以上の太陽光発電設備の設置件数とその容量についてですが、資源エネルギー庁によると、当町の固定価格買取制度を利用した設備の件数及び発電容量は、令和2年12月末時点で263件、発電容量は8,259キロワットであり、件数、発電容量とも年々増加となっております。

二酸化炭素排出を抑制し、ゼロカーボンを実現するために再生可能エネルギーの推進は必要ですが、太陽光発電事業が持続的・安定的に実施されるためには、近隣住民のご理解を得ることや環境保全や防災、景観等への配慮が重要であります。

町といたしましても、引き続き開発行為の届出や事業届により、開発行為の内容をお聞きする中で助言や指導をさせていただき、太陽光発電事業のさらなる普及と適切な実施に努めてまいりたいと考えているところであります。

住民環境課長（竹内君） 1の太陽光発電施設の設置についての、この設置手続のご質問に順次お答えいたします。

まず、事業者の太陽光発電施設設置への手順と町の対応、事業届と開発行為届の違いですが、先ほど町長からお答えしましたように、工作物である太陽光発電設備を地上に独立して設置する場合は、設置面積が500平方メートルを超える場合や設置する土地の面積が1千平方

メートルを越える場合、開発行為の届出が必要となってまいります。

開発行為の届出の際には、図面等の書類のほか、地元区長、隣接地権者等の同意書が必要であり、設置周辺地域において十分な説明をした上で事業に着手するよう指導をしております。

開発行為の届出が提出された際は、関係する庁内関係各課に意見聴取を行い、景観法、農地法、文化財保護法、都市計画法など、環境保全以外の面からも指導等が必要な場合は、担当課において対応し、その後、開発行為届受理通知書を行為者へ交付します。

行為者は、開発行為届受理通知書を受けた後で事業に着手し、事業が完了した際には、開発行為完成届の提出が必要となります。

続きまして、事業届であります。開発行為に該当しない場合でも、太陽光発電設備の場合は、坂城町生活環境保全条例第70条に規定する事業届の提出を求めています。この事業届に該当する場合につきましても、後々のトラブル防止のため、必ず地元区長、隣接地権者等に事業の説明をし、理解を得てから着手するよう指導をしております。

事業届の場合は開発行為の届出と違い、地元区長さんや隣接地権者等の同意書が必須ではありませんが、付近住民等とのトラブルを未然に防ぐため、町の指導・指示に従い、誠意をもって公害防止に努める旨を誓約した公害防止に関する確約書の提出が必要となります。

町はこれら必要な添付書類を確認した上で必要に応じて指導を行った後、事業届を受理しております。

続きまして、町に提出された太陽光発電設備に関する過去5年間の件数は、開発行為届によるものにつきまして、平成28年度が3件、平成29年度が4件、平成30年度が1件、令和元年度が2件、令和2年度が1件であります。

また、事業届によるものにつきましては、平成28年度が0件、平成29年度が2件、平成30年度が3件、令和元年度が1件、令和2年度が0件という状況であります。

続きまして、太陽光発電施設の設置から現在までの隣接とのトラブル等の状況と内容でございますが、設置する前のものにつきましては、ご質問にありましたように、近隣の方からご相談をお受けした事例がございますが、既に設置されたものに関しましては、過去5年間を遡ってみましても、町に対してトラブルの相談や苦情等は寄せられていない状況でございます。

続きまして、設置区域についての規制でございますが、都市計画法による「風致地区」のほか、森林法による「保安林」、文化財保護法による「史跡名勝天然記念物の指定地域及び周知の埋蔵文化財包蔵地」、また、地すべり等防止法による「地すべり防止区域」、砂防法による「砂防指定地」等においては、法令等の規定に基づき開発行為が制限され、開発行為を行う場合、風致地区においては町、以外は県の許可が必要となっております。

11番（吉川さん） ただいま町長及び担当課長より、当町の状況や事業者の手続きについて詳しくお話をいただきました。

トラブルについては、設置後はなしと、設置前の件数としてあったというお話でございました。今もお話を聞いておまして、一つ問題は、500平米以上、または1千平米以上のものについては開発行為届出書ということで、この中できちんと役場の庁内各課を回して、そして受理通知を必ず許可証を許可制ということで出しております。そして地元区長や地権者の同意書も求めているということで、この事業届との違いということが大きく分かりました。

その中で今回感じたのは、今回はたまたまだったかもしれませんが、中にはもしかしたら泣き寝入りをしていた方もいたんじゃないかなということを感じます。それは事業届のこういう小さい届出については、行って帰っての確認ができていないということだと思うんですね。今まで大きなトラブルはなかったということですが、事業届については許可制でないという部分が大きく違うと思います。

そこで当町でも条例については平成31年4月末の時点で、県で調べた中では1千平米以上ということで、今の開発行為についてはきちんと定められておりますが、それ以下の事業届のみで設置をしていく場合についての条例というものがございません。今のお話ですと指導、そしてまた助言をする、そういう形の中で許可をしているという暗黙の取り組みだと思えます。

そういうことで、今後について先ほども町長からも、さらにこの太陽光発電施設の開発が進んでいくという中で、もう少しその規制といいますか、条例、そういうものを厚くしてつくっていただきたいというのが私の要望ですが、それについてお考えをお聞きしたいと思います。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。

太陽光発電事業者は、開発行為の届出に該当しない場合でも、太陽光発電設備を設置する場合は事業届の提出が必要であり、町では後々のトラブルにならないよう、必ず事業着手前に隣接地権者及び地元区長さんへ説明をし、理解を得た上で着手するよう、開発行為の届出と同様、助言・指導を行っております。

また、近年、太陽光発電設備の設置が増加していることに対応するため、環境省においては令和2年3月に太陽光発電の環境配慮ガイドラインを定めております。

このガイドラインは、規模の小さな太陽光発電設備の設置の場合にも、立地検討、設計段階において環境面での課題に気づくことを支援し、発電事業者等における自主的な環境配慮の取り組みを促すものとなっており、企画立案段階で必ず市町村に必要な対応の確認や相談をするよう定めております。

太陽光発電事業者にとっても、確認や相談をせずに着手した結果として事業が行き詰まる事態は避ける必要があることから、このようなガイドラインにのっとり、町に相談の上で事業を進めていただいているものと認識しております。

これまで設置されている家庭用を含めた太陽光発電設備については、設置までの過程、設置後につきましても、町に苦情等は寄せられていない状況でありますことから、適正な運用が図られ

ていると認識しているところであり、現在のところ、太陽光発電施設に特化した要綱、もしくは条例の制定について、早急な対応は考えていないところでございます。

町といたしましては、環境省等のガイドラインも活用する中で、今後も継続的・安定的に地域での円滑な稼働と適正な設置が図られるよう、事業者等への助言や指導に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

11番（吉川さん） 今のお話で、今後、条例というものは考えていないというお話でありました。もちろん国で示されたものを事業者はきちんと守ってやっていただいているとは思いますが、そうであれば、このような今回みたいなトラブルがなかったと思います。

安曇野市では、200平米を超えるものについて、条例上特定開発事業として市議会に諮って市長が認定する、市でありますからそういう部分も結構きちんとしているのかと思いますが、また、箕輪町、南箕輪村では、10キロワット以上の設備を造る場合については必ず住民説明会を設けると、このような規定もつくられております。

私は今回のトラブルをお聞きして、今町では風致地区以外にも文化財、また砂防など、あらゆるところが設置できないというふうになっておりますので、今後それ以外のところに、民家のところとかそういうところにも設置をしていく事態はどんどん増えてくると思います。

そういう意味で、今後の中でぜひ区長や近隣に必ず了解を得るようにという、言葉でのお約束ですけれども、そこら辺をもうちょっと規制をかけていただければと思います。かけられないのであれば、書類を出していただいたときに図面を見て、地域が分かりますので、近隣の地権者にきちんと町でも確認をしていただくような形が取られればいいかなと思います。

もう一つですが、太陽光発電施設は設置から20年、30年で終了となってまいります。あるところでは、その後の対策として、設置のときに終了後の機器の撤去や不法投棄への約束事をしっかりと交わす内容も示していると聞いております。国でもきちんと法令では定めておりますが、この辺が今後大きな課題と思いますが、この点については町はどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

住民環境課長（竹内君） 事業終了後の放置や不法投棄の対策についてであります。事業を終了した発電設備については、撤去までの期間、適切に維持管理するとともに、撤去及び処分は廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行う必要があります。

また、発電設備を撤去及び処分する場合は、環境省の太陽光発電設備のリサイクル等に向けたガイドラインに沿い、適正に処理することが求められております。

廃棄等の費用は、撤去業者、解体業者、建設業者、産業廃棄物の処理業者等の見積りに基づいた上で、事業運営を行うことが重要と考えております。また、不法投棄は犯罪ですので、廃棄物費用の不足を理由に不法投棄するようなことは絶対に許されることではございません。

資源エネルギー庁が策定した太陽光発電事業の事業計画ガイドラインでは、事業終了後に必要な廃棄等費用が確保できないことで発電設備が放置されることを危惧し、計画的な廃棄費用の確保をするよう示しております。

太陽光発電事業を行う場合には、事業者が事業終了後までを見据えた長期的かつ安定的な計画、運用を行うことが不可欠であり、町としましては、事業終了後の放置や不法投棄のないよう十分指導を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

11番（吉川さん） 今お聞きしまして、十分指導をしていくというお話でございました。

先ほどの事業届については何らかの形を取って、今後ますます増えていくと思いますので、対策を取っていただきたいと思います。

読売新聞が各地に取材をした結果、兵庫、和歌山、岡山の3県と全国135市町村で太陽光発電施設の設置を規制する条例が制定されておりました。そのうち、施設の設置時に首長の同意・許可を必要とするのは76自治体、そして原状回復や撤去・廃棄費用の積立てを義務づけているのが54自治体、設置の禁止区域を指定している自治体は37自治体でありました。

当町は風致地区を除くと、かなり狭い地域での設置と今後なってまいります。荒れた耕作放棄地をそのままにしておくよりは十分意味があると思いますが、今後、1,000m²未満の設置の対応について、国の動向を見る中で、何らかの手だてについて検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

2点目として、利便性を実感できる行政サービスについて、イ、マイナンバーカードについて。

平成28年から本格的に開始をしたマイナンバーカードの交付事業が6年目を迎えております。今年3月、我が家にも未作成であった母のもとに申請の書類が届きました。101歳ですが、写真を撮り、申請をいたしました。

このように国では国民全員に一日も早くカードを作成し、行政手続の効率化、円滑化を図るよう導入を進めております。マイナンバーカードの取得は任意ですが、税金の電子申請ができた、この3月からは健康保険証として試験運用も始まっております。

そこで総務省の報告であります、令和2年1月1日時点の総人口1億2,713万8,033人に対して、今年の5月1日時点では3,812万9,334枚ということで、30.0%まで交付が進んでまいりました。

そこで当町の交付状況について伺います。

1点目として、このマイナンバーカードの交付状況は、令和元年度から現在までどのようなになっているでしょうか。

2点目として、当町においても担当課の皆様には休日も返上して交付事務に当たっていただいていたとお聞きしています。心から感謝申し上げます。そこで、その状況についてもお聞きいた

します。

口として、各種証明書のコンビニ交付導入について。

これは住民票の写しや印鑑登録証明書など、各種証明書が身近なコンビニエンスストアのキオスク端末で取得できるサービスです。開始から10年以上もたつそうです。現在まで参加の市区町村は742団体以上で、対象人口は1億人を突破したと聞いています。

県内では長野市をはじめとする17市、そして御代田町などの13町、また南牧村をはじめとする9村が既に導入をしております。平成29年には多くの自治体が導入を決めました。

当町では実施計画の中で、令和4年度と示されておりましたが、このサービスの導入へのお考えと導入に向けた検討状況をお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

住民環境課長（竹内君） イのマイナンバーカードについてお答えいたします。

初めに、マイナンバーカードの町内の交付状況でございますが、累計で令和元年度末が交付枚数1,530枚で交付率10.29%、令和2年度末が交付枚数3,351枚で交付率23.01%、また、令和3年度に入りまして、4月と5月で804枚を交付しており、5月末時点における交付率は28.52%となっております。

また、1日当たりの交付枚数といたしますと、令和元年度が1日当たり2.7枚、令和2年度が1日当たり6.7枚、また、令和3年度は4月と5月において1日当たり18.7枚を交付しており、令和2年度と比較しまして約3倍に伸びている状況でございます。この要因として、国のマイナポイント事業が大きく影響しているものと考えております。

続いて、町における交付事務の状況でございますが、マイナンバーカードの発行事務は、交付を開始した平成28年1月から住民係4人で対応してまいりましたが、マイナポイントなどによりカードの交付希望者が大幅に増加したことにより、昨年10月から係員4人に加え、会計年度任用職員1名を増員して対応に当たっているところでございます。

また、平日の受け取りができない方のために、カード発行事務開始当初から、毎月第2、第4土曜日の午前9時から午後3時までの休日に交付を行っております。また、平日の受付窓口を午後6時30分まで延長して対応するなど、住民の皆さんが受け取りやすい配慮も行っているところでございます。

続きまして、口の各種証明書のコンビニ交付導入について、現在までの検討状況に関してお答えいたします。

ご承知のとおり、コンビニ交付サービスは、コンビニエンスストアの複合機に個人番号カードをかざして申請すると、全国のコンビニエンスストアで証明書が受け取れるサービスで、特徴は「いつでも」「どこでも」サービスを受けられることができ、自治体サービスとして証明書を交付するサービスが普及しつつある中、住民負担の軽減という点では、自治体窓口の閉庁時間外

でも身近な場所で証明書が取得できます。

また、郵送請求の場合は取得に日数を要したり、添付書類など申請の不備により住民の確認、再案内、手戻りが起こりやすい点を解消したりすることができるなど、住民サービスの利便性及びデジタル化の推進といった観点からも検討していく必要があるものと捉えております。

導入に際しましては、毎年の経常経費のほかにシステム構築の費用など多額の初期費用が必要となっておりまして、この初期費用に関しましては、複数の市町村が同時に導入することにより経費を抑えられますことから、調整を図る中で導入に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

11番（吉川さん） 今担当課長より答弁をいただきました。

カードの枚数は現在、町では28.52%ということで、国に準ずる取り組みが進んでいると理解いたしました。

そしてまた対応につきましても、昨年10月から1名増員をして当たっていただいたということで、大変感謝の思いでいっぱいです。

さて、今回この内容についてお聞きしたところ、最近では1日平均23.1枚と、2年前の8倍ほどの取得者を受け付けされているということでしたが、この4月でマイナポイント事業の申請が終わり、おのずと希望者が減っております。5月の窓口申請については18件とお聞きいたしました。そこで、このまま申請が途絶えてしまわないよう、マイナンバーカード取得促進をさらに加速をさせていく必要があります。

それには利用のメリットなどを明確にして住民に広報をする取り組みと、さらには申請手続がネットできない皆様への支援が必要かと思えます。この点については、当局はどのようにお考えでしょうか。

その点と、また今年度、令和3年度として交付の目標は設定してこられたでしょうか。

以上2点についてお聞きいたします。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

インターネットによる申請ができない方への支援についてでございますが、住民環境課では専用のタブレット端末を用意しており、直接窓口へお越しいただければ、住所や氏名など必要な内容をお聞きして、職員が直接入力をして申請手続をサポートしております。もちろん申請に必要な証明写真も窓口でお撮りできますので、お越しになる際は、本人確認のできる証明書をご持参いただければ簡単に手続ができます。インターネットが不得意な皆様には、ぜひともお気軽にご来庁いただきますようお願いをいたします。

次に、さらなる普及に向けての取り組みについてお答えいたします。

ここ最近のマイナンバーカード普及の伸びは、国のマイナポイント事業が一つの要因と考えているわけですが、マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請受付は、今年4月をも

って終了しましたことから、申請者数も減少傾向にあり、今後の普及への影響が懸念されるところでございます。

このような中、カード普及の取り組みとしましては、広報等を通じてマイナンバーカードを利用したサービスのメリットを周知し、窓口におきましても住所変更などの届出や各種証明書の申請のため町民の方が来庁された際には、チラシを配布するなどとお声がけをしたりするなど、普及啓発に向け心掛けてまいります。

また、今年度の交付の目標であります、まずは交付率全国平均30%ということもございまして、町は若干交付率が全国平均よりも低いわけですが、この30%を一つの目安として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

11番（吉川さん） 今のお話ですと、広報にしっかりとメリットなどを周知をして、そして窓口でしっかりサポートしてまいりたいというお話でありました。

現在28.52%で、30%といいますと約1.5%のプラスということでございます。まず一番はこの申請のしやすさというのがネックだと思います。もちろん窓口でお待ちしていますよというのもいいんですけども、他の自治体での例ですが、夏休みを利用して、期間中、図書館や博物館で申請のブースを設けて行ったところや、また市役所に来るのが大変ということで公民館で行っていただいた、このような例もございます。

今回、当町ではワクチンの接種の予約なんですが、急遽町のご配慮で文化センターで3日間予約受付を行っていただいたことで、住民の皆さんからは大変喜ばれました。職員の皆さんには休日を返上してということで大変だったと思いますが、このマイナンバーカードの申請についても、例えば秋の文化祭などのイベント会場を利用されたり、これは開催するかどうかが問題ですけども、また、公民館などで出張申請受付など、このような形での具体的な申請の加速に向けた支援ができないか、再度お聞きしたいと思います。

そして、ロのコンビニ交付サービスについてですが、いずれ導入されたときにはどのようなサービスを入れていく予定でいるのでしょうか。その点についてもお聞きいたします。

住民環境課長（竹内君） ご質問にお答え申し上げます。

マイナンバーカード申請受付の拡大についてであります、公民館や各種催し会場などへ出向いて、申請を受け付ける出張窓口など、現在は新型コロナウイルスの関係で人が集まるのが困難な状況ではありますが、今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、コンビニ交付導入後に取得できる発行証明書としましては、住民票、印鑑証明、戸籍、戸籍の附票、税の証明などを対象として検討しているところでございます。

11番（吉川さん） 出張申請、これは本当に職員の皆さんには大変に労力をおかけすると思います。でも区とかの中でもしっかりとサポートしながら一緒になってこの申請を加速させる取り組

み、ぜひ今後検討の土台に乗せていただきたいと思います。

マイナンバーカードの窓口申請の状況を聞きましたところ、今年1月から3月までが2桁になったそうです。それはマイナポイントの結果だと思います。

とにかく今後の対策としては、ぜひこのネットで自分で申請できない方々の一日も早いカード作成に向けて検討をお願いしたいと思います。

コンビニ交付サービスでございますが、マイナンバーカード取得普及へのこの一因ともなっております。そして、この導入によりまして、担当課の窓口の事務の軽減もできてまいります。その分を今一番必要としている福祉の分野の職員の充実に向けて、ぜひ配慮していただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。

3、町立図書館のコロナ対策について。

イ、コロナ対策の状況は。

コロナ禍の中、家にいる時間が増え、おのずと読書の時間を持つ方も増えております。私も孫を預かったときなど、一緒に図書館に行き、あれやこれやと興味のある本を探して、棚の本を何度か入れたり出したりをしました。

さて、多くの住民が利用するこの図書館ですが、去年は休館の対策を取るなど、不特定多数の方が利用される施設として気の抜けない日々を送られたことと推察いたします。職員の皆さんは今までとは違った意味で通常業務以上に気を使い、対策を取っていただいております。

図書館は学生にとっては学習の場でもあり、小さなお子さんを持つ親御さんにとっては、唯一絵本や紙芝居などを通してコミュニケーションづくりの憩いの場所でもあります。

そこで、この図書館のコロナ対策の状況はどうでしょうか。館内の対策についてと書籍への対策についてお聞きをして、1回目の質問を終わります。

教育文化課長（堀内君） 3、町立図書館のコロナ対策について、イ、コロナ対策の状況はについてお答えいたします。

町立図書館における新型コロナウイルス感染予防対策といたしましては、昨年4月10日から5月20日までの1か月ほどの間やむを得ず休館とし、開架スペースは閉鎖しておりましたが、カウンターでの返却・貸出は行うなど最低限のサービスの継続をとということで、電話での予約を受け付け、利用者が図書館の本を利用できるよう努めてまいりました。

再開してからの館内での感染防止対策といたしましては、職員のみならず図書館利用者にもマスクの着用、そして図書等資料に触れる前に、館内入口と2階学習室の入り口に設置しております消毒液での手指消毒等の対策にご理解とご協力をいただいているところでございます。

図書館の場合、本や資料を介した感染を防ぐ必要があり、その最も効果的な対策としましては、資料利用前後の手洗い、手指の消毒であると日本図書館協会の示す図書館における新型コロナウ

イルス感染拡大予防ガイドラインに示されております。

また、咳エチケットや他の利用者との距離の確保等にもご協力いただくよう、コロナ禍における図書館利用についての啓発チラシを作成するとともに、その場での声かけ等を行うなど、感染予防に努めているところでございます。

そのほか、閲覧室の利用につきましては30分以内とし、また、学習室もなるべく短時間での利用をお願いするとともに、利用者同士の間隔を空けて利用していただくため、席数も通常より減らした対応を継続しているところであります。通常ですと閲覧室では16席あったものを10席に減らし、また学習室では30席あったものを14席に減らすことで、隣席との距離の確保に努めております。

また、図書館では本の貸出しのほかに図書館講座として2階集会室を活用し、おはなし会、紙芝居、そして英語によるおはなし会等、様々な講座を開催してまいりましたが、昨年3月29日より、学習室の利用中止に合わせてイベントの開催も中止とした経過がございます。

講座につきましては、昨年12月に再開してからもなお定員をこれまでの15組から10組に減らすなど、講師の協力もいただく中で感染予防対策を講じ、開催しているところであります。

続きまして、貸出、返却本への対策についてでございますが、貸出・返却カウンター2カ所にはそれぞれパーテーションを設置し、飛沫による感染防止対策を図るとともに、利用者からの返却本につきましては以前からアルコール除菌クリーナーを使用し、本の表紙と裏表紙をきれいに拭き取っておりますが、さらに消毒も行い、一定程度の時間をおいてから書架に戻すようにしております。

その他、利用者の多くの方が触れるカウンター、机、椅子、そして階段手すりの小まめな消毒にも努め、換気も定期的に行うとともに、昨年度、館内全てのトイレ、手洗い場の水栓を手を触れずに利用できるよう自動水栓に変更しました。

休館時を見ますと、インターネット予約の登録が増加し、久しぶりにご利用された方や、特に子ども連れの方の利用も多く見られ、改めて公共図書館の必要性を痛感したところでございます。

今後につきましても、コロナ禍ではありますが、巣ごもり需要等で図書の貸出し、図書館の新規登録者数などの増加も見込まれますことから、適切な対策を講じ、継続した図書館運営ができるよう、引き続き努めてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいま担当課長より図書館のコロナ対策について詳しく答弁をいただきました。

入り口での消毒、また他の利用者との距離の確保など声かけをしていただき、また、チラシを作っていたというので、しっかりと対策を取っていただいております。

利用についてですが、確認したところ1日の利用人数は令和元年度が55.8人、令和2年度は57人、そして1日の貸出冊数においては、元年度が256.6冊、2年度が270冊と増え

ておりました。たしか昨年は4月、5月、20日間ほど休館でありました。それでも利用率が上がっているということで、これは大いに自粛生活の表れだと思います。

そこで不特定多数の皆さんが触れるこの書籍についてお伺いいたします。

ただいまの答弁では、返却本についてはアルコール除菌クリーナーで表面を拭き取り、消毒して一定の時間を置いてから書架に戻しているというお話でありました。もちろん利用される方は手の消毒を行い、感染防止対策をされ読まれていると承知しておりますが、この消毒について書籍の中までではできない状況であります。ただいまの除菌の仕方ですと、ゆくゆくは本の表紙の劣化にもつながるのではと考えます。

そこで、他の自治体で導入が現在進んでおります書籍を清潔に保つブックシャワーという除菌機がございます。これは紫外線を使って書籍を殺菌消毒してくれる機器でございます。本をセッティングをして、風を中で起こし、紫外線を当てることで9割のウイルス・雑菌を除去できるというものであります。実際に導入した図書館では、希望する方が借りた本を自分で機械にかけて殺菌することができるということで、職員の皆さんの手間も省けてまいります。

書籍も大事な財産であります。ブックシャワーを設置することで、もしかしたら不安を抱えて来られないという方も安心して図書館を利用していただけると考えますが、町立図書館へのこの図書除菌機の導入についてお考えをお聞きいたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

ブックシャワー、図書除菌機の導入についてでございますが、図書除菌機には、本を開いた状態で紫外線を照射、送風し、ページの中まで30秒で除菌を行う高額な機器から、本の表面を紫外線で除菌するのみの機器まで様々なタイプがあり、昨年のコロナ禍を契機に導入された館もあるとお聞きしております。

県内におきましては、現在のところエコール管内の東御市を含む8市町村の公立図書館において除菌機が導入されていることを確認しております。

図書の場合、新型コロナウイルスは表紙だけでなく本のページに付着しますので、除菌機を利用する場合には、ページの中まで紫外線を照射できるタイプのものでないと効果的ではないと言われておりますが、紫外線照射による消毒につきましては、紙の劣化等の悪影響を及ぼす可能性があり、有効性につきましても新型コロナウイルスに対しての実証結果はまだ曖昧で注意が必要との指摘もされているところでございます。

また、日本図書館協会での取りまとめ、「図書館資料の取扱い（新型コロナウイルス感染防止対策）について一人と資料を守るために一」として示されている最も効果的な対策といたしましては、資料利用前後の手洗い・手指消毒の徹底と利用された資料の一定時間の隔離とされているところでございます。

このようなことから、多くの公立図書館ではすぐに高額な除菌機を導入するといった状況には

至っておらず、当館といたしましても利用者の安全を第一に考え、先ほども申し上げましたが、手洗い・手指消毒の徹底を図るため、昨年度、館内全トイレ、洗面台の自動水洗化を実施したところでございます。

図書館協会のガイドライン等にのっとり対策を講じながら、除菌機の紫外線照射による除菌効果についての実証結果等も注視しながら、継続した図書館運営に努めてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいま課長より、国のガイドラインにのっとり、しっかりと今後もコロナ対策を行っていきますというお話でした。他の自治体では今回の地方創生臨時交付金、これを活用されて導入された自治体が多くございます。

もう一点ですが、これは個人情報のこともありますけれども、一つだけ、今湯さん館、社協などでは来館の際には記名をされて入館をしているという例もございますが、この台帳に名前を書いていくと誰が来たっていうのが分かかってしまいますが、例えばの話、小さなカードにお名前と連絡先だけを記名して箱に入れていただくというような、このようなコロナ対策の一つとして提案したいと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

入館記録簿をお願いしてはということでございますが、コロナ対策の一方で、図書館につきましては利用者のプライバシーを侵さないという前提がございます。そういったことから現在、町立図書館では入館記録の記入はお願いしてございません。

今後、感染症の拡大防止のためには、先ほども申し上げたような手洗い、手指消毒の徹底と短時間の利用といったことを呼びかけながら、長野地域、そしてエコー管管内、こちらの状況を踏まえまして、引き続き適切な図書館運営に努めてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） プライバシーにということもございますので、確かにその点は配慮しなければいけないと思います。

今後も適切なコロナ対策については、しっかりとまたお願いしたいと思います。

まとめに入ります。先日、駅前で定例の挨拶をしておりましたら、自転車に乗った中学生たちが大きな声で挨拶をして返してくれました。その元気いっぱいの姿を見て、この子たちの将来のためにも、皆が一つになって知恵を出し合い、様々な困難を乗り越え、希望の持てる社会実現に努力していかなければいけないと痛感をいたしました。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） 10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時00分～再開 午前10時10分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、2番 大森茂彦君の質問を許します。

2番（大森君） ただいま議長より発言の許可いただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

新型コロナ感染症は、世界に感染が広がって既に1年半以上経過しておりますが、一向に収束の兆しが見えてきていません。新型コロナに感染していても入院できず、自宅療養という扱いで体調の状況の問合せなどもしてもらえず、悪化して亡くなるという医療崩壊を招くような事態まで起きております。新型コロナ感染症で亡くなった方は1万4千人を超えております。また、新たな変異株対策も、政府の対策では不十分ではないでしょうか。

こうした状況下で、この夏の東京オリンピック・パラリンピック大会開催を強行しようとしております。政府の感染症対策分科会の尾身会長は、「今の状況でやるというのは普通はない」と断言しております。東京五輪・パラリンピック組織委員会は、11日、観客や大会関係者など来訪者が1日最大約34万人となることを公表いたしました。また、ワクチン接種が進められていますが、大会を開催した場合、都内では8月末に新型コロナウイルス新規感染者数が1千人程度となり、開催しない場合に比べて約200人多くなるという試算を明らかにしております。

しかし、菅首相は、「命と健康が守られなければ五輪を実施しないのは当然」と述べながら、判断基準を明らかにしておりません。菅首相は、中止・延期を求める圧倒的多数の世論に向き合おうとしておりません。リスクを科学的根拠に基づいて検討せず、国民の命を危うくしてしまうまで五輪開催を強行することは断じて行うべきではありません。そして、現在医療、飲食店の業者の皆さんが必死に頑張っている。こういうところに専念をして支援を強化していく必要があると考えます。

それでは、具体的に一般質問を行ってまいります。

1といたしまして、町内事業所等の状況はどうか。

イ、町内事業所の経営状況は。

コロナウイルス感染は拡大し、新しい生活様式が取り入れられてきました。オンラインやリモートミーティングなど、町内事業所でのリモートやオンラインへの移行状況についてお尋ねいたします。

次に、各産業、製造業やサービス業、あるいは飲食店等での事業所の経営状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

ロといたしまして、飲食業等への町の支援は。

今議会に補正予算で3つの大きな事業が上程されております。これについて具体的に質問してまいります。

経営安定特別資金の融資件数についてどうなっているか。

次に、これまでの支援策での評価。貸付け後の5年以内は金利負担ゼロというような経営安定特別資金や、あるいはいろんな支援がこの間ありました。この全体を通じて町はどのように評価

されているのでしょうか。

そして、今議会の補正予算に計上されている3つの事業についてお尋ねいたします。

1つは、商工会飲食業等支援事業補助金の内容についてであります。町長の招集挨拶の中で、空気清浄機や衛生管理費や、飛沫対策品などの設置に助成を行うという説明がありました。具体的にこれを質問してまいります。

2といたしまして、坂城のお店応援券事業の内容は。これについても、町長は町内店舗で利用できる応援券、1人2千円分、世帯人数分を世帯主に交付するというふうに説明されました。

次に3つ目に、消費回復応援事業、デジタルスタンプラリー委託ほかということで、これについては従来のスタンプラリーと合わせてQRコードを活用したデジタルスタンプラリーを実施するという説明であります。

以上、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま、大森茂彦議員さんから、1番目としまして町内事業所等の状況は、イとロとご質問ありましたけども、私はイの「町内事業所の経営状況について」お答え申し上げまして、ロの「飲食業への支援」については担当課長から答弁をさせます。

まず、新型コロナウイルス感染症の第4波の影響により、一時は長野圏域で感染警戒レベル5、「特別警報Ⅱ」が発出され、町内では4月に6名、5月に5名の新規陽性者が確認されましたが、町民の皆様、企業の皆様にはそれぞれの生活や企業活動の中において、感染予防に向けて様々なご協力をいただいております。

また、6月5日より県内全圏域の感染警戒レベルが4の「特別警報Ⅰ」から3の「警報」に切り替わりましたが、全国的には緊急事態宣言が発出されている地域もあるため、引き続き感染拡大への警戒を続けていただきたく、正しく適切に感染予防対策を講じていただくとともに、感染拡大地域との不要不急の往来はできるだけ控えていただきますようお願い申し上げます。

さて、ご質問の町内事業所でのリモートやオンラインへの移行状況ではありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染予防と蔓延防止のため、リモートやオンラインによる会議や商談、研修会等が急速に増えている状況であります。

また、昨年開催いたしました「2020さかきオンラインものづくり展」では、WebセミナーやWeb企業説明会などが行われましたが、これらの機会も町内事業所におけるオンライン環境を活用した会議や商談などへの契機となっているものと考えております。

リモートによる社内会議や業務管理、オンラインによる商談や研修など、コロナ禍において移動の制限や人との接触が制限される中、企業活動を続ける上では欠かせないものとなっております。

また、オンラインによる研修やセミナーなどを行う環境やスペースがない企業が、坂城テクノセンターを利用され、オンライン研修等を実施する機会が増えており、そのような状況からも企

業におけるオンライン化が進んでいることを伺い知ることができます。

オンライン・リモートワークは、新型コロナウイルス感染症の対策として、町内でも規模を問わず多くの企業で環境が整えられ、飛躍的に広まってきておりますが、使う場所や距離に捉われることなく、時間も有効的に利用することができることから、今後もさらに加速していくものと考えております。

続きまして、町内各産業の経営状況についてであります。毎月、町及びさかきテクノセンター、テクノハート坂城協同組合、商工会の4団体において、また、町内金融機関とは四半期ごとに町内事業所の景気や経済活動の状況などの情報交換、共有を図っているところであります。

最初に、飲食・サービス業であります。依然として新型コロナウイルスの感染を避けるため利用が控えられている状況であり、年度末、年度始めの謝恩会や歓送迎会、春の各地域における行事など、団体の予約や利用がほとんどない状況が続いており、収益の減少による厳しい状況が続いております。

また、ランチなどの食事については、デリバリーなどによる一定の利用と売上はあるものの、町外からの出張者や観光客などの利用が少なく、依然として厳しい状況であり、飲食店等の利用につながる消費喚起策などの取り組みが必要であると感じております。

また、土木・建築・電気などの建設業は、昨年引き続き好調であります。建築需要の高まりにより木材が手に入りにくく木材価格が高騰する、いわゆるウッドショックが起きており、木造住宅の価格上昇や建設の遅れなどが懸念されている状況で、今後の動向を注視していきたいと考えております。

また、不動産業につきましては、アパートなどの賃貸物件の利用があることから、売上げ等は比較的安定的に推移しているものと考えております。

次に、製造業であります。昨年秋頃から受注、生産などが順調に回復してきた自動車関係では、生産量、売上げ等が増加しているところですが、現在は半導体不足の影響により、生産調整が必要な企業もあると伺っております。

また、建設機械関係は、夏頃に底を打ち、以降生産量、売上げが増加し、下請け、協力企業なども忙しい状況が続いているとのことであります。

工作機械関係では、他業種より遅れたものの、順調に回復をしており、関連企業への発注も徐々に増えているとのことであります。

また、町内の製造業では、ポストコロナを見据え、国のものづくり補助金などを活用した設備投資を進める企業も増えてまいりました。

さらに、招集挨拶でも申し上げましたが、当町で4月に実施いたしました町内の主な製造業20社の1月～3月期の経営状況調査の結果においても、生産量、売上げともに増加が12社、横ばいが4社、減少が3社と、回復の傾向が伺える結果となっております。

コロナ禍において、いまだ先行きが不透明であり、企業活動が制限されている状況は変わりませんが、町内企業に明るい兆しも多く見えてきておりますので、ワクチン接種がさらに進み、新型コロナウイルス感染症が終息していくことを期待するとともに、町内企業の動きが活発化し、事業活動が足踏みしないよう支援に努めてまいりたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） ロ、飲食業等への町の支援はについてお答えをいたします。

最初に、町制度資金であります「経営安定特別資金新型コロナウイルス対策」は、コロナ禍における当町の企業支援策としていち早く創設したものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある町内中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、貸付限度額を500万円の運転資金とし、貸付利率を低く設定し、さらに利子補給、保証料補給を行うことで利用者の負担ができるだけ少なくなるよう整えたものでございます。

昨年度の融資の状況につきましては、融資件数が180件、融資総額は6億7,790万円でございました。

1回目の緊急事態宣言期間中でありました5月の融資が54件で2億870万円と件数、融資額が一番多く、6月が44件、1億7,650万円で続き、7月以降はピークの3分の1以下で推移した状況でございます。

町融資制度は、件数や融資額からも、コロナ禍において町内企業の経営活動や事業活動に対し重要な役割を果たしたものと考えております。

このほかの支援策では、町内企業等の事業継続と雇用維持のための支援策として、1か月の売上げが前年同月比で30%以上50%未満減少している町内事業所に対して幅広く使える支援金を給付する「小規模事業者等持続化応援支援金」、緊急事態措置等に伴う休業要請等に協力いただいた事業所に協力金を支給する「新型コロナウイルス拡大防止協力金」、テイクアウトなどの新たなサービスを始める事業者を応援する「新サービス創出応援補助金」、第3波の影響で年末年始の売上げが大きく減少した飲食事業者等を支援する「飲食事業者等事業継続緊急支援金」、国の雇用調整助成金を受け取るための委託に係る経費を補助する「雇用調整助成金等申請支援補助金」を創設いたしました。

これらの支援策につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による売上げや利用者の減少など深刻な状況下において、この難局を乗り越えて事業を継続する方策を取る事業所を応援するため創設したもので、多くの町内事業所の皆様にご利用いただき、事業継続と雇用維持、経営安定につながる取り組みとなったものと感じております。

また、地域経済の活性化と経営の回復に向け実施した消費喚起事業として、町商工会などと連携して取り組んだ「飲食系応援クラウドファンディング」や「スタンプラリー消費回復応援事業」、また「地域応援活性化事業チア・アップ!さかき2020!」においても多くの方にご参

加、ご利用をいただき、町内飲食業や小売業などの利用促進と売上げの向上につながったものと考えております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を大変強く受けた1年でありましたが、様々な支援策を講じ、利用いただくとともに、町内事業所の皆様の創意工夫と頑張りにより、事業の継続につながったものと考えております。

次に、今年度の新型コロナウイルス対策事業についてお答えをいたします。

最初に、6月の補正予算に計上をさせていただきました商工会飲食業等支援事業補助金は、この3月に商工会の主催により実施され、大変好評でありました「ドライブスルー坂城井井」の今年度開催に係る商工会への補助でございます。このイベントは、町内飲食店の自慢の井をドライブスルー形式で販売するもので、飲食店の応援イベントとして商工会の主催により実施を計画しております。

また、この事業につきましては、県の特別警報Ⅱ発出市町村事業者支援交付金を活用して事業を進めてまいります。

次に、「さかきのお店応援券事業」でございますが、落ち込んでいる景気の回復を促し、消費の促進と家計への支援を図るため、町内の商業・サービス業による取扱店を公募し、登録をいただいた店舗等において利用可能な応援券1人2千円分を世帯人数分、世帯主に交付するものでございます。

次に、「消費回復応援事業」でございますが、スタンプラリーによる商業店舗等の利用促進と誘客を図るため、昨年実施いたしました店舗で買い物をすると台紙にスタンプを押してもらったスタンプラリーに加えて、デジタル化の促進を図る取り組みとして、店舗にQRコードを配置し、スマートフォンで読み取り、スタンプをためるデジタルスタンプラリーも併せて実施したいと考えております。こちら、取扱店を公募して登録をいただいた店舗での利用を予定しております。

さらに、感染予防対策を進め、コロナ禍にあっても町内飲食店等を安心して利用いただくために、空気清浄機や除菌機など新たに設置する感染予防対策製品の整備に係る経費の一部を補助する「飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策補助事業」の実施を予定しております。今回の新型コロナウイルス対策事業を組み合わせいただくと、感染予防対策をした安心なお店で、応援券を利用した買い物や飲食などのほか、スタンプラリーも楽しんでいただくことができます。

これらの事業の相乗効果により、店舗等の利用と消費喚起の増進が図られ、地域経済の活性化につながるものと考えておりますので、大勢の皆さんにご利用をいただきたいと考えております。

2番（大森君） ただいま、町長と担当課長よりご答弁をいただきました。

町内の事業所全体的には、特に大手20社のところでは、アンケートの調査の中では回復傾向にあるという点ではあるんですが、中小そして飲食店等については、本当に大変なご苦勞をされているんじゃないかなということがあります。

これで、これまでいろんな施策をやられて、本当に坂城独自の施策、他町村がまねできないものもやられた。特に、経営安定特別資金などについてはよそと比べても2年も長く金利等の保証もされるというようなことで、非常に他自治体と比べても先進的な役割を果たしているということで評価をするところでもあります。

この間のことで、こういう施策をしながら、それでも団体客の利用等が非常に制限されるということで、この飲食店等の廃業というのは、これはなかなか小・零細の個人経営の飲食店等のお店では新聞には載らない、我々もつかみ切れないということがあるんですが、この飲食店等の廃業等については何かつかんでいるというか、情報を得ているんでしょうか。その点、ひとつお尋ねいたします。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

町内の飲食店におきまして、廃業等あったかというご質問でございましたけれども、現在までのところ、今回のコロナにおいて廃業されたというお話はお聞きしてございません。

2番（大森君） なかったということですが、これはやっぱり経営安定特別資金の有利な融資ということで、20年度は180件の利用があって6億7,790万ということと、中規模程度のところでは県の制度も利用されて、これも31件の7億5,100万円ということで、町内では両方の制度を利用されたのは211件ということで、合わせて14億円を超す金額が融資されたということがあります。

そういう点で、有利な条件をつくっていただいたということが1つの廃業に至らなかったということではないかというふうに思います。

時間もだんだん迫ってきていますので、今議会の補正で計上された点について質問していきますが、1つが商工会飲食業等の支援、これ「坂城井井」ということと、あと町長が説明された空気清浄機や衛生管理、飛沫対策などの設置にも助成をするということであるんですが、これは今後、設置するということ、それとも過去設置をされた方へも対象となるのか、その対象年月日はいつからなのかという点をお尋ねします。

商工農林課長（竹内君） 商店、飲食店等への空気清浄機ですとか飛沫感染防止等の設備を行った場合に補助をします飲食店等新型コロナウイルス感染症防止対策補助事業でございますけれども、こちらについては施行についてはこれから、7月からを予定したいと考えておりますけれども、実際の対象とする部分については、今年度4月からの設置したものは対象としたいというふうに考えております。

これまでも、当然そういう防止対策をされてきたお店等あるかと思いますが、それでは多分まだ足りていない部分もあろうかと思いますが、それ以外のもの、例えば空気清浄機ですとかそういったものの対策が取れていない事業所にはぜひ活用していただきたいというふうに考えております。

2番（大森君） 今年度の4月からという対象年月日になるんですが、もうこれ昨年からこういう設備をしろというのが大方の国・県また町、商店等の気持ちだったわけです。ですから、まず飛沫防止等についてはもう、昨年の初めの頃から設備なり用意されているということがあります。また、空気清浄機についても、例えば3月とか2月とかいうこともあるわけです。だから、早くそういう設備をして安心してお客さんを呼び込みたいといって努力をされている方に対してもっと手を差し伸べるべきじゃないか。

だから、前年度の4月からとか、その辺のところまでもう少し手を差し伸べて支援していくということが必要だというふうに思うんですが、その考えはいかがでしょうか。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

当然、昨年度にも整備をされたお店等たくさんあるかと思いますが、ただ、予算の関係におきましては、前年度までさかのぼることがなかなかできない関係もございますので、いろいろと現在も県において、信州の安心のお店というような形で取り組みもされています。その中で、まだ整備をされていないお店等もございましたので、今回このような補助事業を考えているところでございます。

ご質問の昨年度にさかのぼれないかという部分については、そこまではちょっと見れないという状況でございます。

2番（大森君） こういう設備を整備するために、設備資金じゃありませんけど運転資金であるんですが、それも含めて融資を申請したんじゃないでしょうか。こういうことを考えれば、やはりコロナという感染が始まってから今までの間についてをもっと手を差し伸べるべきだということを要望しておきたいと思います。

次に、坂城のお店応援事業、1人2千円で世帯人数分を世帯主に交付するというので、どういう方法で配付するのでしょうか。その点についてお尋ねします。

商工農林課長（竹内君） 坂城のお店応援券事業の券の配付方法でございますけれども、現在配達記録を使って郵送にて配付をしたいというふうに考えております。

2番（大森君） 昨年7月頃でしたか、国民1人に10万円の給付金というのが交付されました。そのときに問題になったのが、世帯主に配付することによって、DVなどで別居中の方についてはどのような対応をされるんですか。これは過去、この点についてあったんだが、もうそれも考えて配付する方法を考えていると思ったんですが、それについてはどうされますか。

商工農林課長（竹内君） 定額給付金の際に、そういうような問題があった場合、そういったことについてでございますけれども、今回、配付にあたっては、そういった前回の当町の状況も含めて検討して、全て配達記録ではなく、そういった場合にはそれなりの対応をしてまいりたいというふうに考えております。

2番（大森君） それなりのということですから、それなりかどうかちょっと分かりませんが、

あとこれ、事業期限はどういうふうにされるのかという、お尋ねすればいろいろと疑問が出てくるわけです。これについてもお尋ねしたいんですけども、時間がどんどん過ぎていきますが、とりあえずこれについて1点だけ、利用期限についてお尋ねいたします。

商工農林課長（竹内君） 坂城のお店応援券事業の実施期間でございますけれども、先ほどご答弁を申し上げたとおり、これから取扱店の公募をこの7月から始めたいということで考えておりまして、実際には10月から1月の間での利用という形で今、計画をしているところでございます。

2番（大森君） まだまだ議論をしたいんですが、申し訳ございません、時間がありませんので次に行きます。

3番目の消費回復応援事業のスタンプラリーの件ですが、これ従来のスタンプラリー、紙ベースとスマホでQRコードを読み込むということで、事務処理的に混乱は回避できるのかどうか。

それと、各店舗にQRコードを設定するのかどうか。例えば50社が登録した場合に、50のQRコードを用意するのか。あるいは1つだけのQRコードでポイントをためていくのか。これについてもどのようにされるのか。その2点についてお尋ねいたします。

商工農林課長（竹内君） スタンプラリーの関係でございますけれども、基本的には台紙型のスタンプラリーについて、全町民を対象に実施する考えております。

そこに加えまして、スマートフォン等お持ちの方によるスタンプラリー、デジタルスタンプラリーという形になりますが、当然そのスマートフォン等をお持ちの方しか参加できないという形になってしまいます。

こちらについては、通常の台紙型スタンプラリーに加えて、そういった形でデジタル化の推進ということの観点の中で、追加といいますか、併せて行うような形で考えております。

そのQRコードにつきましては、登録いただいた各店舗に掲示、要はレジ等においてQRコードを掲示していただくような形で考えております。

2番（大森君） まだまだ疑問がありますので、議論を続けたいわけですが、一般質問の通告もしていますので、準備されてきた職員の方々のことも考え、次に回していきたいというふうに思います。

次に、2といたしましてヤングケアラーの対策をということで質問いたします。

家庭で両親や祖父母、きょうだい世話や介護などを行っている子どもは「ヤングケアラー」と呼ばれているということです。厚生労働省と文科省が去年12月から今年の1月にかけて、初めて全国の実態調査を行いました。これは全国の公立の中学校1千校と全日制の高校350校、そして2年生にインターネットでアンケートを行い、合わせて1万3千人からの回答を得た結果であります。

国のプロジェクトチームの会合で調査結果が報告され、世話をしている家族がいるという生徒の割合が、中学生が5.7%、17人に1人、全日制の高校の生徒は4.1%でおよそ24人に

1人ということでした。内容は、食事の準備や洗濯など家事が多く、ほかにもきょうだいを保育園に送迎したり、祖父母の介護や見守りをしたりという多岐にわたっているということでありま
す。世話にかけている時間は、平日1日の平均で、中学生が4時間、高校生は3.8時間という
ことで、1日に7時間以上世話に費やしている生徒が1割を超えていたということでもあります。

山本厚生労働副大臣は、「調査結果に衝撃を受けた。子どもらしい生活を送れず、誰にも相談
できずに1人で耐えていることを想像すると胸が締めつけられる思いだ」ということで、即効性
のある対策を進めたいというふうに言っております。

そこで、質問に入りますが、町内のヤングケアラーの状況はどのように把握されておられるで
しょうか。そして、ケアをしている子どもが相談できる体制はできているでしょうか。

次に、子どもの貧困と学力格差についてどう捉えているのか。学力向上事業などの分析結果を
どのように活用されているのか。子ども達の実態調査の実施をしておこなうのか。

次に、生活困難を理由に学力の差をつくらないために学習支援はできないか。

以上、ヤングケアラー対策について、1回目の質問といたします。

教育長（清水君） 私からは、2の「ヤングケアラー対策を」について、イ「困っている子に支援
を」の中の「子どもの貧困と学力格差についてどう捉えているか。学力向上事業などの分析結果
を利用しているか」と、「生活困難を理由に学力の格差をつくらないために学習支援を」につい
てお答えします。

まず、子どもの貧困と学力格差についてどう捉えているか。学力向上事業などの分析結果を利用
しているかについてですが、子どもの貧困と学力格差の関係については、全国学力・学習状況
調査と数年に1回、抽出で行われる保護者へのアンケート調査を分析した大学の研究がございま
す。

平成29年度に行われた調査の分析では、次のようなことがまとめられております。

1つ目として、家庭所得、父親学歴、母親学歴の3つの変数を合成した指数である家庭の社会
経済的背景——SESと言いますが、このSESが高い児童生徒のほうが各教科の平均正答率が
高い傾向にある。しかし、SESが低い層においても、高い学力層の児童生徒が存在する。

2つ目として、家庭における読書活動、生活習慣に関する働きかけ、親子間のコミュニケーション、
親子で行う文化的活動は、いずれも学力にプラスの影響力を持つ。

3つ目として、保護者の適切な働きかけは、SESの高い、低いにかかわらず子どもの物事を
最後までやり遂げる姿勢や異なる考えを持つ他者とコミュニケーションする能力などを示す非認
知スキルを高める傾向があるなどと分析されております。

さらに、不利な家庭環境を克服している児童生徒の保護者の特徴としては、規則的な生活習慣
を整える、文字に親しむよう促す姿勢が見られる、知的な好奇心を高めるような働きかけを行っ
ている、行事やPTA活動に参加するなど学校に親和的な姿勢が見られるといったことが挙げら

れております。

また、不利な家庭環境を克服している児童生徒自身の特徴といたしましては、非認知スキルが高い傾向がある、授業の復習を重視する傾向が強く、学校で習う内容の着実な定着を図る傾向があると分析されております。

不利な家庭環境を克服している児童生徒の取り組み方や保護者の働きかけなどは、学校での支援にも大いに参考になるところでありますので、今後生かしてまいりたいと考えております。

続きまして、「生活困難を理由に学力の格差をつくらないために学習支援を」についてお答えします。

小中学校では、子ども1人1人の生活状況を細かく観察しながら、丁寧な支援に努め、個々の学力向上を目指しております。GIGAスクール構想において配置された1人1台端末も、そのための教育機器であります。この端末の利用により、学校現場におきましては、個々の子どもの状況を客観的、継続的に把握し、指導に生かすことができることを実感しており、今後も学力の格差をつくらないためにも有効に活用してまいりたいと考えております。

また、数年前から坂城中学校におきましては、定期的に水曜日の放課後、学校に自主的に残り、各自のつまずきや課題について、地域の企業の講師や町の教員のOBから個別に教えていただくという放課後学習を実施しております。

放課後学習では、自分のペースで学習し、気兼ねなく分からないことを聞くことができるといった点から好評で、今後も継続する予定でございます。

さらに、各小中学校におきまして、県の少人数教育推進事業を活用したり、町の支援員の協力をいただきながら、少人数学習を推し進め、子ども1人1人に応じたきめ細かな支援を今後も継続してまいりたいと考えております。

教育文化課長（堀内君） 2、「ヤングケアラー対策を」のご質問にお答えいたします。

ヤングケアラーにつきまして、厚生労働省では、「法律上の定義はないが、一般的に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」としています。

このヤングケアラーが生まれてしまう背景として、三世同居率の低下と核家族化の進行により、家族内に介護等を担う人手が足りないことなどが挙げられております。

このことから、以前に比べて家族の形は縮小傾向にあり、家庭内に家族のケアを担うことのできる大人がおらず、必然的に子どもが引き受けるなど、その実態は家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくく、実態がつかみにくいとされております。

これらの家庭内の家族ケアに関しましては、必要な介護や障害に関するサービスを利用することもできますが、介護者が子どもであるため、どこに相談していいかわからなかったり、保険などの制度を理解し切れず、適切なサービスにつながらないケースも想定されます。

このようなヤングケアラーの実態に把握につきましては、学校において子どもが発信する小さ

なSOSに気づくこと、日々の生活の中で子どもの変化を見逃さないことなどが重要であり、ヤングケアラーに限らず、子どもが抱える様々な問題を早期に発見できるよう努めているところがあります。

また、子どもの置かれている状況の把握につきましては、町で配置する教育・心理カウンセラーによる面談において、子どもの困り事や気持ちの変化を聞き取ることで生活実態を把握したり、教育コーディネーターによる教育相談などから、気になる子どもについての状況を把握するほか、担任教員との意見交換により早期発見へとつないでいるところでございます。

また、子育て支援センターにおきましても、相談者の気持ちに寄り添い、相談内容から子どもの置かれている状況や家庭環境の把握に努めているところであります。

次に、相談体制についてでございますが、児童生徒と距離の近い担任教員や養護教諭が、日常的に本人からの悩みや相談を聞いているところではありますが、仮に教員に話にくい場合などにおいては、教育・心理カウンセラーやスクールカウンセラーにより面談を実施し、心のケアを行っているところであります。

これまでも、学校や子育て支援センターにおいて相談を行ってまいりましたが、相談内容から子どもの実態や状況把握につながる事が多く、今後、ヤングケアラーといった視点も改めて意識する中で、関係機関との情報共有及び連携に努めてまいりたいと考えております。

また、昨年度、厚生労働省の委託事業として、抽出による中学校及び各種高等学校並びにそこに在籍する2年生の生徒などを対象にヤングケアラーに関するアンケートを実施され、本年3月、ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書が取りまとめられました。

国では、この実態調査を踏まえ、関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーの支援につなげるための方策について、厚生労働省と文部科学省が連携し、本年3月17日、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを立ち上げました。今後取り組むべき施策として、ヤングケアラーの早期発見、把握について、学校での把握、医療機関や福祉事業者の関わりがある場合の把握、児童委員など民間の目での把握、地方自治体での把握といった取り組みを挙げています。

このような国で行った調査・報告、そしてそれに伴う施策の方針に関連して、町でも子ども達に実態調査を実施してはどうかというご質問ではありますが、調査研究報告書からも、子ども自身がヤングケアラーについて正しく認識していないことや、周りの家族も問題としていないといったことから、まずは学校等を通じて、児童生徒及びその保護者に対して、普及啓発から進めてまいりたいと考えております。

これらヤングケアラーの概念を、子どもをはじめ保護者や学校教員など、関係者が正しい理解を深めることができるよう啓発し、関係者との連携を密にするとともに、子どもが話しやすい状況、安心して相談できる環境づくりに心がけ、国や県の動向を注視しながら対応してまいりたい

と考えております。

2番（大森君） 調査の点についてですけれども、子どもに調査してもその理解度という点で難しいのではないかとということですが、藤沢市と南魚沼市では、両方とも2016年と2015年に教員を対象に実施して、それで教員からのいろんな状況を把握するというので、そういう取り組みをすることによって担任あるいは先生方がいち早くヤングケアラーという点について、その意識の中で子どもの生活態度を見ていくという中で行ってきて、非常に職員室の中でも交流がある。「あの子は今、こうだね」ということが、学年あるいはクラス関係なく、教員の中で共有されていくというようなことがあるというふうに報告されております。

特に、今問題なのが、家族の状況で、親のがんなどで病気あるいは三障害の中でも精神疾患が多く見られるというのが藤沢市のアンケート調査でした。こういう点から見ても、やはりもう少し学校が子どもの生活態度等を見て、先生方へこういうアンケート調査をぜひお願いしたいというふうに思います。

時間がありませんので、ちょっと2回目というか答弁、申し訳ございませんが次の質問に行きたいと思っております。今のことをまた要望しておきたいと思っております。

次に、3といたしまして、地域防災計画の見直しについてであります。

地域防災計画を見直すということは、特に19号台風以降、こういう話が出てきておりました。主な見直し点は、一体どんなものがあるのかという点についてお尋ねします。

それから、これまでの防災計画の評価、これは町民の防災意識の向上への取り組み、これらについて、ご自身で、町側としてはどう評価されているのか。

口といたしまして、自主防災会についてですが、各地区の自主防災会の活動に温度差があるというふうに思います。取り組みの弱い組織への支援はどのようにされていくのかということについてお尋ねしたいと思います。

また、各自主防災会で要支援者の名簿作成の状況、もし分かればご答弁願いたいと思っております。

以上で、1回目の質問といたします。

住民環境課長（竹内君） 初めに、イの主な見直しについてお答えします。

町地域防災計画につきましては、平成30年7月豪雨災害や、一昨年令和元年東日本台風災害などの大規模な災害が発生したことを踏まえ、関係法令や国の防災基本計画、及び県の地域防災計画が修正されたことから、それらとの整合性を図り、より実効性のある計画とするため改訂を行うものであります。

改訂の主な内容としましては、同報系防災行政無線の整備や、それに伴う有線放送電話の廃止、また掲載している組織・団体名の変更、さらに避難指示への一本化をはじめとした改正災害対策基本法への対応と、それに伴う適正な避難行動の普及に関する修正、そして新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の感染症対策などに関する見直しを行う予定としております。

次に、これまでの防災計画の評価でございますが、実際に避難所を開設しました令和元年東日本台風災害の対応にあたっては、町地域防災計画の風水害対策編に基づき対策を実施し、有効に機能したものと考えておりますが、一方で課題や反省点もございました。

その後、対応にあたった職員から、そうした課題や反省点も踏まえ、意見等を取りまとめ、理事者と各課等の課長による検証会議を開催する中で、検証作業を進めてまいりました。検証項目としましては、自主防災組織との連携強化や地域住民の防災意識の向上への取り組みについてに関しましても取り上げられたところでございます。

このため、町といたしましては、これまで以上に自主防災会との連携強化を図り、地域の共助の高揚につなげるために、職員が自主防災会に出向き、地域の実情に合った防災訓練への助言やハザードマップの見方、防災行政無線の使用方法などについてお話をする機会を設けてまいりました。

昨年は、コロナ禍でもあり、全地区に伺うことができませんでしたが、日にちを分けて全区長さんにお集りいただく中でお話をさせていただいたところであります。

今年も、昨年同様の形で区長さんにお集りいただき、お話をする場を設けていく予定でございますが、コロナが終息した折には各地区に出向き、住民の皆さんにお話をする中で、さらなる防災意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、口の自主防災会についてお答えいたします。

自主防災会は、災害対策基本法に基づいて、自身、風水害、火事などによる災害が発生した際、地域住民の皆様が的確に行動し、被害を最小限に抑えるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えを行い、また実際に災害が発生した際には初期消火活動、被災者の救出、救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っております。

また、自主防災組織は、地域住民の皆様による自発的な防災組織であり、町では全27の全自治区に設置されております。

各自主防災会が、独自に消火栓、防火水槽などの配置や所有する資機材等を掲載した防災マップの作成、災害発生時、避難にあたって支援が必要な方を区が独自にリストアップし、いざというときに駆けつける担当者を事前に決めておく支え合いマップの作成、また避難所表示看板や避難誘導看板の設置、防災資機材の整備など、様々な活動が行われていると承知しております。

このように、各自主防災会では、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の精神に基づき、地域住民の皆様が自主的に防災・減災に関する取り組みを、各地区の実情に合わせて創意工夫していただきながら取り組んでいただいております。

また、令和元年東日本台風を受けて、昨年の町総合防災訓練では、水害時における対応として自主防災会も主体的に避難誘導や避難所の開設を行っていただく訓練や、同報系防災行政無線の

地区放送などを使った情報伝達訓練も行っていたところでもあります。

今後も、こうした訓練を通じて、各自主防災会組織の活動強化につなげてまいりたいと考えております。

町としましては、災害に強い安心・安全の地域づくりのため、自主防災会は必要不可欠と認識しておりますので、消防署、消防団等とも連携を図る中で、避難訓練、初期消火訓練、炊き出し訓練等の実施をはじめ、防災意識の普及啓発など、引き続きできる限りの支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

福祉健康課長（伊達君） ご質問の中の、各地域での要支援者の名簿の作成状況というお尋ねがございましたので、通告にはございませんでしたけれどもお答えをいたします。

要支援者の名簿につきましては、災害対策基本法に基づき、現在は市町村に作成の義務があるということで、当町におきましても避難行動要支援者名簿として作成をいたしているところでございます。

この名簿につきましては、大変デリケートな個人情報を含むということで、個人情報の取扱いに係る協定を締結していただいた自主防災組織、関係団体等に提供しているという状況でございます。本日現在で10の自主防災会に提供しているという状況でございます。

2番（大森君） それぞれ答弁いただきました。通告にないところを無理にお願いしたということで、ありがとうございました。

この自主防災会について、やはり温度差があるように感じるんです。この支え合いマップの作成についても以前から言われておりますけれども、なかなかこの作成がうまく進んでいかないということもありますので、やはりこの辺についても住民環境というところでぜひ進めていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時10分～再開 午前11時20分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、4番 柗津明子さんの質問を許します。

4番（柗津さん） ただいま議長より発言の許可いただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1、子供のがん教育について。

現代社会の中で、がんは珍しい病気ではありません。日本人の場合、生涯で2人に1人ががん罹患し、3人に1人ががんで亡くなっています。年間のがんによる死者は2019年の統計で、全国約37万人にもなります。

そんな中、がん対策基本法の下、第3期がん対策推進基本計画に基づいて、学校におけるがん

教育を行うこととなりました。文部科学省が定める学習指導要領の改正により、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面实施となり、高等学校では令和4年度から必修化されます。

子どもの頃から健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理すること、がんに対する正しい知識、がん患者への理解を通じ、健康に関する国民の基礎的教養として身につけておくべきものとしてがん教育を推進していくことが必要となりました。

そこで、2点お伺いいたします。

イとして、新学習指導要領を受けて、学校におけるがん教育の基本的な考え方どのようなものでしょうか。

ロとして、これまでの小中学校でがん教育を実施した内容と、今後の予定はどのようになっているのでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

教育長（清水君） がん教育について、順次お答えいたします。

がん教育につきましては、健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がん患者や家族などがんに向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育と定義されております。

また、新学習指導要領で、がん教育について扱うこととされた背景といたしましては、近年、疾病構造の変化や高齢化社会など、児童生徒を取り巻く社会環境や生活環境が大きく変化しており、健康教育もそれに対応したものを求められていることが挙げられます。

特に、日本人の死亡原因として最も多いがんにつきましては、がんそのものの理解や、がん患者に対する正しい認識を深める教育は十分ではないと指摘されており、学校教育を通じてがんについて学ぶことにより、健康に対する関心を持ち、正しく理解し、適切な態度や行動を取ることができるようにするという狙いから、今回、中学校の新学習指導要領にがん教育が扱われることとなりました。

新学習指導要領に関しましては、平成29年に改訂された中学校の新学習指導要領の保健体育科の目標及び内容における健康の考え方の中で、生活習慣病などの予防として、がん、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病そして歯周病などを適宜取り上げ、「これらの生活習慣病などのリスクを軽減し、予防するためには適切な運動、食事、休養及び睡眠などの調和の取れた健康的な生活を続けることが必要であること等を理解できるようにする」とされているところであります。

また、がんにつきましては、肺がん、大腸がん、胃がんなど様々な種類があり、生活習慣のみならず細菌やウイルスの感染などの原因もあること、がんの回復においては、手術療法、抗がん剤等における化学療法、放射線療法などの治療法があること、また生活習慣病などの予防と回復には、個人の取り組みとともに健康診断やがん検診の普及、正しい情報の発信など社会的な対策

が必要であることを理解できるようにするとされているところであります。

なお、日常生活にスポーツを計画的に取り入れることは、生活習慣病などの予防と回復に有効であること等について取り上げるように配慮すると、いずれも中学校の学習指導要領に明記されております。

続きまして、口、「今まで実施した内容と今後の予定は」についてお答えします。

坂城中学校におきましては、これまで、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の中で、外部講師を招き、喫煙・飲酒によりかかりやすいがんについて触れ、その防止に努めてきているところであります。また、3年次の保健の授業では、3大死因について扱う単元があり、その中で、指導要領で明記された「がんや糖尿病などの生活習慣病などのリスクを軽減し、予防するには、適切な運動、食事、休養及び睡眠などの調和の取れた健康的な生活を続けることが必要であること」等についての理解を促しているところであります。

また、がんは早期発見が重要であること、そのために検診が大切であることを指導するとともに、町において生活習慣病の予防検診やスポーツ活動の推進、健康相談・保健指導や食育といった事業を行っていることも紹介しているところであります。

一方、小学校の学習指導要領におきましても、小学校6学年で、病気の予防として生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、適切な運動や栄養の偏りのない食事をとること、口腔の衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身につけることが必要であるといった内容の中に、発展的な学習としてがんも取り上げられており、健康についての系統的な学習が図られているところであります。

今後におきましても、小中学校ともにがんについての正しい知識を身につけ、がんをはじめとする生活習慣病予防のための調和の取れた健康的な生活の重要性について、理解を促す学習に取り組んでまいりたいと考えております。

4番（柗津さん） ただいま、教育長よりご答弁いただきました。

今後、自他の健康と命の大切さを、がん教育を通してしっかりと学んでいきたいものです。

1点、再質問をさせていただきます。国のがん対策推進基本計画において、学校におけるがん教育について全国の実施状況を把握した上で、地域の実績に応じた外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実を務めることとされています。がんに関する科学的根拠に基づく理解やがん患者に対する正しい認識を深めるためには、医療従事者やがん経験者等の外部講師の活用が大変重要です。

そこで質問いたします。医療従事者やがん経験者等の外部講師の積極的な活用について、町はどのようにお考えでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

教育長（清水君） 再質問についてお答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたように、がん教育は健康教育の一環として、がんについての正

しい理解とがん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育であります。

従いまして、がん専門医をはじめとする医療従事者やがん経験者の方など学校外の人材を活用し、子どもにがんの正しい知識やがん患者・経験者の声を生で伝えることは大変意義のあることと考えております。

県教育委員会のホームページでは、保健厚生課から、がん教育外部講師リストとして、学校のがん教育にご協力いただける方のリストが掲載されております。

外部講師を活用する場合、科学的根拠に基づくがんの理解をねらいとした学習には、医療従事者による指導が、健康や命の大切さを捉えることをねらいとした学習には、がん患者やがん経験者等による指導が効果的と思われるので、学校での学習の目的やねらいをより明確にして、人選について検討する必要があります。

また、がんの専門家等に外部講師を活用する場合には、専門性は備えていましても、児童生徒に対する教育指導には専門家ではありませんので、難解な言葉や専門用語を避けるなど、児童生徒の発達段階に応じた指導を行えるよう、授業を企画する教員が主体となるように留意しなければなりません。

一方、がん患者、経験者を活用する場合には、児童生徒の家族にがんの経験者がいるとき、話の内容によって家族と重ね合わせ精神的なショックを与えないよう留意しなければなりません。

いずれにいたしましても、外部講師を活用するには、十分な事前の計画・打合せ・準備と事後の指導や評価・まとめの時間を確保し、講師の専門性やこれまでの経験が十分生かされるように工夫すること、学校教育活動全体の中で健康教育の一環として行うこと、児童生徒の発達段階を踏まえた指導を行うことなどを大切に、各学校とも相談しながら検討していきたいと考えております。

4番（祢津さん） 教育長よりご答弁をいただきました。

現在、県のがん教育外部講師に登録し、がん当事者としてがん教育の啓蒙活動をされ、命の大切さを子ども達に伝えている方や、その方とともに、町内にはがん患者が治療をしながら普通の生活を送れるよう支援の輪を広げたいと願い、医療美容師として活躍されている方もいらっしゃいます。

ぜひ、そのような方の協力を得て、学校教育の中で、まず先生方ががん教育に関心を持ち、大人向けモデル授業などを体験し、子ども達に伝えることができればと思います。

坂城町が県内のモデル地区としてがん教育を推進する体制ができることを期待します。

次に、2、今後の防災について。

イとして、大雨、台風のときの避難情報の変更について。

5月20日に災害対策基本法の一部が改正されました。改正のポイントとして2つあります。

1つ目として、これまでの警戒レベル4の避難勧告がなくなり、避難指示に統一されたこと。それにより、警戒レベル4の避難指示で、危険な場所から全員避難することになりました。

2つ目として、前回の改正時には、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務化され、今回の改正では避難行動要支援者の円滑で迅速な避難を図る観点から、市町村に個別避難計画作成が努力義務化されました。

この改正について、町では広報6月号に大変分かりやすく掲載し、町ホームページでも周知していただきました。

今回の一部改正を機に、もう一度防災の対策の確認のため、2点についてお伺いいたします。

1点目として、災害対策基本法の一部改正を受けて、今年の町の防災訓練はどのように行っていくのでしょうか。

2点目として、マイタイムライン作成の徹底を普及促進が必要かと思いますが、どのように進めていくのでしょうか。

次に、口として、女性の視点からの防災について。

令和2年5月に、内閣府男女共同参画局が決定した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」ができました。このガイドラインは、女性の視点における避難所運営マニュアル等の作成の見直し、地域防災リーダーの育成を進めることで、地域の災害対応力を強固にすることを目的とされています。

そこで、4点お伺いいたします。

1点目として、町全体の防災士の人数と、その中で女性の人数は何人でしょうか。

2点目として、町消防団の人数と、その中で女性の人数は何人でしょうか。

3点目として、町防災会議の委員の人数と、女性委員の人数は何人でしょうか。

4点目として、自主防災組織への女性参画について、町のお考えはどのようなものでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

町長（山村君） ただいま、柵津議員さんから、2番目としまして、今後の防災について、イトロとご質問がありました。私からは、全体的なお話と、口の「女性の視点からの防災について」のうちの「自主防災組織への女性参画についての町の考え方」についてお答えし、その他の詳細につきましては担当課長から答弁を申し上げます。

初めに、災害対策基本法の改正についてありますが、災害時に市区町村が発令する避難情報を改善した、改正災害対策基本法が今年5月20日に施行され、運用が始まりました。

内閣府は、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生した、令和元年東日本台風では、避難をしなかったことや避難に遅れたことによる被災、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、また高齢者等の被災が多く、いまだ住民の自らの命は自ら守る意識が十分であるとは言えないことから、特

に避難勧告で避難しない方が多い中で、警戒レベル4の中に避難勧告と避難指示の両方が位置づけられ、分かりにくいとの課題も顕著化したことから、災害対策基本法を改正し、警戒レベル3を「高齢者等避難」に変更して、早めの行動を呼びかけるとともに、警戒レベル4の避難勧告と避難指示を一本化し、より分かりやすくする形で「避難指示」を発令することとされました。

さらに警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し、避難所への避難がかえって危険であると考えられる場合には、直ちに安全確保を促すことができることとされました。

このほかにも、手助けが必要な方に対して、避難ルートや避難先などを事前に決めておく「個別避難計画」について、市区町村での作成が努力義務とされました。

今回の改正災害対策基本法のポイントとなる避難情報の変更を踏まえ、今年度の総合防災訓練につきましては、8月29日に四ツ屋・戌久保地区を除く坂城地区を対象として実施する予定であり、昨年に引き続き、水害を想定した各種訓練、防災行政無線を利用した情報伝達訓練、新型コロナウイルス感染対策に配慮した避難所運営訓練などを実施したいと考えております。

続いて、自主防災組織への女性の参画についてであります。災害対応におきましては、女性にとって必要な物資の不足や、トイレや更衣室など女性への配慮を欠いた避難所運営などの問題が生じないよう、女性の声をお聞きすることは大変重要であると考えております。

そのためには、自主防災組織におきましても、女性が主体的に役割を担い、積極的に活動することが望まれているところであり、男性では気づきにくい、よりきめ細やかな対応などについて、女性の視点からご意見をいただくことが必要であると考えているところであります。

町といたしましても、自主防災組織への女性の参画につきましては、さらに啓発を進める中で防災活動の強化につなげてまいりたいと考えているところであります。

住民環境課長（竹内君） 初めに、マイタイムライン作成の徹底と普及促進の必要につきましてお答えいたします。

適切な避難行動のためには、町民の皆様が自らの命は自らが守るという意識を持っていただき、自らの判断で避難行動を取るという防災意識の高い社会の構築が必要不可欠であると考えているところでございます。

中でも、ハザードマップの確認やマイタイムラインの作成、避難行動判断フローの確認は、災害が差し迫っていない平時から事前しておくことが、万が一災害が発生したときの適切な避難行動につながる非常に重要な取り組みであると認識しているところでございます。

町では、広報、ホームページに掲載し、また各区長さんを対象とした防災説明会の際や、各地区で開催される防災講習会などにおきましても説明するなど、様々な機会を捉えてその重要性及び必要性を引き続き周知したいと考えているところでございます。

次に、町全体の防災士の人数とその中の女性の数であります。防災士の資格を認定している、認定特定非営利活動法人日本防災士機構によりますと、今年5月末時点の当町の防災士認定登録

者数は65人で、そのうち女性の登録は5名とのことでございます。

続きまして、町消防団員の人数とその中の女性の数であります。消防団員は265名で、そのうち女性団員は16名でございます。

また、町防災会議の委員の人数と女性の委員の数であります。町防災会議は、坂城町防災会議条例に定められており、地方行政機関、警察、消防署、消防団、自主防災組織等をもって組織され、今年度、町防災計画見直しのために開催を予定している防災会議におきましては、委員22名のうち、坂城町婦人消防隊及び坂城町日赤奉仕団から2名の女性委員を委嘱したいと考えております。

4番（柗津さん） 町長、担当課長よりご答弁いただきました。

今後、避難行動要支援者の個別支援計画が作成されるかと思いますが、実効性のある計画にするには、行政だけではなく要支援者本人、家族を交えた話合いに、日常的に支援している関係者であるケアマネジャー、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等が必要な情報を共有し、調整することが望ましいです。ぜひ、地域の自主防災組織や入所施設に作成を任せるのではなく、災害における円滑で迅速な避難確保ができる支援計画作成をお願いしたいと思っております。

そして、今後は女性ならではの視点や声が大変重要になるかと思っておりますので、ぜひ積極的に参加できる場をお願いします。

1点、再質問させていただきます。

各区には、2年任期で婦人消防隊があります。地区の中には、ほかに保健指導員、日赤奉仕団などがあります。なり手不足が問題となる中、各区の女性の皆さんのお力添えの下、活動しています。

私個人の考えでは、婦人消防隊と日赤奉仕団を1つにし、各区でより強固な共助のシステムづくりが大切かと思っております。

そこで、質問します。女性防災士、女性消防団員、各区の婦人消防隊との連携について、町のお考えはどのようなものでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

住民環境課長（竹内君） 女性防災士、女性消防団員、各区の婦人消防隊員との連携について町のお考えはとの再質問にお答えをいたします。

防災士は、地域の防災リーダーとして、主に地域での防災・減災指導などの活躍が期待されております。

女性消防団員につきましては、通常の消防団活動に加え、女性ならではの視点を生かした防災活動に期待がされております。

また、婦人消防隊につきましては、各家庭での防災活動をはじめ、独り暮らし高齢者世帯への火災予防啓発活動や初期消火活動に加え、災害時に備え、地域のネットワークづくりをお願いしているところでございます。

このように、防災士、女性消防団員、各区の婦人消防隊では、それぞれの役割に違いはございますが、有事の際には自助、公助に加え、地域における共助が不可欠であり、災害発生時、共助の中核となる自主防災会組織におきましては、三者の連携が非常に重要になってくるものと考えているところでございます。

町といたしましては、有事の際、三者の連携と協働体制がスムーズに構築できるよう、自主防災組織の活動への女性の参画について積極的に取り組んでいただけるよう働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

4番（柗津さん） 担当課よりご答弁いただきました。

県でも、令和3年度から第5次長野県男女共同参画計画に、防災・復興の取り組みに女性の参加をより推進し、県防災会議の女性委員の割合も、現在の約20%から今後30%を目指し、取り組むとのことです。町でも、女性参加がより一層進むよう、お力添えを願います。

防災士につきましても、自主防災組織の中に1名以上の防災士が配置できれば、地域と連携を取りながら防災、減災などの啓発活動を行い、防災力を高めてもらえ、同時に町の防災、減災へと結びつき、災害時において最小限度の被害にとどまることに期待が持てます。

そのためにも、防災士の養成は必要不可欠なことと考えています。ぜひ、町独自の防災士登録システムの導入や、防災士資格取得のための補助制度、ふれあい大学の1講座にするなどご検討いただき、災害に強いまちづくりの1つの柱として、共助に力をつけていただきたいと思います。

4月19日、国の決算委員会の中で重機ボランティアの質疑がありました。その質疑の中で、いくつか課題が上がりました。

- 1、災害時に重機オペレーターが不足していて、重機があるのに使えないということ。
- 2、女性がシャベルでボランティアをするには限界があるとのこと。
- 3、オペレーターの資格を取得しても、練習をする場所がないことなど取り上げられていました。

現在、小布施町に一般社団法人日本笑顔プロジェクトという防災・減災・復旧・復興に係る人材育成事業を行い、重機オペレーターの育成に力を入れている団体があります。私も、そちらで小型重機の資格を取り、月に数度、練習に通っています。

5月には、国の災害対策特別委員の方も視察に見え、その方が6月2日、参議院災害特別委員会で質疑をされていました。国も、前向きに検討していきたいとのご答弁でした。ぜひ、今後このような団体が増えていくことを期待しています。

いつ発生するか分からない災害に対し、比較的被害が少なかったからとかではなく、もう一度防災について考えていきたいと思えます。

最後に、選挙の投票率低下が問題になっています。町民の皆さんにお伝えしたいことは、新型コロナウイルスのパンデミックで浮き彫りになったのは、政治判断の重要性だと思います。パン

デミック以前は、多分政治に興味がなかったかもしれません。しかし、緊急事態宣言が発令され、不自由な生活が余儀なくされると、政治判断が自分たちの生活にどれだけ大きな影響を及ぼすか、よく分かったかと思います。

誰がやっても同じ、自分の1票なんてという声もたくさん耳に入ってきますが、まず、政治に興味を持つこと、そして投票という形で意思表示をすることが今できる最善策だと思います。ぜひ、投票に行きましょう。

以上で、私の一般質問は終わります。

議長（小宮山君） ここで、食事のため午後1時30分まで休憩といたします。

（休憩 午前11時52分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に8番 栗田 隆君の質問を許します。

8番（栗田君） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をいたしたいと思います。

実は、通告といっても2つ通告してあるんですけども、それは、気候非常事態宣言についてという問題と2050ゼロカーボンの宣言、宣言となるかどうかちょっと分からないんですけども、それについてなんですけど、もう一つ、これは全くご答弁の必要はないんですけど、どうしても一言言っておかないとまずいんじゃないかというふうに思いまして、もう一つ、ちょっとだけ、一番さきにその話をちょっとしたいと思うんですけど、私が、数日前、家の机の上にある雑誌、この町から出してある、出している雑誌だと思うんですけども、その表紙を見たときに、保育園、それから幼稚園の児童の、児童というか、園児たちのサッカーをやっているときなんですけどね。その写真を見てちょっと私のほうでびっくりしたんですけど、マスクをしてサッカーとか運動をしていたんですよ。

それで、これも1週間か2週間、もうちょっと前か忘れましたが、ちょっとしたインターネットの中で、大阪の高槻市の小学校5年生が持久走をやった、5分くらいやったんだと思うんですけども、その後、突然、死んでしまったということで、非常にマスクというものが、皆さんも今もやっているし、私もやらざるを得ないからやっているんですけど、かなりこれ、危険なもので、去年の2月18日に東京都の医師会のほうで、マスクの有効性はないという、一応発表があって、その後、なぜか分からないんですけど、静かに消されてしまった。

それから、去年の6月、小児学会のほうで2歳以下の子どもについては、マスクは危険だからやめなさいという報告が出ているんですよ。そういうことがあって、2歳以下なら危険だけどそれ以上だったら危険じゃないかっていうことになるんかと思うんですけども、これからちょっとその件について、これから夏に向かって熱中症で死ぬというようなケースもかなり出てくると思うんですけど、そのときに、やっぱり小児学会なり医師会なりがそういうふうに言っている

ということで、これはやっぱり小学校、中学校はよく考えてもらいたいと思うんですよね。

それで、ちょっとどうしてそんなに危険なのかという話で、その後の気候非常事態とかゼロカーボンとかいう話の中で出てくると思うんで、ちょっとCO₂、二酸化炭素の問題とそのマスクの問題、ちょっとだけここでしゃべらせてください。

大気の組成というのは、21%が酸素でCO₂、二酸化炭素は400ppmということになっていますよね。400ppmという数字は皆さんよく聞くとと思うんですけど、何で酸素は21%と言っていて、二酸化炭素だけは400ppmなんていう単位が違うんだって思われるでしょうけど、私は、多分これ数値を上げるためにppmというのは、パーツパーミリオンですから、100万分率で言っているわけですね。

酸素のほうは、パーセンテージですから100分率ですよ。だから、400ppmっていう二酸化炭素、それを皆さんは吸い込んで、それと同時に21%の酸素を吸い込むわけですよ。それで、400ppmというのは、だから数字をでかくするために言っているあれなんでしょうけど、パーセントに直すと0.04%ということになりますよね。

それで、皆さんは、今大体二酸化炭素を4%から5%口から吐き出していると思うんですよ。その0.04を吸い込んで、出す二酸化炭素は、ppmで言えば、皆さんが今出しているppmで言えば、4万ppmの二酸化炭素を出しておられるわけですね。

一番安静にしている1%ですから、1万ppmを出している。激しい運動をすれば、これが9万ppmとかになるわけですよ。ですから、小学生とか園児とかは一生涯懸命運動をして、例えば、6万ppmの二酸化炭素を出して、それが、マスクの中で滞留したとなるとどういうことになるかといと、21%の酸素を吸っているわけですから、それがその酸素が一番使う場所が、皆さんの体の2%に過ぎない脳の大脳新皮質というところが一番使うんで、取り込んだ酸素のうちの4分の1、25%は皆さんの脳で使うわけですね。その脳に21%の酸素を吸い込む、それでどこまで酸素があれば安全かという、18%が下限になるわけですね。まあまあ安全であろうというのが18%ですよ。それから、もう16%になると吐き気から頭痛から、そのときには脳の細胞の破壊というものが進んでくるわけですね。もっと下がって6%になった場合には、酸素6%の空気の中で皆さんが入ったとすれば、一瞬で皆さんは即死という状態になりますよね。

子どものことを考えると、下限が18%ですから、それで自分の口からハッハ、ハッハって一生涯懸命出してる二酸化炭素がそのまま滞留して酸欠状態になる、酸欠状態になるまでは余裕は3%しかないわけですね、人間の場合ね。だから、誰もマラソンをやるときにマスクして走るなんて人は当然いないわけで、ほとんど即死状態になると思うんですけどね。

機能障害、それから血圧は上昇するし、失神とか吐き気、とにかく頭痛ですよ。脳のほうが破壊されるということですからね。その辺を今言った数値、要するに21%の酸素を吸い込んで下限が18%、そこまではまあまあ許せるけどそれ以下になったらもうおかしくなると。

特に子どもの場合、だから、保育園、小学校、中学校ではその辺をよく議論なさって、この夏の、多分熱中症でおかしくなったというふうになるんでしょうけど、もしマスクをしているような場合には非常に危険だと思いますので、小学校、中学校なんかでよくその辺を議論するなり考えて、先生たちが生徒の指導、今はどうも生徒が好きなように、生徒の自己判断でよろしいみたいな、やりたい人はやる、やりたくない人はやらなくて、それで結構みたいなことになっていきますけど、そういう危険なものですから、これは、やはり先生たちが指導して、体育とかのときはもうやらないというように決めるべきだと思います。

それがCO₂と酸素の関係なわけですけど、これからは、通告のほうは、まず最初、1番は、気候の非常事態ということについてと、それから、その原因と当町の取り組みについてということの中でお聞きしたいんですけども、イとして、3月の議会における町長の答弁に、その非常事態宣言をすると、つもりであるということがありましたんで、ここでお聞きしておきたいと思います。

気候の非常事態とはどのような事態である、どのような事態を指すのかということ、それからこれはいろいろ気候の激甚化のようなものを念頭に置いて言っておられるんだと思うんですけども、台風の強度、あるいは被害なんかを見ると、過去の室戸台風、伊勢湾台風、これはもう一般質問の中で前にも随分、私のほうで取り上げたんで、詳しくは言いませんけども、その台風が起こる頻度、それから強度は、昔の20世紀の前半に比べるとはるかに柔らかい、優しい、それで強度はそれほど強くはない、しかも頻度も統計をきちんと見れば減っていると。

それで、気候は非常事態だというのは、ここに、議場の中におられる方たちは、多分1回だけ非常事態で困ったという事態があったと思うんですよね。それは1993年の米不足なわけですけど、冷害で全く作況指数が10だ20だ、全く米が取れなかったという県も当時ありました。

それで、皆さん、そのときの米不足は1993年ですから覚えておられると思いますけど、非常に苦労したと。ただし、それは冷害、冷害というのは冷たい害ですよね。その原因もフィリピンのピナトゥボ火山の噴火によって、しかもそれは2年前ですけども、起こった冷害、冷たい害のほうで、そういう異常事態が起こったということですよ。

それから、ロとして、非常事態であるということが科学的に、あるいは科学的な合理性を持ったものであるというのなら、一体その原因は何だと考えておられるのか。それに対する当町の取り組みはどのようになっているかということ、まず一番最初にお聞きしたいと思います。

企画政策課長（大井君） 気候非常事態宣言についてのご質問に順次お答えをいたします。

近年、猛暑や熱中症による搬送、死亡例の増加のほか、数十年に一度と言われる台風、豪雨が毎年のように発生し、深刻な被害をもたらしております。西日本を中心に広い範囲で被害が発生した30年7月豪雨や千曲川の堤防が決壊するなどの被害が発生した令和元年東日本台風、平成30年の記録的な猛暑など、これらの異常気象は地球の温暖化の進行に伴い、発生リスクがさら

に高まることが予想されております。

こうした地球温暖化に伴う異常気象の頻発に対し、長野県をはじめとする全国の複数の自治体や衆参両議院においても気候非常事態宣言が行われております。

ご質問のイ、気候の非常事態についてですが、長野県は気候変動は地球上の人間社会の存続を脅かしており、この非常事態を座視すれば、未来を担う世代に持続可能な社会を引き継ぐことはできないという、強い危機感を抱かざるを得ないとし、気候非常事態の宣言をいたしました。

また、長野県気候危機突破方針では、世界各国に気候変動に関する政策に科学的な知見を与えることを目的とした国連の気候変動に関する政府間パネルの報告を引用しております。この県の危機突破方針では、気候システムの温暖化は疑う余地がないこと、二酸化炭素など温室効果ガスの継続的な排出により、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まることなどが示され、このままでは豪雨の頻度の増加、熱帯低気圧の強度の増大、海面水位の上昇、生態系の改変、食料価格の上昇及び食糧不足など、私たちの暮らしに甚大な影響が生じることになるといった状況を非常事態としております。

また、現在の状況を非常事態とする理由といたしましては、個別単発の自然の事情を取り上げるのではなく、温室効果ガスの影響などによる地球温暖化についてこのままでは深刻な状況になるということが、先ほども申し上げました国連の気候変動に関する政治間パネルや国連気候変動枠組条約締約国会議など、国内外の多くの公的機関により報告されており、町といたしましても、現在の状況は気候非常事態であると考えております。

続きまして、ロ、原因と町の取り組みについてのご質問ですが、初めに、非常事態の原因といたしましては、先ほども申し上げました国内外の公的機関により二酸化炭素などの温室効果ガスの増加による地球温暖化が主な原因と考えているところでございます。

次に、まちの取り組みといたしましては、二酸化炭素排出量の削減に取り組むことが必要となり、個人や家庭のほか、自治体や民間企業、NPOなど、あらゆる組織が官民の枠を超えて連携して取り組むことが重要であると考えております。町といたしましては、これまでも行ってまいりました省エネルギーや再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みをはじめ、ごみの減量化、再資源化などの推進、環境教育、植樹や育樹をはじめとする自然環境の保全など、幅広い視点で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

8番（栗田君） IPCCの計算で温暖化だというんですが、私が見たIPCCの報告書では、気候がこういういろいろな事態とその温暖化等はあるかどうかはよく分からんみたいな話を、私のほうでは見たんですけども、そのところは、余り問題にしてもしょうがないと思いますので、一ついろいろな論争がある中で、薬師院という方が書かれた本をちょっとだけ引用させていただきます。

その方の地球温暖化論という中で、こういう文章を引用して書かれているんですよ、そのの

ところを読みますけれど、これは小松左京さんという方、この中で皆さんご存じでしょうか。日本沈没というのを書かれた作家の方で、こういう科学問題についても造詣の深い方で、その方が、1974年に書かれた文章です。それをこの方の本から引用させていただくと、こういうふうになっています。

世界的に頻発する異常気象はどうやら気候が新しい体制に移行しつつある兆候であり、その新しい体制とは地球全体の気候が現在よりかなり温暖化することであるらしいことは、科学的にかなり確実に予想できそうである。

先ほどの答弁にありましたように、科学的に疑う余地がないというふうになっているんですね。それで、この本の著者である薬師院さんは、このようにこの文書の後、続けます。

今、読んだのは小松左京さんが1974年に書いたものなんですけども、この本の著者、これに続けてこういうふうに言っています。

何も思わないかもしれない。最近よく言われることのようにも見えるだろう。だが、私はあえてその言いようをしている。文中の温暖化という箇所は、本当は小松左京さんが書いたのは、寒冷化と書いてあったわけです。寒冷化、1974年には地球全体の気候が現在よりかなり寒冷化することであるらしいことは、科学的にかなり確実に予想できそうだと。このように小松さん書いているんですね。

要するに、CO₂が温暖化の原因だということになっていますけれども、実際には1940年から1970年前半にかけて、ずっと気温が下がっちゃったんですね。このとき、科学者の多くはこの寒冷化は何とかならないか、もう地球は凍ってしまうんじゃないかということで必死になって研究して、ニューヨークタイムズとか向こうの雑誌を見れば皆さんよくお分かりだと思います。その当時の、調べてもらえば分かります。全部寒冷化です。

それが、ここに来て突然、温暖化に今度は転じた。今本で読んで、私が読んでいるんですね。こういうことは何十年かするとぱっぱぱと変わってっちゃうんですね。今読みましたようにね。

それで、いわば、このイギリスのほうなんかは、温暖化詐欺ではないかというような話も出ている、これの温暖化、それからIPCCをつくり出したアメリカ、それからイギリスのサッチャー首相なんかの一番最初のその引き金を引いた人は、1988年6月23日の上院の公聴会で、ハンセンという方、NASAの研究者であるハンセンさん、これがもう先ほど述べられたように、温暖化は人為的CO₂であることは科学的に確かだと、こういうふうに言いだしたわけですね。

それから、様々な賛否両論があったわけですが、その賛否両論の中のいろいろな件については、また次の質問で出したいと思っておりますけれども、次の私のほうが問題にしたいものは、これも前回の町長の答弁にありましたように、気候非常事態宣言だけでは足りない、2050ゼロカーボンを目指す包括的な宣言を行うことを提案したと、こういうふうにあるわけです。

今度は、非常事態宣言以上に、今度はもうゼロだと、ゼロカーボンだと。そのゼロカーボンを実現したらどのように現実になるかというのは、また後でお話できると思いますけども、一応、今答弁を求める部分は、まずゼロカーボン社会に向けて様々な施策が行われると思われませうけれども、産業界、それから経済、農林業へ、特に当町の企業とか農林なんかですけれども、その影響をどう考えているかということですね。

もうここで去年異例の記者会見というか、行われた豊田社長ですね、トヨタ自動車の豊田社長は、もう今のルールでゼロカーボン、ゼロまで行かないにしても、車をつくるということは、日本ではもうできなくなっちゃうんじゃないかと。

その理由は、いわゆるLCAと呼ばれるもの、ライフサイクルアセスメントですかね、つまり、車をつくるまでに使われるCO₂の量がどのくらいか、それを全部量る、そうすると、日本の場合は、原子力発電がほんの、もうほとんど停止しちゃって、ほんのちょっとですので、火力発電が75%以上を占めているわけですね。そうすると、そのルール、LCAというルールでいけば、もう日本で車をつくった場合は、全世界が認めてもらえないと、輸出はできないと。だから、新しい車、ヤリスとかという名前だったんですけど、もうそれは日本ではつくれないうと。

フランスのように、78%ぐらいが原子力、原子力だとCO₂を出さないということで、ヨーロッパはうまく考えているんですけども、これは、まさにおかしなトリックであって、その原発稼働時にはCO₂が余り出ないということです。それで、火力発電だったら稼働しているときにずっとCO₂出すじゃないかという議論ですけども、それをつくるまでにどれだけのCO₂を使うか、そこまできちんと考えないで、ただ、稼働時には出していないだろうと。

皆さんのうちのテレビも、誰もテレビ自体がCO₂なんか出しているわけじゃないですよ。私はあれシュッシュポッポって後ろからCO₂でも出してもらえればテレビ見なくても済むんじゃないかと思えますけども、テレビ自体がCO₂を出すわけじゃない、しかし、つくり出すまで、それからテレビをつけて、電気はどこからどうやってつくっているんだと、こうなれば、もうみんなCO₂が計算されるわけですよ。それをテレビからはCO₂が出ていないから、じゃあいいじゃんかみたいな話、そういういい加減な話が結構出てきちゃうわけですよ。

特に、2019年の5月ですけれども、マツダ工業、マツダ、自動車のマツダですね。エステイメイツっていう、これは日本語では全然出なかったわけですけども、そちらで電気自動車とそれからガソリン車でCO₂の排出はどうなるかっていう計算をしたわけですね。そうしたときに、電気自動車っていうのは、リチウムイオン電池っていうのをつくるときにものすごい量のエネルギーを使う、それで車が使えるまでガソリン車の場合のEV車、エレクトリックビークルでしょうけれども、は2倍以上のCO₂を排出する。しかも、豊田社長が言われるには、そうやってつくった電気自動車も一番最後の完成時の放電とかの確認で、1つ家庭の1週間分の電力を使って最後の放電実験をしないと安全性確認うんぬんできないと。

そういう報告と併せますと、ガソリン車と、それからEV車がどこでガソリン車のほうがEV車をCO₂の排出で上回るかということ、11万キロ走った時点でガソリン車のほうが電気自動車よりもCO₂を多く出し始めると。グラフがですね。これが豊田社長が言う、あるいはマツダ工業がいう、電気自動車とそれからガソリン車のCO₂の比較です。

こんなふうに、非常に工業に対して大きな影響を与える、当町でもこれがみんな電気自動車ということになれば、かなり困った状況になる企業は多いと思います。

それから、農業について言えば、これは、30%のCO₂を多く出した場合、どれだけの農業生産が増えるかということ、プラス300ppmでお米は1.36倍、ぶどうは1.68倍、りんごは1.45倍というのが、これがアメリカの研究所で発表された数値です。

今、SDGsというので、階段にいろいろ出ていますけれども、階段の2段目、世界の人々の飢餓をなくすにはどうしたらいいのか、一番いいのは、CO₂をさらに出すことですよ。だけど、そんなことをしたら温度が上がるじゃないかっていう反論に対しては、実はもう科学的にはCO₂が温度を上げているんじゃなくて、温度が高ければ海からのCO₂の出ってくる量が増える。これはどこかで新しくつくられた、どこでした、アサヒか何かでしたかね、ビールで、これ12度以上である場合には噴き出す恐れがありますって書いてあるんですよ。つまり、冷たければ溶解している、液体の中に溶解しているわけですけど、12度になるともう噴き出しますよって書いてあるんですよ。そういう科学的な知見もあります。

したがって、そこで何でこんな無理やりにCO₂だけを悪者にして、それをゼロにしようなんて、農業生産かっていう面から見れば、先ほど言いましたように、収量は増えるし、当町においては農業をやられている方はたくさんあります。もし本当にここでCO₂がどんどん減っていったら、農業ができなくなっちゃう、そこまで減らすというのは大変な話でしょうけど、ゼロにしたら可能かもしれませんよね、農業ができないくらいね。

160ppm下がると一切の植物は発芽もできないということは、ほぼ確定しております。それなら、とにかく低炭素だ低炭素だというのは一体いかなものかと、そういう農業、それから林業などへの影響をどのように考えて言っておられるのか。

それから、国民負担、もうここからお金の問題ですけども、排出権取引、それから炭素税という形で、国民負担はもうどんどん増えると。今、渡辺正さんという東大の先生、今はちょっと東京理科大に移られたのかもしれませんが、その方の研究では、毎年4兆から5兆円の温暖化対策がなされている。

一体そんなにすごいお金、これからはもう排出権取引でどんどん、もっともっと日本から取られて、これは経産省の外郭団体が計算したところによると、80%減で年間43兆円から72兆円はかかるだろうと。100%、じゃあカーボンゼロにするにはどれだけかかるか、そんなもの計算する人はありませんと。80%減で43兆円から72兆円。それだけのお金をかける意味が

どこにあるのか。それから、それだけのお金を払う国民の負担はどうか。それを質問したいと思います。

それから、よく皆さんが言っている低炭素社会とはどのような社会を想定して低炭素社会と言っているのか。これについてのお答えを願いたい。

それから、ずっと言ってきましたように、CO₂というのは、なければ光合成ができない。光合成ができないということは、植物が全部絶滅するというだけじゃなくて、もちろんそれに依存して生きている動物は全く生きられないと。したがって、CO₂っていうその植物にとって絶対に必要なものを削減するっていう、その意図は一体どういうところにあるのか。

もちろんこういうふうに言うと思うんですね。温暖化が進んでいるから。温暖化が進む原因っていうのは、私のほうでちょっと趣意書っていうのをつくって、1から6番まで一番重要な気候決定要素というものを挙げておきました。太陽活動であり、宇宙線の流入であり、雲の量であり、それから火山活動、先ほども言いましたように、皆さんが経験した唯一の気候変動、ひどい目にあった気候変動というのは火山の活動だったというふうに、先ほど述べました。それから惑星間のいろいろなサイクル、地球っていうのは太陽の周りを楕円でぐるぐる回って、今、私も皆さんもマッハ80いくつというような高速で宇宙を運行中でありましてけれども、その楕円の軌道が正円に近づく場合に寒冷化が起こるとか、あるいは地軸の傾き、この地軸の傾きで全ての季節が決まります。太陽に一番近づくのが1月の3日、1月3日です、一番近づくのがね。ただただ夏があり、秋がある、冬があるという季節は地軸ででき上っているわけですね。その地軸の傾き、そういったもの、それが大きく気候を決定するんだらうと。

しかも、最後の6番目にやっそこ温室効果ガスという話が出るんですが、その温室効果ガスの95%は水蒸気です。要するに水ですね。これがはるかに圧倒的な力を持っていて、とてもじゃないけれども、この地球が誕生した46億年前に95%あったCO₂が、今では何と、先ほども言いましたように、0.04%まで一貫して下がってきたわけですね。一貫してなくなってきた。なくなってきたって本当になくなったわけじゃない、どこかにため込まれているわけです。それは、岩石だったり海の中だったり光合成によって植物がそれを吸収し、ため込み、それを動物が食べるという循環の中で、CO₂の炭素のほうは、今でも地中に残っているわけです。その植物にとって絶対必要なCO₂を使う、光合成によって全生命が支えられている、それに対してCO₂の削減はどう考えるか。

それから、次は、ハになるんですかね、理科教育ではそのCO₂の重要性というものをどれだけちゃんと教えられているのか、それとそのCO₂の重要性と宣言とは矛盾することはないのか。それから緑化の促進、生物多様性の維持と促進、それから農業生産、これは、全てCO₂のおかげです。だから、地球上の人類も70億人まで増えることができた。これをどうしても、低炭素社会、あるいはゼロカーボンで抑えようという宣言は、そういった地球全体の生物に対してのC

O₂の効用と矛盾しないのか。ここのところを質問したいと思います。

町長（山村君） もしでき得れば別の時間をとって1時間ぐらい講演していただきたいなと思いましたが、今種々、いろいろおっしゃられました。2番目の質問だということが今、分かりましたので、私からお答えしたいと思っております。

今、栗田議員もおっしゃいましたが、最後のほうの話は正当なお話だと思っております。つまり、地球ができて四十二、三億年ですけども、その四、五億年後の二酸化炭素というのは、さっき言われたように95%が二酸化炭素で、5%が窒素、その後、生物の活動なんかがあって、400ppmになってきたということでございます。

これから種々申し上げますけども、栗田議員がおっしゃったような二酸化炭素ゼロにするなんて誰も言っていないんです。二酸化炭素がゼロになったら多分生物は生きられない、そんなことは言っていないですね。これからつくる二酸化炭素をゼロカーボンにしようということを行っているわけですね。

順次お答え申し上げます。

まず初めに、2015年にフランスのパリで開催されました第21回国連気候変動枠組条約締結国会議、COP21において合意されたパリ協定では、世界の平均気温上昇の幅を2度未満とすると、長期目標が国際的に広く共有されました。

また、国連の気候変動に関する政府間パネル、IPCCの特別報告書においては、気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までにCO₂の実質排出量をゼロにするということが必要であると報告し、今後の地球温暖化などによる気候変動のリスクに警鐘を鳴らしているというところであります。

さて、ゼロカーボン社会を目指す施策とその影響についてでございますが、国においては、2050年ゼロカーボンの実現に向けて、政策の継続性、予見性を高め、脱炭素に向けた取り組み、投資やイノベーションを加速させるとしており、温室効果ガスの排出削減や吸収等に関する施策など、様々な施策が展開されると想定されております。

こうした変革には、ときとしてこれまで継続してきた考え方の転換なども必要となり、製造業や建設業のみならず、農林業やサービス業など、いたるところに影響を及ぼすものと考えております。

また、現在、国において検討が進められている排出権取引や炭素税に代表されるカーボンプライシングについては、今後の国の動向を見る中で、当町の企業や農林業への影響について注視してまいりたいと考えております。

続きまして、低炭素社会についての質問でございますが、今年の5月26日に成立しました、改正地球温暖化対策推進法では、その理念において、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収される温室効果ガスの吸

収量との間の均衡が保たれた社会の実現としております。

その目指す社会像としては、高い省エネ基準の建物や設備の設置を促進するなど、省エネルギー化を進めると同時に、再生可能エネルギーが普及し、化石燃料からの転換とともにエネルギーの自立分散が図られ、豊かで活力ある持続可能な社会などが考えられます。

また、二酸化炭素の削減をどのように考えているかということでもありますけれども、フロンガスによるオゾン層破壊の研究で、ノーベル化学賞を受賞したドイツの大気化学者パウル・クルッツェン氏は、現在は地質の年代による区分の一つとして、人類が産業革命などを通じて地球規模の環境変化をもたらした時代、人新世、人の新しい世の中、人新世、アントロポセンであると提唱しております。

産業革命以降の二酸化炭素の排出量の増加を、我々の社会生活の中で削減し、植物の光合成による二酸化炭素の吸収や、二酸化炭素の回収、貯留する新たな技術の開発など、人類の英知を結集する中で、排出量と吸収、除去量との中立を図っていくことが重要であると考えております。

最後に、宣言を出すことの妥当性についてのうち、緑化推進、生物多様性の維持促進、農業生産等と宣言との矛盾についてということでもありますけれども、結論から申し上げますと矛盾はいたしません。

温暖化が進むと動植物の生息域にも影響を及ぼし、これまで町で行われてきた農業やこの地域で育まれてきた文化にも影響を及ぼしかねません。

私たちは、先人たちから受け継がれてきた坂城の豊かな自然環境や地域の生態系を保全し、次世代に継承するための取り組みを推進することが必要と考えております。

町といたしましては、第6次長期総合計画においてまちづくりの共通テーマの一つとして位置づける、SDGsの達成と同様に、豊かな自然環境と安定した社会により経済発展する町を目指し、温暖化対策として2050ゼロカーボンに取り組んでまいりたいと考えております。

教育長（清水君） 私からは、ハ、宣言を出すことの妥当性についてのうち、理科教育ではCO₂の重要性が教えられるが、宣言と矛盾することはないかとのご質問にお答えいたします。

中学校の理科学習指導要領では、中学校2学年の植物の体のつくりと働きの中の葉、茎、根のつくりと働きにおいて、植物の葉、茎、根のつくりについての観察を行い、それらのつくりと光合成、呼吸、蒸散の働きに関する実験の結果とを関連づけて理解することと示されております。

そして、内容の扱いとしては、葉の働きについて、光合成を行う器官であることや、光合成は光のエネルギーを利用して、二酸化炭素と水からでん粉などの有機物と酸素を生じる反応であることを理解させる。また光合成が細胞中にある葉緑体で行われていることにも触れる。さらには呼吸により酸素が吸収され二酸化炭素が放出されていること、葉では気孔で气体の出入りが起こっていることを理解させると示されております。

このことから、中学校の授業では、植物の葉を用いて光を当てる、当てない、植物がある、な

いという条件を組み合わせる実験を行い、二酸化炭素が光合成によって使われるかどうかを調べる学習や、水草に光を当てて、出てきた泡が酸素であることを調べる学習などが行われております。

しかし、これらはいずれも定性的な実験であり、二酸化炭素や酸素の濃度まで調べるような定量的な実験は中学生の段階では行っておりません。

したがって、理科の学習において、植物の光合成が行われる際、二酸化炭素が必要になるということは分かりますが、その量や濃度については扱っていませんので、宣言と矛盾するかどうかについては、判断しかねると申し上げるしかございません。

8番（栗田君） いろいろな研究があって、産業革命から現在まで、これはCO₂が、産業革命前というのは280ppmまで落ちたと、要するに地球が46億年前に生まれて、そのときは今の金星と火星、隣の金星と火星と同じだけのCO₂の量なわけですよ。それから一貫してCO₂の量は、一貫して下がってきたわけです。それで、産業革命前で280ppm、要するにパーセントで言うと0.028%まで95%から下がったわけですよ。

その間のCO₂のCはどこに行っちゃったのかと言えば、それは海の中であったり、生物の体、それが死んで土に埋まって動物の死骸は石油となり、植物の死骸のほうは石炭、要するに化石燃料として蓄えられたわけですよ。

それで、その産業革命で280ppmまで落ちたのが、そこからいろいろ、いろいろと言うか現在までその化石燃料を燃やすことで、人為的なCO₂の量が大体100ppm、今380ppmから400ppmと言われてますから、100年で100ppm、つまり1ppmを毎年増加させていったわけですよ。

それで、1982年から2012年までの33年間のネイチャークライミットチェンジという雑誌に出た観測結果はこういうふうになっています。

1番が植物の量は10%増えた、サハラ南部、シベリア、アマゾンの緑化が著しい、増加分の総面積は米国本土の2倍を超える、4番目に緑化増分のうち7割がCO₂寄与分だと考えられる。

恐竜が生きていた時代のCO₂濃度っていうのは、約15%ほどでありました。そのとき非常に植物が繁茂したものですから15%ですよ、15%というのはppmで言えば15万ppmになるわけですけど、それで恐竜もあれだけでなくなった。それが、そこから、それが2億5,190万年前ということですから、そこからどんどん減って6,600万年前には、ほぼ恐竜は絶滅して、そこから哺乳類が始まって人類の歴史は20万年ぐらいということですよ。

このCO₂がこれだけどんどん、どんどんと言っても46億年かけて減ったわけですけど、その間に5回の氷河期が来ています。一体その氷河期をCO₂の説明でどうするのかという問題、それから恐竜が生きていた時代の15万ppmのとき、今のIPCCの計算をすれば、名古屋大学から中部大学に移られた武田邦彦教授の計算によると、温度が400度ほどになるそうです。

恐竜もみんな焼き鳥状態ということになると思いますけれどもね。

こういった化学的な話は一切抜きにして、あとの10年、20年、30年、どのくらいか経ってから分かりませんが、2050年と言えば、これから30年ですけどね。皆さんがどこにおられてどのような生活をしているか分かりませんが、そのときに何であんな宣言なんか、あるいは何でゼロカーボンなんていうのを目指したんだということになる可能性は、先ほど紹介しました小松左京さんの本でよく分かると思うんですよね。

あの本が、先ほど言いましたように、1974年ですから、50年、たった50年ぐらい前の本ですよ。それがあつという間にこういうふうになるっていう、この何て言うんですか、余りの揺れの大きさと言いますか、もう少し、さっきのマスクの話もそうでしたけれども、科学的に、本質的なことを話し合っ、議論して、本当にそれが必要なのか、私が一番心配しているのは、1997年の京都議定書のときに、日本が完全に、私のこんな言葉で言ったらまずいのかも知れませんが、EUにはめられたという感じなんですよ。それがまず、1990年が基準年にされたということが、少し考えてみればおかしくない、何年でもいいわけで、だったらその時点を目安にして、どこまで下げようとかすればいいのに、何で1990年が出てきたのか。

これは、もちろんベルリンマンデートというので、もう決まっちゃうというか、向こうのルールで東西ドイツが一緒になったんで、東ドイツのものすごく出していたCO₂分が消えると。

それともう一つは、アメリカのアル・ゴアのすごさですよ。この人、もう何十%だって削減してやるって、あそこの京都議定書で乗り込んできたわけですけど、ちゃっかり来る前にもうヘーゲル・バード決議というのが議会で行われていて、開発途上国が賛成しなければアメリカは何パーセントしようが一切京都議定書の批准はしない。そういうことで日本に乗り込んでくる。だから、アメリカも京都議定書関係なし、ヨーロッパは8%削減とかいって、実は全く削減なしで、東欧から、東欧が全部EUの中に入り込んだその年をねらってやっているわけですからね。

また、このゼロカーボンとか、これはもう数年前に東京都の都知事さんが、女性の方ですけど、言い出したことで、それを聞いたときには、私びっくりしちゃいましたが、今度菅さんが言って、総理大臣が言ってびっくりして、それで前回の3月議会ではここの町長さんが言い出してまたびっくりと。一体もうちょっと本質的な議論をして、本当にそれがいいことなのか、トヨタの社長さんが言うように、こんなんでは日本ではもう車はつくれないぞ、あるいはガソリン車はもうだめだ、だけど、実際には電気自動車のほうがよっぽどCO₂を出すと、そんなようなことをおいそれと乗っかって、そういう宣言を出すということはいかなるものかということで、この2つの問題を取り上げたわけですけども、どこかの環境大臣のように、世界の流れだ、乗り遅れるなど言うんだったら、やはりここで言ってもしょうがないのかなというのが、私の最後の気持ちであります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時30分～再開 午後 2時40分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、6番 大日向進也君の質問を許します。

6番（大日向君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

全国的に執り行われているコロナワクチン接種についてお聞きしたいと思います。

全国的に高齢者等のワクチン接種が開始されましたが、当町においての接種についてはどのような状況になっておりますでしょうか。

報道等から聞こえてくるのは、予約を行うことの難しさや混乱、そして接種自体が遅れてしまっている地域も見受けられるようです。幸いにも私の周りの対象となる方々からは大きな問題等のお声を聞くことがないので、当町の高齢者対象の接種は混乱なく進んでいることと感じております。

また、6月初旬の新聞報道にて当町の高齢者対象コロナワクチン接種率が県内で非常に高いとの記事が掲載されておりました。これもひとえに今回の接種に関わっておられる役場職員の方の努力の結果ではないかと感じておるところもございます。

しかしながら、やはり、高齢者のみの世帯などはネット環境を使用しての予約が難しく、代行の依頼を受けることも多々ございました。今後も続くであろうワクチン接種の環境について質問を行ってまいります。

項目に沿いまして、イ、65歳以上のワクチン接種について、1点目としまして、町として会場、各担当係、接種のシミュレーション、日程調整等、接種までの準備はどのように進めたのでしょうか。2点目、ワクチン接種方法をかかりつけ医等ではなく集団接種とした理由はどのように進めたのでしょうか。3点目、医師や看護師等の人員派遣に対し、医療機関との調整はどのように行われたのでしょうか。

続きまして、ロの接種券の発送、予約について、1点目としまして、どのような順番で接種券の発送を行ったのでしょうか。2点目、接種の予約について、その中で電話予約の状況はどうだったのでしょうか。ネットからの予約割合は全体のどのぐらいありましたか。3点目として、連休中に行われた文化センターでの接種予約を行った人数は何名いらっしゃいましたか。

ハといたしまして、文化センターで行われている集団接種についてです。1点目、65歳以上の接種対象者は全部で何名でしょうか。2点目、各日で変動があると思われませんが、1日当たりの計画接種人数は平均で何人となりますか。3点目、現在、2回接種が終了している方の人数と割合、1回接種が終了している方の人数と割合を教えてください。4点目、接種会場での動線です。この接種を行うまでのところで混乱等は生じなかったのでしょうか。5点目、接種によるアナフィラキシー症状を起こした方はいらっしゃいましたか。また、会場内で体調不良等を起こされた方への対応はどのようになっていたのでしょうか。6点目、接種帰宅後に体調の不良を訴

える方からの連絡はあったのでしょうか。7点目、接種会場への来場方法は自家用車や家人による送迎が多いと思われませんが、町で用意している無料タクシーを利用した方はどのぐらいいらっしゃいましたか。最後になります。外出困難な接種対象者への対応はどのように行ったのか、また、介助等が必要な方への対応はどのように行われたのでしょうか。

以上、質問といたします。

町長（山村君） ただいま大日向議員さんから、1番目として、町のコロナワクチン接種についてご質問いただきました。私は、この中で、イの65歳以上の接種につきまして、全般的にお答え申し上げます、ロとハにつきましては担当課長より答弁申し上げます。

まず、新型コロナワクチン接種につきましては、都道府県の調整による医療従事者への先行接種に次ぐ接種順位として、市区町村が実施主体となり、現在、今年度65歳以上となる方へのワクチン接種を進めているところであります。

高齢者への接種は、3月初旬の国からの通知により、4月12日から開始とされたものの、当初のワクチン供給は非常に限定的で、実施は一部の自治体に限られ、併せて全市町村には4月26日の週に1箱、これは975回接種分ですけれども、この1箱ずつを配送するとされましたが、その後の供給予定は示されなかったため、この時点での接種計画立案は困難な状況でありました。

その後、3月末に、4月26日及び5月3日の週にワクチンの追加配分の考えが示されたことを受け、町でも希望量が供給されることを前提として、集団接種の開始を5月4日もしくは6日の2パターンの計画を立て、医師会や医療機関との調整を行うとともに、4月早々には県庁を訪問し、副知事や担当部長等にもワクチン確保について要請をいたしました。

しかしながら、追加供給分4千箱も全国の自治体からの要求数に追いつけず、4月12日に示された当町への分配も希望数に満たなかったため、接種計画を見直さざるを得なくなりました。

計画の見直しに当たりましては、接種開始の際に一定量のワクチンが確実に手元に確保されていること、接種期間中にワクチンの供給が途切れないことを考慮し、国のワクチン供給スケジュールを確認する中で5月10日を接種開始日として再度医療機関等と調整し、4月中旬によく日程を固めることができました。

また、当町では、高齢者の方への接種にあたり、当初から集団での接種を念頭に置き、会場については、密集を回避しつつ多くの方を収容でき、駐車場も確保できる施設として、文化センター体育館としたわけですが、文化センター体育館については、今年度、施設改修を予定していたため、行事が逆に入っておらず、一般の利用への影響もなかったことから、改修を1年先送りし、接種会場としたところでございます。

今回のワクチン接種は、町としても重要かつ大規模な事業と捉えており、特に接種の期間中は大変多くの人出を要することから、町では新型コロナウイルスワクチン接種対策チームを組織し、課を超えて業務分担するとともに、対策チーム実務者会議が中心となって、職員が交代しながら

の人員配置計画を立てたところであります。

また、会場のレイアウトや職員配置につきましては、国から示された会場設営のイメージ図などを参考にしながら、体育館の規模や構造、より円滑に接種を進めるための経路等、何回も検討を重ねてきました。

4月22日には、被接種者役として民生委員の皆様にご協力をいただき、町内の医師、鹿教湯病院、関係職員が参加してのシミュレーションを実施し、接種手順や会場内の動線の確認、課題の洗い出しを行い、接種本番に備えました。

次に、接種方法を集団接種とした理由についてのご質問ですが、一番大きな要因としましては、接種対象となる方が新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすいとされる高齢者であることから、多くの方へ迅速に接種を行うことが望ましいと考えたわけであります。

また、取扱いや保管にも多くの制約がある貴重なワクチンを無駄なく使うためには、1つの会場で多くの方に接種する方法が効率的であり、加えて町内のかかりつけの先生方には新型コロナウイルスの感染拡大により医療への負荷が増加している中、ワクチン接種を全面的にお願いした場合の日常の医療提供体制への影響など、様々な状況を総合的に勘案して集団接種方式としたところでございます。

一方、集団接種において課題となるのが、接種を担っていただく医療スタッフの確保で、効率的に多くの方への接種を進めるには、複数の医師と看護師等を確保する必要があります。

町では、地方へ出向いての集団健診等の実績が豊富で、医療従事者への先行接種で取扱いの難しい新型コロナワクチンの接種実績もあり、町民の皆様がご利用されることも多い鹿教湯病院さんに高齢者接種の協力を打診しましたところ、お引受けをいただけることになりました。

その後、病院と協議を重ね、診療や健診等との調整をいただく中で、接種会場に医師2名、保健師、看護師5名、事務職2名のチームを派遣していただき、集団接種時には町職員も含め、おおむね30名程度のスタッフで運営をしているところでございます。

また、町内の先生方にも、千曲医師会に調整をお願いし、日曜日は1日、休診となる医療機関が多い木曜日と土曜日は午後の半日ずつ、集団接種の予診を担当してもらっております。

多くの皆様のご協力により、接種も順調に進み、接種を受けた多くの町民の皆様方からスタッフの対応にお褒めの言葉もいただいております。

ご協力をいただいております先生方、鹿教湯病院の皆様から改めて感謝を申し上げる次第であります。

ワクチン接種につきましては、日々新たな動きが出てくる状況で、国や県の動向も視野に入れながら、今後もスムーズな接種ができるよう努めてまいりたいと考えております。

福祉健康課長（伊達君） 1、町のコロナワクチン接種について、私からは、口の接種券の発送、予約について、それとハ、文化センターで行われている集団接種について、順次お答えをいたし

ます。

まず、ワクチン接種に必要となる接種券の発送についてでございますが、今回の接種では、対象となる方が多く、混乱を避けるため、まずは75歳以上の方に発送をし、1週間後に65歳から74歳の方に発送をいたしました。

理想的には、もう少し細分化しての段階的な発送を考えておりましたが、先ほど、町長からも申し上げましたとおり、ぎりぎりまで接種日程が固まらず、接種までの期間が限られたことから2段階に分けての発送としたところでございます。

次に、接種予約の状況についてお答えいたします。

今回のワクチン接種は、ワクチンの無駄をなくすとともに、ワクチンの移送や解凍などを厳重な管理のもとで行う必要があります、完全予約制で実施をいたしております。

予約につきましては、接種券の送付と同様に受付開始を2段階に分け、4月27日からは75歳以上の方、翌週の5月3日からは65歳以上の方とし、コールセンターによる電話予約とパソコンやスマートフォンからのWeb予約により受付を行いました。受付開始当初はコールセンターへの電話が集中し、予約ができないといった声を多数いただきました。

Web予約につきましては順調に稼働していたこともあり、特に受付開始当初はWeb予約の比率が高い状況で、最終的には集団接種を予約された方4,185人のうち約42%に当たる1,740人がWebによる予約となっております。

一方、Web予約につきましては、使い慣れない高齢者の方には操作が難しいといったお話や、パソコンやスマートフォンがないといったお話もお聞きしており、さらには5月3日から65歳以上の方の受付が開始されますと、75歳以上の方の予約が一層取りづらくなることも想定されたことから、町では急遽コールセンターの回線を増やすとともに、連休中の5月3日から5月5日の3日間、75歳以上の方を対象としての対面予約を文化センター大会議室で実施をしたところでございます。

なお、会場の密集を避けるため、3日は85歳以上、4日は80歳から84歳、5日は75歳から79歳に対象者を分けて行い、3日間で251人分の予約を受け付けたところでございます。

続いて、ハ、文化センターで行われている集団接種についてお答えいたします。

まず、65歳以上の接種対象者の数でございますが、町から接種券を発送した方は5,370人でございます。また、1日当たりの計画接種人数につきましては、日によって計画数は異なりますが、平日はおおむね330人から375人程度、日曜日が450人程度とし、平均しますと1日当たり350人から360人という状況でございます。

次に、これまで接種を終了している方の人数と割合でございますが、集団接種で2回の接種を終了した方は昨日現在2,572人で対象者全体の47.9%、同じく集団接種で1回の接種を終了している方は4,180人で77.8%となっておりますが、このほか施設の巡回接種や訪

間等による個別対応分を含めると、昨日時点で2回接種終了が51.1%、1回接種終了が83.4%という状況でございます。

また、接種会場での動線について混乱等は生じなかったかのご質問でございますが、会場では受付、保健師等による予診前の確認、医師による予診、ワクチンの接種、接種済証の発行、接種後の経過観察、予診票の回収の7つの手順で進んでまいります。会場のレイアウトや動線につきましてはこの手順に従い、密集が起これないようにブースの配置や動線の状況を現場で何度も確認し、4月22日のシミュレーションにご参加をいただいた民生委員さんをはじめスタッフの意見を取り入れながら設営をしたところでございます。

会場が広いと移動に若干のご負担はあるかもしれませんが、ブースごとに誘導スタッフを配置し、これまで大きな混乱もなく実施できている状況でございます。

次に、接種によるアナフィラキシー症状を起こした方はいたかのご質問でございますが、これまでのところ、そうした症状の方はおられません。接種会場で万一アナフィラキシーが出た場合には、医師や看護師、町の保健師等があらかじめ担当を決めて対応することとしております。

接種後の体調不良につきましては、これまで接種後にふわふわした感じがあったり、医師の指示により血圧のチェックを行う方などが数名おられましたが、医師や看護師が随時様子を見ながら救護ブースで横になって休んでいただき、体調も回復してお帰りをいただいております。

また、帰宅後の体調不良につきましては、接種語に腕が痛くなったり、発熱や倦怠感といった連絡は何件かございましたが、いずれもワクチン接種における一般的な副反応と思われるものでございます。

次に、町のタクシー事業者に委託をして手配をいたしましたタクシーによる送迎を利用した方の人数でございますが、タクシー送迎のご予約をいただいた方は実人数で56人、件数は96件で、これまでの日程の中で49人、77件のご利用をいただいているところでございます。

また、外出が困難な接種対象者への対応でございますが、今回のワクチン接種は接種会場へお越しいただくことを基本としつつも、お体の状態などからどうしても会場に来ることができない方、例えば、日常的に医師の往診を受けている方などで接種を希望される方には、町内のかかりつけの先生をお願いして、ご自宅などへの訪問診療の際に個別に接種を行っていただいております。

介助等が必要な方の対応につきましては、介助者がいる場合は一緒に接種会場にお入りいただき、介助をしていただきながら接種を受けていただいております。介助者につきましてはご家族が主でございますけれども、中にはヘルパーが介助をしながらお越しになった方もおられました。

また、会場内には複数の車椅子を用意し、移動が大変そうなお方には車椅子をお勧めし、職員が介助をしながら接種を受けていただくといった対応もしているところでございます。

6番（大日向君） 町長、担当課長より答弁いただきました。当町の高齢者接種については当初、

予約の電話回線が少々混雑が見られたようですが、連休中の迅速な対応を見て、報道等で見聞きした混乱は発生しなかったことが分かりました。

また、今回、高齢者接種対象人口の大半が接種しているということで、コロナ脅威に対し1年以上に及ぶ自粛生活を送る上で、少しでも安心できる一つの材料になったのではないかなとも思います。

しかし、完全なるコロナウイルスの対抗手段でないため、引き続きではありますが、感染予防に努めていただきたいと思います。

そこでなんですが、1点だけちょっと再質問を行いたいと思います。

接種予約日に接種できなかった方への対応はどのように考えているのか、ちょっと1点お聞きしたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 再質問についてお答えをいたします。

予約をして、接種日に体調不良等で様々なご事情があるかとは思いますが、接種ができなかった方につきましては、別の日にキャンセルで空きが出た場合には再度ご予約のご連絡をさせていただきます。一方、現在実施しております集団接種については、日程も残り僅かとなってまいりました。今後のキャンセル等での再予約の対応がだんだん難しくなっているということも、そんな状況もあるわけでございますけれども、今回の集団接種の中でご予約いただかなかった方もまだ相当数おられると。またコールセンターにもお電話ちょうだいしていますので、そんな方々にも接種をしていただけるよう、町では7月に追加の高齢者の方の集団接種を予定してございます。

これまでに予約したけど接種が受けられなかったという方については、そうした機会での接種のご案内も併せてさせていただいているという状況でございます。

6番（大日向君） 再質問、ご答弁ありがとうございます。皆さんが非常に関心を高く接種を行っていることが分かり、安心はしました。引き続きではありますが、ワクチンに無駄がでないよう、接種を希望される方も事前に準備をして進めていただきたいと思います。

質問は以上となります。今回のコロナワクチン接種において、現在、全町民が接種できる環境とはなっておりません。今回対象とならない64歳以下の方々や福祉の現場に携わるの方々、また教育現場の職員に対しての接種についても、本来ならばお聞きしたかったところなんですが、やはり全国の自治体を見てもワクチンの分配状況が不明確な状況が見受けられたり、なかなか各年齢層に接種の必要性を浸透させることの難しさなどの問題が浮上しているのも現実であります。

ちまたでは職場接種や中高生向けの学校単位での接種に向けた動きを進めていらっしゃる地域があるという報道も増えてきております。当町にも中学校と高校が各1校ずつございます。また、多数の従業員を抱えている企業もあり、こういった情報について関心を寄せられる方も多く、町として今後どのように対応していくのか、注視されております。

当町は工業の町として長年地域の皆様に支えていただいております。大小様々な規模の企業がたくさんございます。報道等では千人規模単位での職場接種が話題になっているようです。6月11日の紙面にて当町でも職場接種をめぐり、町内の中小企業のグループ化を検討しているという記事が掲載されておりました。引き続きではありますが、64歳以下のワクチン接種についても早期実現となるよう並行して考えていただきたいと思います。

こうした取り組みにより、毎日の人流が以前のようにスムーズな状態へ少しでも戻り、経済の循環を復活させる可能性が高くなると思います。

今回、高齢者対象の接種を実施したことで、明確な情報が開示されなくても、事前に予測し、検討ができることも多々あると思います。実際にワクチンの供給がされた際に、迅速に対応できるよう、今回の高齢者接種から見えたことや、これから対象となる方に対して想定されることなど、洗い出しやシミュレーションを重ねていただき、来るべきタイミングでスムーズに行われる接種体制を構築していったらと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（小宮山君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日15日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時07分）

6月15日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|---|--------|
| 町 長 | 山 | 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 | 崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清 | 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳 | 澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼 | 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大 | 井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹 | 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 | 達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 | 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 | 内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 | 崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 | 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 | 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細 | 田 美香 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 | 下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 | 内 優子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長 | 鳴 | 海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 | 村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 | 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) スマートタウンプロジェクトについてほか | 滝 沢 幸 映 議員 |
| (2) 道路の安全についてほか | 玉 川 清 史 議員 |
| (3) ヤングケアラーについてほか | 山 城 峻 一 議員 |
| (4) 新工業団地についてほか | 中 嶋 登 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 最初に、10番 滝沢幸映君の質問を許します。

10番（滝沢君） おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

当町では、新型コロナウイルスのワクチン接種が順調に進み、65歳以上の方の1回目の接種が8割を超え、2回目接種の方は5割を超えたとの担当課から、昨日、議会での報告がありました。職員はじめ医療関係者の皆様には、適切で迅速な対応に際し、心から感謝申し上げます。

集団免疫は、ワクチン接種率が70%とのWHOの報告もありました。世界的にはまだまだ困難がありますが、地域の中では近い将来、可能な数字と思われれます。その達成のためにも、もう一段のご尽力をお願いしたいと思います。

では、質問に入ります。

1、スマートタウンプロジェクトについて。

人類の産業革命以降、文明が進化していく過程で排出し続けてきた二酸化炭素などの温室効果ガスが、地球の大気の一部を破壊し、甚大な災害を引き起こしている異常気象、気候変動の原因として地球温暖化があるとされています。

そうした状況に歯止めをかけるため、全世界で実現すべき共通目標として掲げられているのが、脱炭素社会であります。菅総理は、2030年に温室効果ガスを46%削減、2050年には排出量全体として実質ゼロにする2050年カーボンニュートラルの実現を目指すと宣言されたのは、周知のところであります。また、5月26日、参議院では、改正地球温暖化対策推進法が成

立しております。今後、産業界全体の構造改革も求められるところですが、政府には目標達成のための具体的な財政支援を含め、自治体、企業、国民に早急に示す必要があると考えます。

さて、当町の総合戦略の重点プロジェクトに位置づけられておりますスマートタウンプロジェクトですが、今後の脱炭素社会実現に向けて、クリーンエネルギー化推進は重要な取り組みと捉えております。

昨日、町長は答弁で、「当町は、2050年カーボンゼロに向けて取り組む」と力強く言われました。それに基づきまして、これまでの推移と今後の取り組みについて質問をいたします。

イ、クリーンエネルギー化について、次の4点につきまして質問いたします。

1、住宅用太陽光発電設備設置、蓄電池設置で、過去5年間の費用補助の交付実績と推移をお聞きします。

県内で、太陽光発電設備は、補助額に差はありますが、40以上の自治体に取り組んでおります。また、蓄電池設置については、2020年度、県内では当町を含め6自治体にとどまっております。その中でも当町の補助額はトップで、このスマートタウンプロジェクト推進への重要施策と捉えている姿勢が伺えます。それぞれ令和2年度末までの交付実績を伺います。

2、太陽光発電容量と二酸化炭素排出量削減の目標値は。

2018年度の我が国の温室効果ガスの排出量は、約12億4千万トン、うち91%が二酸化炭素とされています。1人当たりの換算では約9トン、排出部門別では、工場などの産業部門が約35%を占め、電力を化石燃料に頼っている現在のエネルギー政策には限界があり、2050年温室効果ガス実質ゼロへの道筋には様々な施策の合わせ技が必要と思われまます。つきまして、当町の太陽光発電容量と二酸化炭素排出量の目標値を伺います。

3、町有施設への再生可能エネルギー導入で、今後の取り組みは。

クリーンエネルギー化と災害時の電力確保に向け重要な施策ですが、今後の取り組みの展開を伺います。

4、小規模事業所への再生可能エネルギー設備設置費用補助と、EV車、FCV車、燃料電池車ですが、それぞれへの費用補助の検討を。

クリーンエネルギー化に向け、個人住宅だけではなく、当町の二百数十社が集積する製造業、商店、飲食業などの事業所への再生可能エネルギー施設への取り組みも、今後、重点課題と捉えます。

また、日本の基幹産業である自動車業界も大きな変革のときに来ています。今後、各社とも新車のラインアップをガソリン車からハイブリッド車を含むEV車などの開発を強化する方針が示されております。今後、再生可能エネルギーを活用した工場への生産体制も望まれるところではあります。

現在、新車購入時における補助金として、国においては上限80万円です。また、県内自治体の軽井沢町、御代田町、立科町、東御市では、独自の補助制度を設けていて、まだまだ新車購入

には高額ではありますが、ユーザーには大きなメリットがあると思います。総合計画、総合戦略がスタートしたばかりのところではありますが、当町におきましても今後の検討課題としてお考えいただきたい点です。

ロ、災害発生時の取り組みについてとして、次の2点質問いたします。

1、本年2月に締結されましたEV車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定についてです。

2019年の台風19号災害で、避難所の村上小学校で停電を経験しました。また、全国で発生した災害時の停電対応で、EV車活用の事例も多くありました。3月議会でも概要の答弁がありました。連携協定の内容を伺います。

2、GIS、オープンデータなどの活用は。

災害時の対応などとして、民間への活用・運用が可能となります。その内容について伺います。以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま、滝沢議員さんから、1番目としましてスマートタウンプロジェクトについて、イ、ロとご質問ありましたけど、私からは全般的な考え方についてお答えしまして、詳細は後ほど担当課長からご答弁させていただきます。

まず始めに、環境に優しく災害に強い町を実現するスマートタウンプロジェクトは、第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、重点プロジェクトの一つとして位置づけております。この総合戦略は、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的に、国、地方が一体となり取り組んでいくために策定したものでございます。

昨年度は、第1期総合戦略の事業検証を行うとともに、各分野を代表する多くの有識者の皆様にご審議をいただき、本年4月から今後5年間の第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。策定にあたりましてご尽力いただきました関係各位の皆様へ、改めて感謝を申し上げます。

さて、ご質問の各家庭への太陽光発電や蓄電池設備の導入に対する支援を行う住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金は、各家庭における再生可能エネルギーの積極的な活用と、それによる環境に優しいまちづくりを推進するために実施しております。

今後も、多くの皆様にご補助制度をご利用いただき、環境に優しいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

また、今後のクリーンエネルギー化の推進といたしましては、先ほどご説明いたしました第2期総合戦略に位置づけられるスマートタウンプロジェクトにおいて、地球温暖化による気候変動への取り組みとして、発電する際に温室効果ガスを排出しない、あるいは排出量が少ないクリーンエネルギーを推進することとし、今年度は坂城小学校へ太陽光発電設備の整備を実施し、学校をはじめとする町有施設へのクリーンエネルギーの導入を進めてまいります。

併せて、町全体での推進のため、住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金など、各世帯を対象としたクリーンエネルギー導入支援に取り組んでまいります。

続きまして、口の災害発生時の取り組みについてといたしましては、スマートタウンプロジェクトの目指す災害に強い町として、災害発生時に備えたエネルギー確保や情報通信技術などを活用した避難行動の最適化に向け、基盤整備に取り組んでまいります。

また、電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定の内容についてでございますが、今年の2月17日に、当町含む長野地域の9市町村が、日産自動車株式会社及び長野日産自動車株式会社並びに日産プリンス長野販売株式会社と電気自動車、EVですね、これを活用した環境・災害対応に係る連携協定を締結したものでございます。

この協定は、有事の際に避難所や災害時の拠点となる場所等において、長野日産自動車及び日産プリンス長野販売の協力により、排出ガスや騒音などが無い電気自動車から電力の供給が受けられる給電応援や、長野地域の9市町村間においてお互いが保有する電気自動車等を融通し、相互給電応援体制を構築することが盛り込まれ、併せて、長野地域全体で脱炭素社会の実現を目指すものでございます。

有事の際の給電応援につきましては、令和元年東日本台風の際に、避難所として開設した村上小学校で停電したような事態においても、電気自動車による電力供給を受けることで、投光器の点灯や、テレビやスマートフォンなど、情報収集機器の充電が可能となります。

町では、災害に備え、発電機や燃料等の備蓄のほか、中核避難所となる小学校への蓄電池の整備も進めてきておりますが、こうした町の防災備蓄を補完するものとして期待される協定内容となっております。

町といたしましては、こうした取り組みからも災害対応力を強化し、第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略において重点プロジェクトの一つとして位置づける「環境に優しく災害に強い町を実現するスマートタウンプロジェクト」を達成してまいりたいと考えております。

企画政策課長（大井君） スマートタウンプロジェクトについてのご質問に順次お答えをいたします。

始めに、住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金による太陽光発電設備と蓄電池に対する過去5年間の交付実績についてお答えをいたします。

平成28年度は、太陽光発電設備20件、蓄電池が11件で、合計補助額が355万3千円でございます。平成29年度は、太陽光発電設備18件、蓄電池が2件、交付額が156万9千円でございます。平成30年度は、太陽光発電設備22件、蓄電池が10件で、350万6千円、令和元年度は、太陽光発電設備27件、蓄電池が17件で531万2千円、令和2年度は、太陽光発電設備21件、蓄電池が26件で、666万8千円となり、各年度で内訳に変動はありますが、全体としては増加傾向でございます。

また、町内における太陽光発電容量の目標といたしましては、この4月から新たにスタートした坂城町第6次長期総合計画において、令和7年度1万6千キロワットと定めているところでございます。

一方、二酸化炭素排出量削減につきましては、長野県の気候非常事態宣言及び2050年に県内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする決意表明と同様に、町といたしましても、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目標としてまいりたいと考えております。

町の二酸化炭素の削減といたしましては、太陽光発電設備の補助など、再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みをはじめ、ごみの減量化と二酸化炭素排出低減の関係について啓発する環境教育のほか、資源物回収機会の充実などの取り組みも含めた可燃ごみの削減、森林環境譲与税を財源とした森林経営管理を推進し、豊かな自然を守り、緑を増やすことによる二酸化炭素の吸収量の拡大の取り組みなど、町全体の様々な取り組みを通じて進めてまいりたいと考えております。

次に、町有施設への再生可能エネルギー導入についてのご質問ですが、町では、新たな公共施設などの建築、改修にあたっては、再生可能エネルギーを活用した発電と蓄電池の導入を進め、二酸化炭素の排出抑制と災害時における行政の業務継続体制を確保してまいりたいと考えております。

また、小規模事業所などへの補助金についてのご質問ですが、この4月からスタートした総合計画や総合戦略において定めているとおり、まずは各世帯におけるクリーンエネルギーの充実が一番と考え、引き続き住宅用クリーンエネルギー導入支援を推進してまいりたいと考えております。

その上で、町内事業所への再生可能エネルギー設備設置や、電気自動車、EVや、燃料電池自動車、FCVへの補助などについて研究してまいりたいと考えております。

続きまして、ロ、災害時の取り組みのご質問のGIS、オープンデータの活用についてでございますが、GIS、地理情報システムは、緯度経度の座標など、位置に関する情報を持ったデータ、空間データを総合的に管理・加工し、地図と重ね合わせるなど、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステムでございます。

また、オープンデータとは、役場などが保有する避難所の一覧や消防水利、AED設置箇所、介護や医療の事業所一覧などに代表される様々な公共データの活用を図るため、機械判読に適したデータ形式で町のホームページなどで公開し、許可されたルール の範囲内で自由に複製・加工など、2次利用が可能なデータのことでございます。

このGISやオープンデータは、災害時に限って使用するものではございませんが、特に災害時など、高度な分析や迅速な判断を求められている状況において、GISの活用ができるよう基盤整備を図るとともに、役場内部のみで活用されていた情報など、町が持つ情報について2次利

用が可能なオープンデータ化を行うことで、状況が異なる様々な災害に対し、適切な情報として活用が図られるよう整備を行ってまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 町長、担当課長より、取り組みについてのご答弁をいただきました。

まず、太陽光発電設備設置、それから、蓄電池の設置状況をお伺いしました。平成29年ですか、この年だけはちょっと減ってはいるんですが、ほかの年は右肩上がりですと伸びてきているという印象を持ちました。やはり補助額もかなり増えてきてまして、令和2年度は660万円ほどということで、上限が10キロワット未満、1キロワットごと、1万5千円の補助、それから、蓄電池が20万円の補助ということだと思っておりますが、ほかにもHEMS、これも併用して設置していくと、やはり30万前後ぐらいの補助になると思うので、やはりこれは大きなメリットがあると思います。

それで、やはりお聞きするところは、新築のお宅はかなりの割合で設置をされているということで、やはりそういう意識はこれからますます増えてくるのではないかなというふうに感じております。

それから、発電容量に関しては確認をいたしました。

そういった、二酸化炭素の排出量のほうは、まだ、具体的には当然2050年排出ゼロということであると思うんですが、これは、なかなか具体的にどうやっていくかというのは、また今後の課題ではないかなというふうに思っております。

それで、小規模事業者様への再生可能エネルギー設備設置と、それからEV車、燃料電池車への補助についても、今後研究をしていくというご答弁をいただいたんですが、その研究課題の一つとしてご提案させていただきたいんですが、私も、過去製造業の現場で経験した立場として、雷のときなどの落雷、そういう突然の電源喪失のときというのも本当に対応ができなくて、産業の工作機械、それから、電子機器やツール、製品などに損傷の恐れがあるわけです。5分とか10分でも蓄電池、電源確保ができれば大きな不具合を回避できる可能性もありますので、そこら辺の点も併せて、ぜひ今後、坂城町のほうで検討いただきたいというふうに思っています。

それから、県におきましても、ゼロカーボン戦略が決定しまして、温室効果ガスの排出を2030年度までに、2010年度比で60%削減するとしています。再生可能エネルギー分野では、住宅への太陽光パネル設置や、小水力発電機を促進するとのことでもあります。

町におかれましても、今後、施策の進捗を注視していただいて、情報収集と連携を図っていただきたいと思っております。

それと一つ、町内設備事業者様の聞き取りで、以前は売電目的で太陽光発電設備など設置が多かったようですが、近年は売電価格も下がってきている状況では、やはりクリーンエネルギー化と停電中の電力確保、いわゆる電気の地産地消への考え方が増えてきているというようなことをおっしゃっていました。

現状、太陽光パネルの本体の価格も、当初に比べてかなり下がって、それから、耐用年数も、今、20年以上あるということらしいです。ランニングコストを見た場合、蓄電池とHEMSを設備しても、補助制度の活用により、現在支払っている電気料金で設備設置の可能性もあり、メリットがあるのではないかと話をされていました。ご答弁にもありました設備設置件数が増えてきているというのは、その現われのいったんだというふうに思っております。

では、続きまして、3点質問させていただきます。

ここに来まして、国、県をはじめ脱炭素社会の実現に向けて様々な施策、戦略が急展開で示されてきております。町の施策を進める上で、新事業や制度の変更など、町として対応が求められる可能性が考えられます。そうした場合の町民の方への啓発、促進への周知、情報発信などの取り組みについて伺います。

2つ目、町内設備業者様のデータで、本年、太陽光発電設備を設置されたお宅の発電シミュレーションについて情報をいただきました。それによりますと、このお宅の場合、太陽光発電容量は6キロワット、これは、250ワットのパネルが24枚になるということなんですが、そのデータのあれによりますと、推定年間発電量が7,371キロワット、環境貢献度として、石油削減量が年間1,673リットル、CO₂削減効果は年間で3,320キロ、これは3.3トンになるわけですが、というデータでございます。さきに述べました2018年度の1人当たり9トンのCO₂排出を勘案しますと、この設備で1人当たり年間約3分の1に相当するわけです。もちろん、このカーボンニュートラルに向けては、ほかにも省エネであったり、それから、答弁にございました環境教育含めたごみの減量化、森林整備、さらには新エネルギーの開発など、併せて対策が必要だということは承知をしております。

そこでご提案いたしますが、先ほどのご答弁で、町も2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにするということを目指すということを述べられました。その一環として、現在実施の補助事業、太陽光発電設備設置において、この環境貢献度のデータを蓄積・集積していくということで、CO₂削減へ向けて一つの指針になるのではないのでしょうか。その点についてお考えを伺います。

3つ目、ご答弁でEV車などへの補助は、今後の研究課題ということでございましたが、県では、出先機関に本年度、EV車を数台導入予定ということが載っておりました。ゼロカーボンに向けた先進的な、率先的な取り組みと、連携協定で先ほどご答弁ありましたけれども、災害の状況によっては坂城町にすぐ応援要請しても対応できないというような場合も考えられます。そういう状況を勘案して、以前にも提案をさせていただいたんですが、町有車のEV車導入の検討を再度伺いたいと思います。

以上、再質問いたします。

企画政策課長（大井君） 再質問に順次お答えをいたします。

初めに、啓発や情報発信などの取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

町の施策を進める上で、新事業や制度の変更などがある際には、広報さかきや町のホームページを基本として、お伝えする内容に応じて様々な場面や情報ツールを使い、啓発・発信をしてまいりたいと考えております。

次に、環境貢献度のデータの集約につきましては、太陽光パネルなどが実際に発電をした発電量は、町では正確な値を把握する方法はございません。一方、平成22年度の住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金の創設以降、補助金の交付申請の際に申告していただいております設置する太陽光発電システムの発電能力を示す発電容量については把握できますので、その値の累計を町のホームページで公表をしております。この町が把握している発電容量から推定される年間の発電量を算出することは可能であると考えております。

また、電力会社が、その年に1キロワット当たりの発電の際に排出した二酸化炭素量につきましては、各電力会社において毎年公表をしております。

そこで、先ほどの町内において推定される年間の発電量相当は、電力会社から購入しなくても済むこととなりますので、その分電力会社としては発電量を減らすことができ、CO₂の削減となりますので、町内での発電量分のCO₂を推計し、確認してまいりたいと考えております。

最後に、町有車への電気自動車導入ですが、町では計画的に町有車の更新を実施しておりますが、更新の際にその時点での自動車業界の技術動向なども注視し、町で必要とする車両の用途も勘案する中で検討してまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 再ご答弁をいただきました。やはり町が、2050年脱炭素に向けて、二酸化炭素を実質ゼロにするということで、やはりそうやって目に見えるデータを蓄積していくということは、町民の方にもやはり発信力がありますし、やはり自分たちの実感として、ああ、こんだけやれば、こんだけの二酸化炭素が削減されていくんだということが肌で分かって、町民全体としてその方向に行きましょうというような方向性も見出せると思うんで、これは、いろんな取り組みの中で非常に大事なことだと思いますんで、ぜひとも、またいろんな政策を組み合わせさせていただいて、進めていただきたいというふうに思います。

では、時間の関係でまとめますけど、2050年の脱炭素、実質ゼロは、非常にハードルが高い目標であると思っております。これまで人類が地球の環境を破壊してきたのであれば、その環境を元の姿に取り戻すために力を尽くしていくことも人類の大きな責任であると思っております。

日本が、脱炭素社会を実現するためには、政府の対策や自治体の施策、企業努力だけではなく、個人や家庭レベルでの意識改革や啓蒙活動が求められる時代だという認識が不可欠であると思っております。

では、次の質問に移ります。

では、続きまして、2、歴史的建造物について取り上げます。

イ、旧久保家住宅について。

久保家は、旧上平村はもとより、旧更科郡内においても有数の地主として中心的な役割を果たし、現存している建物は明和期から実に二百数十年を経過しているとお聞きしております。

これまで、20年ほど空き家となったことから、近年、旧久保家住宅の存続につきまして、所有者様と町側で様々なやり取りがなされ、私も以前から注目をしておりました。その最中、本年2月、まさに急転直下で当町に寄附をいただくということになりました。

私も以前伺いましたが、旧久保家住宅は、瓦屋根を配し、堂々とした主屋を含め、他に類を見ないものであり、文化財としても価値のある建造物であると、文化財保護審議会委員の見立てもありました。

この文化財的価値と、また、びんぐし公園に位置する絶好の立地条件を含め、町の新たな拠点として各種振興策に寄与することは間違いないと確信をしております。

では、次の3点につきまして、質問いたします。

1、久保家の歴史と、このたび寄附に至るまでの経緯をお聞きします。

また、冒頭でも述べましたが、二百数十年の歴史のある旧久保家住宅ですが、学術的・歴史的な価値に加え、文化財的価値をどのように捉えているのでしょうか。

町長の議会招集挨拶でもありましたが、敷地面積は約4,850m²とのことで、これは、文化センターの半分ぐらいの大きさになるのでしょうか。非常に広大な敷地であると実感しております。その室内外の現状、敷地、建坪、間取りなど含め質問をいたします。

2、修理、改修など、保存に向けての対応は。

20年余り空き家であったと思いますが、保存に向けて修理・改修への対応を伺います。

3、今後、利活用に向けての考えは。

今後に向け、一番のテーマになる点です。県宝への登録という道筋もあると思います。しかし、この点は町側も同じお考えだと思いますが、慎重さが求められます。現時点では、まだ具体案はお示しいただけないと思いますが、公共施設としての位置づけを含め、利活用に向けての手順などお考えを伺います。

以上、質問いたします。

教育長（清水君） 2、歴史的建造物について、旧久保家住宅について、順次お答えいたします。

まず、上平の久保家につきましては、伝承によりますと、戦国時代に甲斐の武田家に家臣として属していたとされ、天正10年、1582年に織田信長による甲州征伐で武田家が滅亡した後に上平の地に土着し、農業を営むようになったと伝えております。

江戸時代の初期には、上平でも比較的裕福な農家でしたが、江戸時代中期には、旧更級郡及び松代藩領の中でも屈指の地主となり、その後、若干の浮き沈みを繰り返して明治維新を迎え、幕末から明治期にかけての経営の立て直しが成功し、地主としての基盤を整えるに至ったということでもあります。

続きまして、旧久保家住宅の寄附に至る経緯についてですが、平成11年頃に当時の当主である久保速雄氏から、久保家住宅に係る文化財的価値の提示と保存に関する依頼がありました。

これを受け、平成12年に町教育委員会から、長岡造形大学の宮澤智士教授に調査を依頼し、14年に報告書が提出をされました。

この後、久保速雄氏がお亡くなりになったということで、保存に関する話はしばらく止まっておりましたが、平成24年には、文化庁及び県教育委員会が現地調査を行い、歴史的な建造物であることが再確認された経緯がございます。

平成26年には、地元の方を介し、当時の所有者である久保柳哉氏から町に寄附の意向が伝えられました。

その後、現地の状況確認を行うとともに、27年に町文化財保護審議会に文化財的価値についての見解を求めたところ、貴重な文化財建造物であり、保存活用していくことが望ましいとの意見をいただきました。

翌28年には、久保柳哉氏と東京において寄附に関する協議を開始いたしました。協議では、主に寄附後の利活用に関する条件や、屋内に残る布団や食器類などの生活用品、仏壇に残る位牌などの祭祀具の処理について話合いが行われました。

久保柳哉氏から提示された条件は、基本的には、建造物を解体して更地にしてしまわないこと、主屋裏にある松の木は生育している間は伐採しないことの2点でありました。

屋内の片づけなどを、久保氏との協議に従い進めてまいりましたが、当主の久保柳哉氏が東京都在住ということもあって、時間を要する状態となっております。

そのような折、昨年、当主の久保柳哉氏が急逝されたことから、寄附に関わる協議にも参加されていた兵庫県在住である弟の久保亞弓氏が相続することになり、様々な状況により急遽寄附の手続を行うことになり、本年2月15日付で寄附採納に至ったものであります。

旧久保家住宅の現在の状況、屋内外の状況、敷地面積、建坪、間取りなどについてでございますが、敷地面積は5筆あり、合計4,852.87平方メートル、坪数に換算しますと約1,500坪。建築面積は9棟あり、715.02平方メートル、坪数に換算しますと約220坪。また、延べ床面積は1,048.11平方メートル、同じく坪数に換算しますと約320坪となります。

間取りにつきましては、長屋門、土蔵、隠居屋など、附属建物がありますが、主屋についてお答えいたしますと、茶の間、客間等の畳敷きの部屋が10部屋、台所、納戸等の板敷きの部屋が5部屋となっております。

室内の現状につきましては、急な寄附採納となりましたので、残置物があること、また、20年近く空き家状態であったため、ほこりの堆積が進んだ状態となっております。

続きまして、修理、改修など、保存に向けての対応につきましては、貴重な文化財建造物であ

りまずので、保存のための修繕が必要であることは重々承知しているところでございますが、一定規模以上の修繕は、今後、利活用の方向性が示された段階で着手したいと考えております。

しかし、そうは申しまして、建造物の保全のためのメンテナンスは必要でございますので、応急的な建造物への水切り、これは、建物の木製土台部分に土砂がかぶってしまうと、そこから水分が浸入し、木部が腐食したりシロアリの被害を受けたりするため、これを阻止するために土砂を掘り下げる作業や雨どいの清掃、補修など、必要最低限の対応は実施してまいります。

また、職員による目視による腐朽具合の予備調査も実施し、来たるべき改修に備えてまいりたいと考えております。

今後の利活用に向けての考えは、についてでございますが、旧久保家住宅の利活用につきましては、公共施設としての位置づけを含め、様々な活用が考えられますことから、文化財建造物としての価値を失わせることなく活用していく方向性を慎重に模索してまいりたいと考えております。

過日、5月27日、各課の課長等が参加し、土地及び建造物の概要について、現地にて確認を行ってまいりました。

まずは、庁内での利活用に関する検討を開始し、続いて、外部有識者等にも参画いただく検討会を開催するなど、一定の方向性を見出した上で、広く町民の皆様方からのご意見も頂戴するとともに、寄附者のご意向も踏まえる中で、歴史的建造物の特性を生かし、周辺の環境等も考慮したよりよい利活用ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 教育長より、詳細なご答弁をいただきました。このたび、寄附に至った経緯、それから、現在の状況等については理解をさせていただきました。

いずれにしましても、これまでいろんな形でやってこられました久保家の関係者の皆さん、また、それまで携わってこられた皆様には、敬意を払うところでございます。

利活用に向けて、町内外の幅広い皆様の意見を集約して進めるとのご答弁でありましたけども、これが一番の今後の重要課題というふうに受け取っております。

ご答弁にありましたように、20年空き家状態だったということで、かなり室内の状況も大変ではないかなというふうに思っておりますが、今後、その利活用に向けての考え方、いろいろあると思うんですが、保存を含め維持管理を町主導で進めるのか、それから、第三セクターや民間に委託するか、これはいろんな考え方があるわけですけども、今、教育長が答弁で言われたように、多くの皆様の意見が反映されて、そんなような思いのこもった施設、その一体になればいいなというふうに希望をさせていただきます。

ここで町長に、ちょっと一つお伺いをしたいと思います。この久保家の利活用を含め、やはりあそこのびんぐし公園、それから湯さん館含め、びんぐし一帯は、その振興策ということで、非常に大きな位置づけにあるのではないかと感じておりますが、今後のビジョンとかあ

りましたら、ご所見を伺いたいと思います。お願いします。

町長（山村君） 今後のビジョンということでもありますけど、今、教育長からお話申し上げましたように、とにかく天正年間、四百数十年前に久保家が上平に移られて、ずっとその地に住まわれて、なおかつ建物も二百数十年前、江戸の末期の建物だということ、それがほぼそのままの形で残されているという、大変すばらしい施設だろうというふうに思っております。

それで、先ほど細かく申し上げませんでしたけども、建物だけの寄附ではなくて、中にあります、これは、いろいろ精査しなきゃいけないんですけども、千数百以上に及ぶ書画についても同時にご寄附いただくということになっておりましたので、随分前に坂城町の学芸員が調査したことあるんですけども、もう一回確認をすることも必要なというふうに思っております。

十数年前にこのお話伺って、私は、すばらしいことだなと思いました。久保柳哉さんとも、七、八年前にお会いして、本当に快くご寄附をいただくということで、本当うれしく思いました。

今、滝沢議員がお話ありましたように、とにかくびんぐしのエリア、びんぐし山があつて、びんぐし湯さん館があつて、びんぐし公園があるとか、そこにびんぐしわくわくステージという野外ステージがあつたり、味ロジがあつたり、びんぐし亭があつたり、それから、すばやく坂城のゲートボール場があつたり、テニスコートがあつたり、もっと言えば、村上保育園もあつたりとか、ちょっと足を伸ばせば十六夜観月殿があつたり、狐落城があつたり、また、自在山の三角山もすぐ近くにあるし、そもそも村上の発祥の地である島地区もすぐ目の前にあるということがあります。

将来、18号バイパスが完成したり、インター先線が18号バイパスにつながるということになりますと、あるいはサイクリングロードなども村上側にありますので、私は、これから文化的な、非常に大切な文化財としての施設の久保邸とともに、ある意味じゃあびんぐしリゾートエリアの中心的な建物になるかなと思っておりますので、それを総合的に大事に、大切に開発できればなというふうに思っておりますので、いろんな夢を実現できればなというふうに思っております。

本当にわくわくするというような感じだろうと思っております。これから皆様と一緒に、当面すぐ第三セクターに渡すとかじゃなくて、町でしっかり吟味をして、それで皆様方のご意見を伺いながら、どのようにあの建物を保管し、使い、あるいは中の書画がどの程度展示できるのかちょっと分かりませんが、それを含めて検討していきたいというふうに思っております。

以上であります。

10番（滝沢君） 町長より、将来に向けて夢が広がる答弁をいただきました。もし、それが実現していければ、新たなにぎわいの創出につながるプロジェクトになるというふうに確信をしております。

私も、歴史同好会で、以前、上平を半日ぐらいかけて散策したことがあるんですけども、やはり上平含めてあの周辺、非常に歴史的にたくさんの遺跡とか、そういう見どころがありまして、

あそこを拠点にして散策コースなんかも作ればいいんじゃないかなというふうに思いますし、また、それだけ今の久保家の住宅の敷地面積考えると、いろんなことが考えられるんですが、飲食含めた宿泊なんかもできるのかなとかいろいろ考えたりします。そういう意味で、いろんな考えができるので、そういう意見を集約した形で、将来に向けていただければなというふうに思っております。

すみません、では、2点だけちょっと再質問させていただきます。

1点目、今議会補正予算に、旧久保家の工事委託料等を計上されておりますが、その主な内容について伺います。

2点目、敷地についての件ですが、旧久保家は、長屋門を配し、四方が塀で囲まれているわけです。その外側の敷地もかなりあるのではと私は推測をしておるんですが、その中でのご提案で、その塀の外側の敷地、これを今、一部建物があったり、それから農地としての部分もあるんですが、その敷地をちょっと駐車場としての整備をしていただけないかと。それであれば、それほど費用も時間もかけずに可能ではないかと思われまます。

ご存じのように、びんぐし公園では年間いろんなイベント、先ほど町長言われましたわくわくステージ、この広場で子供フェスティバル、それからハワイアンフェスティバル、それから来年開催予定の薪能なども考えられるわけですが、それらの公演の際に、やっぱり駐車場っていうのは、どうしても必要な部分あるんで、そこ辺の考えを聞きたいと思います。お願いいたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目、旧久保家住宅に関連した今議会に上程させていただきました補正予算の主な内容といたしましては、施設の警備を行うために必要な経費と、樹木等の剪定に係る費用が主なものでございます。

警備設備の設置及び付帯工事、そして、警備に係る警備委託費、そのほか敷地内に多数ある樹木等の剪定と、建物にかかり危険と思われる樹木の伐採のための作業委託などが、今回の主な補正予算の内容となります。

2点目といたしまして、今回いただきました土地のうち、塀の外側の敷地につきまして、駐車場として活用できそうなところはないかということでございます。

こちらにつきましては、隣接する土地所有者との調整というのも必要になるかもしれませんが、一時的なイベント等での活用につきましては、そのときの状況を勘案しまして、可能な限り対応することができないか検討してまいりたいと考えております。

ただし、今後の利活用の方針が定まるまでの間は、当面はできるだけ構築物の建設や採石等の搬入などを行わず、現状のままでの活用を基本に考えてまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 担当課長よりご答弁いただきました。あその外側の駐車場として利用できれば、今まで村上小学校からあそこまで歩いて、皆さん来ていただいたんですが、台数どのくらい

止められるか、ちょっとまだ分かりませんが、やはりご協力いただいている交通安全協会、それから、交通指導員の皆様の多少負担軽減ということにつながると思いますので、今、課長言われましたように、あそこへ砂利敷いてコンクリート打つというのは、当然それは無理だと思いますので、やはりある程度土をならす程度のあれで、雨の場合はもうしょうがないというふうに割り切って、そういう整地で何とか実施をお願いできればというふうに思っております。

それから、先ほど町長言われた、建物だけでなく、古文書含めて美術品というお話もありましたけども、今、古文書のほうは一部B・Iプラザのほうに、文化財センターのほうに行って、これから解析といいますか、あれをやるというようなお話も聞いておりますが、美術品に関してはこれからの部分が多いと思いますので、そこら辺もぜひ注視をしていただきたいというふうに思っております。

では、最後になります。修理、改修、保存に向けては、これだけ大規模な建造物ですので、年間の維持管理費用もそれなりにかかることが予想されます。利活用に向けては、にぎわい創出のため様々な振興策を講じていただき、そこから、ここが一番大事だと思います、やはりそこから資金を生み出すような、そのような施策の推進を望みたいと思っております。

以上、一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時55分～再開 午前10時05分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、7番 玉川清史君の質問を許します。

7番（玉川君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

初めに、1、道路の安全について。

イの通学の安全確保について、質問は2つ。

1、児童生徒の交通安全教育は、道路交通法などの交通安全に関わることは、頭で理解して覚えることももちろん大切ですが、考えるよりも先に自然に体が動くように体に染み込ませること、地域特有の交通ルールや独りよがりのマナーが身につく前に、日本中どこに行っても安全に交通社会を生きていけるための全国共通のルールである道路交通法を体に染み込ませてもらうことも、十分効果的であると考えています。

子ども達が、理屈なしでパソコンやスマートフォンを使いこなすのも、生まれたときから身近にあるからです。交通安全について、日常、身近に経験することで、一生モノの安全意識が育つのではないのでしょうか。

私の子どもの頃とは、道路環境や通学方法が変わって、思わぬ事故の形態も発生し、安全規制に対する社会の要望によって道路交通法も変わっていますので、最近の通学路に対する保護者や

学校からの不安や要望はどのようなものがあって、一方で、自転車利用を含めた安全の指導、これについてはどうなっているのかについて、1として質問をします。

次に、2として、産業道路A01号線拡幅後の歩道は、自転車通行が可能になるのか。

これは、具体的な事例での質問になりますけれども、保護者の方が、産業道路を歩いて自転車通学をしているお子さんの事故の心配をされています。

6月になって、南条、若草橋付近で、7時から8時、この間に様子を見させていただきました。日によっての変動はありますけれども、下りの車両が、中学方面へ行く車両ですが、5分間に40台から60台、1分間に最大12台ぐらい、渋滞にはならないけれども、車間距離を保って次々に車が通っていくほどの通行量でした。

その中で、学生と思える自転車が約30台利用されていました。そのうち、車道通行は3から5台、そのほかは歩道を通行していました。この区間は、拡幅工事が済んでいることで、車の速度制限、規制が50キロとなっていることもあって、自転車での車道通行は危険と感じました。

余談ですが、横断歩道での停車率、これがほぼ100%であったことは感動しました。

産業道路A01号線を確認したところ、文化センター北交差点から坂城消防署までは、歩道に自転車通行可の標識があって、通行可能な区間の始まりと終わりが示されていて、ここは安心して自転車も通行ができるわけです。一方で、拡幅工事が完了しているように見える南条小学校から鼠橋通り交差点まで、自転車通行可の標識のない区間がありました。

道路交通法では、13歳以下または70歳以上などの場合や危険な場合は、歩道も自転車が通行できるとされているようですので、通学の自転車は歩道の通行ができるということかと理解ができますが、この場合は、歩道通行可の標識があるよりも、少し厳しい規制がつけられていると同時に標識がないことから、歩行者の理解が得られずに、歩行者と自転車の穏便な共存について不安が起こります。

拡幅工事が完了して、自転車通行可の標識が未設置の区間については、歩行者、自転車が互いに気持ちよく安全に利用できるように、標識で明示してもらいたいと思いますので、この2点について2として質問します。

教育文化課長（堀内君） 1、道路の安全について、イの通学の安全確保についてのうち、児童生徒の交通安全教育はについてお答えいたします。

町では、通学路の安全確保に向けた取り組みを組織的に実施するため、警察、建設事務所、学校やPTAなどの関係機関と連携体制を構築し、通学路交通安全プログラムを策定する中、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保に努めているところでございます。

通学の安全についての不安や要望につきましては、毎年各校のPTA校外指導部を中心に、各地区における危険箇所等を精査し、危険度の高い箇所から順位づけを行う中、町PTA連合会と校外指導部連名で危険箇所改善要望書として教育委員会にご提出いただいております。

教育委員会では、要望書を受理した後、通学路交通安全プログラムに基づき、道路・施設等管理者にその要望内容について伝えるとともに、合同点検パトロールに向けた日程調整を行い、町PTA連合会と小中学校代表者、千曲警察署、千曲建設事務所、町関係課及び教育委員会による合同点検を行い、直接現場にて要望内容等の説明を受ける中で、状況の確認を行っているところでございます。

合同点検終了後、施設管理者全員で現地確認した際に、意見等の整理・確認をし、警察署等から法的見地による助言もいただきながら、それぞれ該当する機関において対策内容等の検討を行い、対策の実施・効果の把握、そして、対策の改善・充実につなげる取り組みとしているところでございます。

対策等の検討の結果、改善が必要と認められた箇所につきましては、各機関で具体的な計画を立て、すぐに対応可能なものは実施し、時にはPTA作業として対応してもらえる部分をお願いするとともに、予算化が必要なものにつきましては、翌年度以降計画的に予算を計上する中で、改善に努めてきたところでございます。

また、このようなハード面の取り組みのほか、交通量の激しい朝の通学時間帯や下校時間帯には、保護者の皆さんや地域のボランティアの皆さんのご協力により、交差点での見守り等も行っているところであります。

続きまして、児童生徒の交通安全教育につきましては、小中学校ごと、交通事故防止に向け、各学年の実態に合わせ、交通ルールを理解と交通安全に対する意識の向上を図る目的で実施しております。

小学校における交通安全教育につきましては、正しい歩行の仕方や自転車の乗り方を身につけ、交通事故の恐ろしさを理解し、危険予測ができるようにするなどを目的に、春と秋の年2回の交通安全教室を開催しております。

内容といたしましては、道路での歩行や自転車の乗り方についての講演のほか、DVDなどの動画の視聴、そして、ダミー人形を使った衝突実験・死角の学習など、千曲警察署や千曲交通安全協会坂城支部など、関係機関の皆さんのご協力をいただく中で開催しております。

学年の実態に合わせた取り組みといたしましては、3年生を対象に、校庭に模擬道路を作成する中で、自転車の乗り方について実践も交えた指導を行い、交通安全教室終了後、保護者の許可が得られた段階で一般の公道でも自転車を利用できるようにしております。

公道での自転車利用の許可が出されている4年生以上につきましては、毎年各家庭に自転車の整備・点検の方法をお知らせするなど、事故防止への協力をお願いしているところでございます。

また、中学校におきましても、新年度が始まってすぐの4月上旬に、千曲警察署から講師を派遣いただき、交通安全教室を開催しております。

内容といたしましては、交通安全の起きやすい場所や場面、安全な歩き方や自転車の乗り方な

どを中心に説明いただき、生徒には、内容等の確認の意味も込めて、感想等を当日の生活記録に記入、提出させるとともに、学年だより等により、保護者への発信も行っているところでございます。

自転車通学を行う生徒につきましては、新年度の初日である入学式、始業式の日、「自転車使用申請書・誓い」を提出してもらい、学校長の許可により使用できることとなっており、交通安全教室とは別に春と秋の年2回、自転車通学の指導も行っております。

今年度の自転車通学に関する指導の重点といたしましては、見通しの悪い交差点、広い道を横断する際の自転車の一時停止と、道路の横断時は自転車を降りて横断する等について継続的に指導することを掲げております。

このほか、春と秋には通学路のうち、大望橋、坂城消防署交差点、坂城高校下の古沢商店前交差点、校門前など、朝の登校時に教職員が分担し、校外指導も行っているところでございます。

今後も引き続き、自転車利用の各家庭の協力もいただく中で、年間を通じた点検、ヘルメット着用の徹底を図るとともに、徒歩通学も含めた児童生徒による交通安全事故防止につながるよう、小学校からの継続的な交通安全指導に努めてまいります。

住民環境課長（竹内君） 私からは、イの通学の安全確保についてのうち、産業道路A01号線拡幅後の歩道は自転車通行が可能になるかのご質問にお答えいたします。

自転車の通行に関しましては、基本的に車道の左側を走行することになっておりますが、例外として歩道を走ってもよいとされている場合がございます。1つ目として、歩道に普通自転車歩行通行可の標識等があるとき、2つ目として、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、また、身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき、3つ目として、車道の左側の部分を通行することが困難な場合や、自転車通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるときとされております。

1つ目の普通自転車歩行通行可の標識は、公安委員会が指定して設置するものであり、歩道幅が3メートル以上確保されていることや、普通自転車及び歩行者の通行に支障がないかどうか現地調査を行った上で、車両の通行量等を勘案して判断されるとのことでございます。

現在の状況といたしますと、議員さんご質問のとおり、中之条地区から南条鼠地区にかけての産業道路A01号線におきましては、文化センターグラウンド北側交差点から坂城消防署前交差点までの間は、普通自転車歩行通行可の指定がされており、坂城消防署から鼠地区までの間は指定がされておりません。また、鼠橋通りは指定がされております。

千曲警察署によりますと、坂城消防署から鼠地区までの間について、普通自転車歩行通行可の指定にあたっては、道路整備が完了した箇所から部分的に指定した場合、自転車が通行できる区間と通行できない区間が混在するよりも、区間を一括して指定することのほうが望ましいところではありますが、地域からの要望により、必要な区間を指定していくことも可能とのことでござ

います。

町としましては、産業道路の整備状況にもよりますが、安全にそして安心して自転車通行ができるよう、町民の皆さんからの要望等を踏まえる中で、千曲警察署と協議するなど対応してまいりたいと考えております。

7番（玉川君） 詳しいご説明ありがとうございます。安全教育についてなんですけれども、中学、小学校とも年2回と、安全週間の頃になるのでしょうか。これ、最初のところでも自分言いましたけれども、身近に安全教育というものが需要だと思うんです。そういうわけで、日常的な指導っていうものについては、どういうふうにお考えなのでしょうか。

自分が経験した中では、交通安全協会の役員として、横断歩道のところへ立って、朝、旗持って、車が来たら止まってもらえるかどうかという感じでもって手を挙げたりしていたんですけど、その場合の役員は、交通ルールについてあんまり指導できる立場じゃないというようなこともあったりもして、できれば危険な歩き方、自転車の運転の仕方している子ども達に対しては、見かけたらその場でもって大人が注意できるようなというようなことも必要ではないかと思いますが、その点について町のお考え、伺います。

教育文化課長（堀内君） 交通安全教育について、再質問にお答えします。

学校での年2回の交通安全教室の開催のほか、日常的な指導といたしますと、先ほども申し上げましたけれども、各家庭につきまして、自転車整備・点検の方法などお知らせするとともに、交通ルールの徹底ということで、ご家庭での事故防止への協力をいただきたいというところを啓発しているところでございます。

また、先ほども申し上げた中学校におきましても、子ども達にもう一度、ただ安全教育に参加しただけではなく、各自で振り返りをさせていただき、その模様を学校だより等で保護者にも通じて、日常的な指導に生かしていただきたいということで、学校、警察、家庭とで交通安全、防止に取り組んでいきたいと、そのように考えております。

7番（玉川君） 承知しました。

自転車の歩道通行について、通行の許可等の権利は、権利というか、管轄は公安のほうということで、町としてはお願いを続けてもらうとか、また、地域の皆さんに要望を出してもらうとかということでいいんですね。分かりました、ありがとうございます。

次の質問です。イの安全情報の周知について。

イ、周知の方法と系統について。

1、不審者情報など、町内の安全に関する情報の系統、これはいくつあるのか。

私は、現在、さかきまちすぐメール、これからはすぐメールと言いますけれども、と県警のライポくん安心メール、これ、これからは県警メールと言いますけれども、を個別に登録して情報を受け取っています。一般町民が利用できるものは、この2つだけでよろしいでしょうか。

すぐメール配信の情報は、防災行政無線で聞き逃したときや、見直したりできるので、とても有効に使わせていただいています。

防犯情報などは、多くの人ができるだけ早く対応することが大切ですので、県警メールとともに大切な情報伝達方法だと思います。

現在、すぐメールは、情報の分野別に登録できるようですが、それぞれの利用者数についても回答を下さい。

次に、2として、各系統間の情報の共有はです。

4月末の千曲警察署からの県警メールの不審者情報について、情報の内容について分かりにくい点があったので、町に問い合わせてみましたけれども、町では情報そのものを把握していないということがありました。今回、この質問のきっかけがこの経験です。

それから、防犯に関わる情報が、県警メールとすぐメールで共通ではないこと、これも確認しました。県警メールで配信された情報が、すぐメールでは配信されないことが何度かありました。不審者メールとか、熊出没とか、そういった内容です。情報の共有とメールの配信についてどうなっているのか、回答をお願いします。

町長（山村君） 玉川議員さんから、2番目の質問としまして、安全情報の周知について、イとして周知の方法と系統についてというご質問がありました。お答えします。

初めに不審者情報、今、お話がありましたけれども、不審者情報について、町内の方が安全情報として利用できるものは、さかきまちすぐメールと県警のライポくん安心メールの2つと認識しております。

ライポの安心メールのほうは、各警察で設定しておりますので、私は警察の勧めもあって、千曲署以外にあちこちのライポに入っていますので、同時にあちこちからわっと入ってくるんですけども、共通のテーマについては、共通のエリアで連携取って発信しているということが分かります。不審者なんかが、千曲だけじゃなくて長野全体で、各署から出るということをやっている、ということを知っております。

さて、町ではすぐメールにより、各種情報を配信しており、配信カテゴリーには防災情報、安心・安全情報、坂城町からのお知らせ、坂城町イベント情報の4種類あります。それぞれ現在の登録者数は、防災情報で2,197人、安心・安全情報で2,055人、坂城町からのお知らせ1,613人、坂城町イベント情報1,583人となっております。このように、目的別、カテゴリー別に皆さん登録されているということが分かります。

また、長野県警察本部や各警察署では、犯罪被害防止のため、子どもの安全情報をはじめ、県内の防犯、交通事故、防災等に関する情報をライポくん安心メールにより、あらかじめ登録された方に配信しているというところでございます。

次に、各系統間の情報の共有についてでありますけれども、すぐメールにつきましては、千曲警

察署及び千曲坂城消防本部と、さかきまちすぐメールの運用に関する協定を締結しており、特殊詐欺の前兆電話の発生や火災発生の際など、警察署や消防署が町民の安心、安全が脅かされると判断される事態が生じた場合には、または生じるおそれがあると判断する場合は、それぞれ直接配信を行うことで、迅速な情報伝達が可能となっております。

学校におきましては、学校関係者がライポくん安心メールに登録し、そこから得た情報をすぐメールにより、保護者へ発信するといった活用もされております。

県警のライポくん安心メールとさかきまちすぐメールは、管理者が異なるということから、現時点におきましては、システム自体の共有はできませんが、幅広い情報を効果的に発信するためにも、ライポくん安心メールで配信される防犯情報等につきましても、配信内容によりすぐメールからも直接配信していただくよう、今後、千曲警察署と協議してまいりたいと考えております。

暮らしの安心や自然災害への備えとして、多重的な情報伝達手段を確保することが重要でありますので、このような情報伝達手段を有効に活用して、地域と連携した防犯・交通安全体制の強化を図り、犯罪、交通事故、消費者トラブルから住民生活を守る取り組みをさらに推進して、「つながるあんしん坂城町」を実現していきたいというふうに思っております。

7番（玉川君） 利用者数なんですが、すぐメール、2千から2,200弱ということで、防災と安心なんですが、これ、この数について町のほうとすれば、どういうふうに評価しているんでしょうか、少ないのか多いのか、適当なのか。もっと増やす、それこそできるだけ多いほうがいいと思うんですが、そういったことについてのお考えはどうなんでしょうか。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。

町のすぐメールに登録している登録者数が適当かどうかというご質問でございますが、現在、ご案内のとおり登録者数があるわけで、町としますと、この登録者数は多いに越したことはないというふうに考えております。

この登録者数を増やすためにも、現在、ホームページ等でこのような登録の啓発もしておりますし、例えば、防災行政無線の中で消費者トラブルの情報があったときに、こういった情報の登録についても、一緒に登録のご案内といいますか、情報を伝えていくというようなこともさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

7番（玉川君） 特に人命に関わるような情報は、多くの人に伝わってこそ効果が倍加するということで、お考えは同じだと思いますので、ぜひ、効果的な運用を要望しておきます。

次に、町営住宅について。

イ、建物・施設の維持管理について。

質問は1つです。1、町営住宅の維持管理はどうなっているか。町の担当課、管理人さん、自治会、入居者の皆さんが、それぞれの範囲で日々維持管理に努めていただいているわけですが、新しく入居されたり、ご近所との関わりが少なかったりなど、場合によっては管理の要望

について、どうしたらいいのか言い出せないでいる方もいらっしゃるようです。

この場合はこの人に、別の場合は別の人ということではなくて、町営住宅に係る要望はここで一括ではなっていないのでしょうか。現在の維持管理箇所の把握の方法と、令和2年度の具体的な改修内容について、説明をお願いします。

建設課長（関君） 3、町営住宅について、イ、建物・施設の維持管理についてお答えします。

当町の町営住宅につきましては、住宅困窮者に対する公営住宅法による町営住宅が、横尾団地、旭ヶ丘団地、戌久保団地、網掛団地、上平団地の5団地、勤労者等の定住増加を目的とした住宅が、旭ヶ丘ハイツ、中之条団地の2団地、小集落改善事業による坂端改良住宅の合計8団地がありまして、令和3年6月1日現在で入居総数は122戸となっております。

町営住宅につきましては、主に団地ごとに住宅管理人を定め、建物や駐車場に係る相談や、役場へ修繕の内容などをつないでもらう役割を担っていただいております。合計9名の方をお願いしているところでございます。

昨年度の町営住宅の町内事業者へ依頼した修繕の状況につきましては、合計で24件となっております。具体的には建物自体の修繕や、台所などの水回り等の設備の修理などを行ったところでございまして、また、施設管理としましては、樹木の手入れなどを委託で行うとともに、職員が現場に赴きまして、簡易な修理・修繕等を行うとともに、空き室周辺の草刈り等の作業、そういったものも行ったところでございます。

なお、必要に応じて、住民の皆さんで草刈りなどの除草作業や駐車場の区画線引き、そういったものを行っていただく場面もございまして、その際には必要に応じて材料等の支給も行ってきたところでございます。

お住まいいただく上での改善などの要望等につきましては、住宅管理人さんを通じてご連絡いただき、把握できるようにしているところでございます。

なお、個別の修繕等につきまして、急を要する場合などについて、直接役場建設課にご連絡いただいても対応させていただいている状況でございます。

7番（玉川君） 管理人さんのほうへ、まずは依頼をするというふうなお話なんですけど、これについての住民の皆さん、特に新しく入ってきた方とか、そういった方への周知等については、入居時にされているということでしょうか。

建設課長（関君） 管理人さんの情報につきましては、こちらのほうから、この住宅団地についてはこの方ですと、ご案内させていただいている状況でございます。

7番（玉川君） 承知しました。

最後の質問になります。4のインボイス制度について。

イ、インボイス制度の周知について。

1、事業者への制度説明会、勉強会のようなものですね、などは計画されているのか。

インボイス制度の適格請求書発行業者の登録が、今年の10月から始まります。私の周りの事業者にも聞いても、いま一つ関心が薄く、私自身免税業者でありますけれども、制度の理解が不十分であると実感をしています。

実際の運用開始は2年後の2023年10月から、業者登録は2023年3月末となっております。

軽減税率導入から4年間、開始後6年間は、免税業者からの仕入れ額控除については特例の経過措置が設けられるなど、急激な変化のないように配慮はされていますが、制度の内容がとにかく分かりにくいし、インターネットなんか見ても、いろんな憶測で発言されている方も多いため、丁寧な説明と相談の体制、これが公の立場として求められると、そういうふうに思いますので、まずは説明会についての町の考えをお尋ねします。

商工農林課長（竹内君） 4、インボイス制度について、イ、インボイス制度の周知についてお答えいたします。

インボイス制度は、令和5年10月1日から導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式のことで、取引内容や消費税率、消費税額などの記載要件を満たした請求書などを発行・保存しておくという制度でございます。

この制度の適用を受けるためには、適格請求書発行事業者として登録申請が必要であり、本年10月1日から受付が開始されることとなっております。

ご質問にありましたインボイス制度の事業所への周知につきましては、国税庁において所管する業界団体を通じた広報・周知のほか、消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センターを設置し、制度に関する問合せに対応しております。

また、国税庁のホームページや動画チャンネルにより制度の紹介を行っているほか、誰でも参加ができるオンライン説明会などを開催し、事業者に対する分かりやすい案内に努めております。

当町を所管する上田税務署では、町や事業所支援団体などが主催する研修会や勉強会への講師派遣について対応していただけるとのことでございますので、町におきましても、町商工会と連携をして、制度の理解及び導入に向けて町内事業所、特に免税事業者に混乱が生じないように、上田税務署とも調整して説明会を開催してまいりたいと考えております。

7番（玉川君） 課長から回答いただいたとおり、事業所の規模に関係なく登録する制度ですが、特に免税業者には登録するかしないかの選択、さらには、これじゃあ営業が成り立たないということで廃業を選ぶことにもなりかねます。それぞれが早めに対応できるように、支援をお願いします。

最後に、免税業者の一人として、インボイス制度と消費税について、インボイス制度実施について慎重にと求めている団体の考えと調査結果などとともに、意見を言わせていただきたいと思います。お時間をいただきます。

2019年10月からの軽減税率8%と、10%実施に伴う区分記載請求書保存方式とこのインボイス制度については、この事務負担の煩雑さが、事業者はもちろん、税務署などの行政にも影響を与えること、売上げが少ない事業者ほど生活費を含む可処分所得に対する税負担の割合が大きくなるという逆進性の問題、取引先にとって税額控除ができない免税事業者が取引から外されてしまうことが考えられるとして、税理士の団体、日本税理士会連合会や全国青年税理士連盟などの税の専門家や中小企業家同友会全国協議会が、そして、日本商工会議所は、2018年には帳簿と請求書等の保存方式で、所得税と消費税が十分に把握できていたとするとともに、約500万の免税業者が不当な値下げ要求や取引排除にさらされる恐れがあること、さらに2020年9月には、コロナ対策で手いっぱいの事業者は、インボイス制度への対応が遅れていることを理由に、実施の凍結や見直しを求めています。

日本商工会議所の2019年の実態調査では、課税業者に対する調査で、免税業者との取引について、「まだ分からない」というのが63.6%、「取引しない」と答えた課税業者は17.6%となっています。

逆に、免税業者への調査では、インボイス制度への対応について、54.9%が「まだ分からない」、「課税業者への転換」は18.1%、「免税業者のままでいく」というのが12%、「廃業を考える」というのが7.5%となっていました。

中小商工業研究所の2020年の調査では、取引先から課税業者になるよう要請があつて、消費税負担が増えるとする免税業者が、宿泊・飲食業で41.2%、建設業では19.4%でした。

インボイス制度の認知度の低い時点の数字ですから、これから免税業者へのマイナスの影響が増えていくことは容易に想像できます。

日本商工会議所も、消費税価格転嫁対策特別措置法、これが本年3月末で失効した後の引き続きの取締りを要望しています。今後は、独占禁止法違反や下請法で取り締まっていくということらしいですが、人間関係でつながっていた商取引が多い日本で、取締りに訴えて、元のように取引が続けられるのか大いに疑問が残ります。

事業所の規模や取引先との力関係もありますが、私を含めて一人親方やフリーランスの皆さんの中には、大手の同業者に勝って仕事を受注するために、少しでも受注額を安くするため、取引先の値引き要望に従って利益を削っている方も少なくない状況です。免税だからこそ、その税金分を使つての値引きが少なくありません。今さら法律で決まった制度ですから、値上げを交渉できるでしょうか。

世界を見ると、新型コロナウイルス感染症の経済対策として、日本の消費税にあたる付加価値税の減税を実施している国が50か国を超えています。日本も、消費税を一律5%に戻せば、複雑なインボイス制度も不要になるということです。

財務省の試算では、インボイス制度による新規課税業者からの新たな税収額は、約2、

480億円、免税業者約488万社のうち、課税業者への新規転換が約161万社で、1社当たり平均15.4万円の消費税負担という推測です。

不公平な税制を正す会というのがあります、ここが内部留保を増やし続けている大企業や株取引で資産を増やしている富裕層に応分の負担を求めれば、消費税を16%とした場合と同じぐらいの43兆円、これを試算しています。消費税でなくても、財源は十分考えられるわけです。

また、消費税については、憲法25条、最低限度の生活の保障に反して生活費に課税するなど、根本の考え方からして問題ありだと思います。

消費税率にしても、そもそも複数税率にしたことで事務作業を複雑化して、税の公平性のために理由にインボイス制度の採用となってしまうわけです。

インボイス制度は、消費税政策の仕上げとなって、これが実施され、事業者の大半が課税業者になれば、税率をさらに上げることも簡単になります。これでは、経済的に弱い立場の方々の生活が、ますます苦しくなってしまいます。

また、今議会で、町内事業所の回復や、新たな町の支援のお話がありましたが、個々の努力と町の支援によって、コロナ禍で何とか踏ん張っている最中の地域の循環型経済の主演である一人一人の事業者が、また次の困難に直面することのないように、町にはインボイス制度についての説明と支援を改めて期待しまして、一般質問を終わらせていただきます。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時53分～再開 午前11時03分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、3番 山城峻一君の質問を許します。

3番（山城君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

今回は、ヤングケアラー、そして、職員採用についての2つについて質問をいたします。

それでは、まず初めに1、ヤングケアラーについてです。

イとしまして、病気や障がいを抱える親や兄弟、姉妹を世話するヤングケアラーの存在についてということで、いくつか質問をさせていただきます。

実は、私が最初にこの言葉を知ったのは、ちょうど2年前ですか、2019年の地元紙、新聞社名、言っていると思うのでお伝えしますが、信濃毎日新聞の朝刊の記事でした。この記事については、現在も切り抜きをして、たまにヤングケアラーがたびたび報道されるたびに、その記事を読み返しています。

その後、新聞やテレビ等でヤングケアラーについて取り上げられることがあり、社会的な認知度も高まっているのではないかと感じております。

なお、昨日の同僚議員から、同じくヤングケアラーについての質問もありましたので、いくつ

か、一部ですが、重複する点があるかと思いますが、改めて私からも質問をさせていただきます。

ヤングケアラーは、厚生労働省によると、法令上の定義はないとされていますが、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされておりま

す。

具体的には、これ、厚生労働省のホームページにあったので、幾つか例示をご紹介しますが、障がいや病気のある家族に代わり、買い物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている。また、家族に代わり幼いきょうだいの世話をしている。障がいや病気のあるきょうだいの、このきょうだいは、兄、弟、そして姉、妹のことですけれど、の世話や見守りをしているなどです。

これは、厚生労働省のホームページにあると今申し上げましたが、10個、十の事例を挙げて紹介をしています。

ヤングケアラーへの関心が高まっているとは、先ほど申し上げたとおりですが、国においても厚生労働省、そして、文部科学省による初の実態調査が行われ、先日ですか、世話をしている家族がいると答えた中学生は5.7%、これは調査対象になっている方ですか、約17人に1人、高校生は4.1%、これは、約24人に1人いるということが分かりました。これ、新聞記事にも書いてあったんですが、これは、クラスに1人から2人、当事者、これに該当する方が、子ども達がいるということだと新聞等にも書かれておりました。

これについては、あくまで全国における調査であるため、それぞれの自治体において全く同じということはないとは思いますが、この調査結果には、やはり私も新聞記事を最初に知ったのが2年前ですので、正直驚かされたところであります。

そこで質問になるわけですが、このような調査結果を町としてどのように受け止めているのか、そして、また町としてヤングケアラーの存在、定義がないということであやふやな部分もあるんですけれど、これに該当すると思われる子ども達がいるかということ把握しているかということをお伺いいたします。

次に、口の今後の対応についてということも、続けてお伺いいたします。

ヤングケアラーの支援については、新聞等でも報道されたんですね。埼玉県において、昨年、2020年3月に、病気や障がいのある家族を世話する人を支援する条例を全国で初めて制定しているということが書かれておりました。また、そのほかの自治体においても、条例の制定を視野に、また、相談窓口の設置などの動きも広まっております。

ヤングケアラーについては、当事者である子ども達の学業や進路への影響だけでなく、同世代からの孤立、これは、物理的にも孤立するというのは想像できますし、心理的な孤立ということも可能性があるんでしょうけれど、その孤立を招くとの指摘もあります。

そこで、町としてヤングケアラーについての相談があった場合の対応はどのように考えているかということ、イロハの口としてお伺いをいたします。

子ども支援室長（鳴海さん） ヤングケアラーについて、イ、病気や障がいを抱える親や兄弟、姉妹を世話するヤングケアラーの存在についてから、順次お答えいたします。

ヤングケアラーとは、法律上の定義はありませんが、一般的に年齢や成長の度合いに似合わない重い責任や負担を抱え、本来大人が担うような家族の介護や世話を日常的に行っている18歳未満の子どもとされております。

このヤングケアラーと思われる子どもの実態をより正確に把握するため、昨年度、厚生労働省が要保護児童対策地域協議会や、教育現場である学校及び子ども本人を対象に実態調査を行いました。

調査の実施につきましては、全国の要保護児童対策地域協議会と、学校調査は抽出により、全国の公立中学校の約1割にあたる1,000校、全国公立高等学校の1割にあたる350校、定時制・通信制高校は各都道府県から1校ずつを対象とし、合わせてそこに在籍する2年生の生徒等に対しまして行い、主な調査内容としましては、ヤングケアラーに対する認識、対応に関する取り組みや生活実態等について把握するものであります。

本年3月にまとめられた調査研究報告書の調査結果では、先ほど議員さんもおっしゃりましたが、世話をしている家族が「いる」と回答した生徒の割合は、中学生が5.7%、高校生が、高校別で、全日制が4.1%、定時制が8.5%、通信制が11%という結果でありました。

また、アンケートに回答した中高生のうち8割以上が、ヤングケアラーという言葉で「聞いたことはない」と回答し、「自分がヤングケアラーに当てはまる」と回答したのは、中学生が1.8%、高校生の平均が4.7%であることから、まだまだこの言葉自体が認識されていない状況であるという結果も報告されております。

この調査結果につきましては、全てが坂城町に当てはまるものではありませんが、ヤングケアラーについて生徒の認識が不足していることや、子どもの状態を把握した学校側の対応の難しさなども見て取れることから、全国的な調査結果ではありますが、今後、ヤングケアラーに対して広く普及啓発を推進することと、子どもの状態把握や対応については、関係機関との連携を強化し、再確認をする機会であると捉えています。

続きまして、町としてヤングケアラーの存在を把握しているかのご質問であります。学校では、出欠席状況やその理由について、校内での把握・共有に努め、児童や生徒の様子の変化に常に注意しており、把握した内容に関しましても、学校だけでなく、専門職や福祉部門の関係者と連携し、早期発見、早期支援につなげているところでございます。

また、当町の児童生徒におきましては、ヤングケアラーと言われる子どもの存在につきましても、現在のところ確認されていないところであります。

続きまして、ロの今後の対応についてお答えいたします。

子どもへの対応につきましては、学校や保育園、保健センター、子育て支援センター等に寄せ

られる情報などから、まずは、子どもの置かれている生活実態を把握することが支援の始まりであると考えており、これまでも継続して行っているところでございます。

今回報告された国の調査結果から、ヤングケアラーの概念や支援対象が子どもとなること、認識が不足していることで、正しい理解が得られないことなど、子どもや保護者だけでなく、子どもに関わる関係者の意識を高めることも必要であると考えているところであります。

このヤングケアラーについては、ケアに対する受け止め考えが、家族や個人により異なり、それぞれの相談内容から、ヤングケアラーであるか否かの判断は難しく、家庭内で生じる問題であるため、子どもは誰に相談すればよいか分からなかったり、助けを求めたいが友達には相談しにくいなど、同世代からの孤立を招くケースも想定されます。

学校では、日々の生活態度の変化や、子どもからのサインを教員が見落とさないこと、気になる子どもに対しては、教員が積極的に声をかけることなどに加えて、複数の教員が子どもとの信頼関係を築き、相談しやすい環境づくりに努めることも必要であると考えております。

また、学校以外の相談場所といたしましては、子どもや子育てに関する総合相談窓口でもある子育て支援センターもございます。子育て支援センターでは、家庭児童相談員や公認心理師などが相談や悩みを聴き、支援が必要な家庭に対し、定期的に家庭訪問を実施して状況を把握するとともに、地域の民生委員さんをはじめ支援関係者と連携することで、適切なサポートにつなげているところであります。

町では、学校や保育園などから、ヤングケアラーを含めて相談があった場合につきましては、家族構成や家庭状況など、把握した内容に応じた支援につなげるため、福祉・医療機関をはじめとする関係機関との連携体制を日頃から整えております。

ヤングケアラーという言葉を多くの人に知ってもらうことで、周りの大人がいち早く子どもの置かれている状況に気づき、介護や福祉サービスの提供・利用により、その要因を取り除き、子どもの肉体的・精神的負担を軽減させることが必要であると考えております。

町といたしましては、家庭において子どもが家族の世話を負担に感じ、学習や遊びの時間が奪われるなど、子どもの心身の成長・発達や人間関係、進路にも影響を受けることがないように、引き続き介護や医療、障害、福祉、そして、学校等の教育機関との連携を図ってまいりたいと考えております。

3番（山城君） 今、担当課より、課長よりご答弁いただきました。やはり答弁を聴いていて、ちょっとこれ、2つほど、2項目、2つちょっと再質問をしなきゃいけないかなと思っているんですが、まず1つ目として、この狭い町なので、1万5千弱の町なので、子どもの人数もそんなに多くないとはいえ、実態調査は町としてはやる予定があるかというのは、このタイミングで聞いておいたほうがいいのかと思っています。それが、1つ目です。

今、室長よりご答弁いただきましたその普及啓発、相談しやすさ、これやっぱり大事だと思っ

ているんです。私も、昨日ぎりぎりまで整理をしていたので、普及という観点になると思うんですが、ヤングケアラーの理解を深めるため、その啓発、啓発といってもどこまで啓発するかというのが課題になると思うんですが、一つは支援センター、子育て支援センター含めて、また、役場等にも相談がある可能性もあります。それは、当事者というよりは周りの人たち、民生委員さん含めてそういった人たちに相談があるということも想定されるわけで、その啓発。そして、一番は学校関係者への啓発、学習機会の確保、これは、今の時点でどう思っているのか。準備をするという回答になると思うんですけど、やはり一番は学校の先生たち、教育現場に携わる人たちへの普及啓発というのは、イの一番に欠かせないことだと思っております。

そして、いろんな文書を読んでいて思ったんですけど、町には心理カウンセラー、心理士さん、カウンセラー等いるということであり、心理的なサポートは今まで様々な事象について丁寧に対応していただいていると思っております。

ただ、今、答弁にもあったと思うんですが、ヤングケアラー、これは、ちょっと言うかどうか迷うんですけど、様々な家庭での事象を抱えている子ども達が、全国見ても、坂城町においても見落とされている部分があるのか分かりませんが、そういった事象に対応するのはやはりカウンセラー、心理専門職ではなくて社会福祉専門職、強いて言えば社会福祉士です。これについては、町でも社会福祉士を採用しているとは思いますが、今、もう10年ぐらい前から言われているスクールソーシャルワーカー、地域のコーディネーターとなるスクールソーシャルワーカーとの連携はどうなっているか。主に3つですか、スクールソーシャルワーカーについては、町として採用はしていないのは承知しておりますが、そういった福祉的な連携を図れる職種はどうお考えなのかという実態調査と啓発については、スクールソーシャルワーカー含めた福祉職の連携はどう考えているのかを、今のところで構いませんので、これについてご答弁をお願いします。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目の実態調査を町で行ってはどうかということでございます。昨日も答弁させていただきましたけども、こちら、国の実態調査報告からも、まだ正しく認識されていないといったところが大きく出ております。こういったことから、まず、学校を通じて児童生徒と保護者にも啓発、普及啓発を進めてまいりたいということを考えております。それを行った上で実態調査について検討してまいりたいということでございます。

また、福祉関係の専門職との連携といったことでございます。町といたしましては、ヤングケアラーに限らず、教育相談体制といたしまして、町独自で教育コーディネーター、教育心理カウンセラー、心理職、専門職であります、配置を行っております。

また、今年度配置いたしました子育て支援センターの所長につきましては、公認心理師といった、また専門的な知識をお持ちの方を配置しております。

このような方々に、常に行っていただいております教育相談等によりまして、子ども達の生の声、実際に面と向ってお話をお聴きする中で、実態の把握に努めているということでもございます。

今後、ヤングケアラーといったところも新たに認識をしまして、該当する子どもが確認された場合、速やかに児童相談所ですとか福祉部局、関係機関と連携してまいりたいと考えております。

3番（山城君） 再質問について、担当課より、担当課長よりご答弁いただきました。保護者への普及、もちろん今の課長の答弁、そのとおりでなと思って納得しますし、そもそも新しい言葉ではあると思っていますので、これからだ、これからいろいろ課題は出てくるでしょうし、今まで名前のなかったものに名前がつくっていうときって、やっぱりいい面もあれば、当然問題もあるとは思っています。

ただ、名前がつくことによって、様々な人に知られて、注意が向けられて、関心が持たれて、いろんな支援につながるということが往々にしてあると思うんで、個人的な意見を言わせていただければ、この名前がついた、名前がどんどん広まっていくということは、プラスに捉えて、子ども達が希望の持てる社会へというふうにつながっていければと思っています。

ちょっとほかの市町村でもヤングケアラーの質問が、一般質問があったということで、いくつか私も議事録等を読み返していたんですが、やはりその中で特に印象的だったのは、断らない窓口をつくるということが書いてあったんです。これは、ヤングケアラーについて断らない窓口ということではないと思っていますし、いろんなことに対して、まずは受け止めて、そして、できない理由があるならば、やはり国等の法律的な問題もありますから、それは、できないときにはできない理由はある程度お伝えしなきゃいけない。でも、福祉政策については断らないということが、やはりその趣旨としては大事なのかなというのは、ほかの議会の質問等の答弁を見て思っておりました。

今、専門職の話が出ていたので、私も、選挙に出るときにお伝えはしていましたが、認定心理士という心理の認定資格ですけども、資格は持っております。もちろん、公認心理師だとか臨床心理士よりは全然知識量は少ないですけど、心理職の果たす役割とスクールソーシャルワーカー、いわゆる社会福祉職として果たす役割は、僕は全く違うとは言えませんが、違うと思っています。要は、連携を取れるのが福祉職であり、個々人の心に寄り添って、場合によっては医師の判断に伴いながらやっていくのが心理職だと思っています。

今の課長の答弁、ちょっとすいません、私も聞き逃したところがあるか分からないんですが、やはり福祉職と言われる人たちとの連携は、要対協の話が出たからそれはいいっていう話でも、いいと言っちゃいけないんですけど、福祉職との連携がますます不可欠なのではないかということをお述べさせていただきます。

そして、この一番目のヤングケアラーのまとめをちょっとさせていただきますと、ヤングケア

ラーについては、まだまだ認知度がそう高いとは言えません。格差社会と言われてもう何年、10年以上経つんですか、経ちますが、ヤングケアラーに限らず、大人も子どもも周りの目を気にしてなのか、ますます苦しい、しんどいと弱音を吐きにくい、SOSを出しにくい社会になっていると感じています。ヤングケアラーについては、特にそうですよね。自分がヤングケアラーだと分かっているなければ、悲鳴も上げられませんし。

ただ、そういう社会になってはいるんですけど、ヤングケアラーの支援は、国連が掲げる持続可能な開発目標、SDGsの3番目、「全ての人に健康と福祉を」につながっていると思っております。

現時点では町に該当者いないと、先ほど答弁にありましたので、今後は、国や県の動向を注視しながら、該当する子どもがいる場合、適切に対応できるようにしていただきたいということを要望とか提案をさせていただきまして、続いて、2、職員採用について移りたいと思っております。

職員採用についてですが、広報さかき5月号に、令和3年度坂城町職員採用試験受験案内が掲載されていました。新型コロナウイルス感染症の流行により、地方公務員、特に市町村職員になりたいという人たちの人気が高まっており、ある就職情報サイトによれば、就活生の3割、これはつい先日、2021年3月のサイトに書いてあったんですけど、就活生の3割が、コロナ前と比べて公務員への志望が高まったという調査もあるというふうに書かれておりました。

また、地域に密着した仕事ができそうという理由や、これ結構大事な話なんですけど、身近な人、例えば父親、母親からの影響から、公務員を志望する学生が多いという話もあります。

少子高齢化に伴う人口減少により、地方が抱える課題は多く、課題は複雑化しています。その解決・解消に向けて、町職員への期待も多く、その分やりがいもあるということも同時に書かれていました。

そこでまず、これはちょっと年数を区切ったんですけど、過去5年間の職員採用数はどのように決定しているか。また、実際の採用数はどうなっているかをお伺いいたします。

そして次に、ロ、今後の採用について……、先ほどがイですね、次がロです。今後の採用についてですが、以前より職員採用については、これまで町内の人と話になると、坂城町に高卒の枠がないのはなぜということは、結構前から言われていたんです。この質問を考えるにあたり、担当課ともいろいろ話をしていくと、かなり前から高卒採用枠というのはなかったと認識しております。その理由が気になっていたわけです。

保育士や保健師等、専門職として採用の枠については、当然、資格取得が条件のため、いわゆる高卒新卒での採用することはないのはある意味明らかと、当然だと思っております。しかし、行政職で、高校新卒区分がないのは、明確な理由があるのだろうと思っております。

このように言うと、ある人は、行政職は仕事の範囲も多岐にわたり、大卒程度の学力が必要と

いう答えが返ってくることもありましたが。とはいえ、採用枠に高卒区分を設けている自治体は、直近で見ただけでも、全国に、もちろん人口規模も違う、財政規模も違うというのはあるんでしょうけれど、町村でも採用枠している自治体はあるわけです。もしくは採用しようと、来年度に向けて採用しようという自治体もあります。

現時点では、公務員志望の高校生は、例えば直近であれば、近隣の上田市とか、あるいは長野県の初級職ですか、あるいは同じ公務員ということであれば、警察事務もそうかもしれませんが、そういったものにしか受験資格、受験することができません。

ただ、もし本気でこの地元で生まれた、地元というのどこを地元とするかにもよるんですけど、この坂城周辺、坂城町というのが一番いいんでしょうけど、地元坂城町のために役場職員として働きたい、この地域に貢献したいと思っても、そもそも受験はできない。大卒枠があるわけですから、一旦県内含めていろんな大学行って、4年後戻ってこいということなのかもしれませんが、その機会が奪われている。奪われているという言葉が正しくなければ、そもそもないというのはどうなんだろうと思っております。

高校生で公務員の仕事、坂城町役場に興味を持っている生徒がいたら、そういう思いのある人こそ採用試験を経た上で、堂々と坂城町役場の職員として採用され、そして、今ここにいる皆さん含め、議員も含めてでしょうけど、町民も一体となってその職員を、大卒に負けないとは言わないですけど、劣らないぐらいには育てていくぐらいのことがあってもいいのではと思っております。

そこで質問に入ります。先ほどもちょっと申し上げましたが、来年度採用の試験の日程及び区別の採用ベースについて、そしてまた、役場の業務もかなり、コロナもあってなんでしょうけど、かなり多くの業務を担っているところ等もある観点から、職員数を増やすということも、ある意味考える必要があるんじゃないかということから、高校新卒の採用を行ってはどうかというこの2点についてお伺いいたします。

町長（山村君） ただいま山城議員さんから、2番目の質問として、職員採用について、イ、ロとご質問をいただきました。

今、いろいろお話ありましたが、職員の採用につきましては、個性ある独自のまちづくりに向けて最大限の自助努力を重ねる自律の町を目指すため、目標職員数142名を基本としまして、退職者の見通しや年齢構成等を踏まえる中で、募集する職種や年齢、予定人数などについて、毎年採用計画を定めて実施しております。

採用試験につきましては、一次試験として、教養試験と専門試験を実施するとともに、事務適正検査、職場適応性検査及び性格特性検査を実施しており、二次試験では、私を含む理事者等による面接試験のほか、作文試験も行う中で、職員としてふさわしい人物を選考し、最終的な合否を判定しております。

また、一般行政職の採用試験につきましては、新たに大学を卒業するまたは一定期間内に卒業した方を対象とする新卒枠に加えて、職員の年齢構成の不均衡の是正を図るため、社会経験を積んだ社会人枠の区分も設けて採用を行っているところであります。

過去5年間の採用状況につきましては、平成28年度は、一般行政職3名、保育士が7名、保健師2名、学芸員2名の計14名で、一般行政職のうち1名が社会人枠での採用であります。また、平成29年度につきましては、一般行政職が2名で、うち1名が社会人枠の採用であります。平成30年度は、一般行政職2名、保健師3名の5名で、一般行政職のうち1名が社会人枠での採用となっております。令和元年度につきましては、一般行政職6名、保育士2名、土木1名、栄養士1名の計10名で、一般行政職のうち4名が社会人枠での採用となっております。直近の令和2年度であります、一般行政職が5名、保育士が2名の計7名で、一般行政職のうち3名が社会人枠での採用でございます。

続いて、口の今後の採用についてであります、まず今年度、これ1回目ですが、の採用試験につきましては、一次試験を7月11日に実施する予定としております。年度末の定年退職者数などの状況を勘案する中で、今年度に関しましては、一般行政職及び土木職、保育士の採用を予定しており、採用予定人数については、若干名としているところであります。

また、今年度から、従来の郵送等による申込みに加えまして、新たにインターネットの電子申請による申込みを受け付け、より多くの方が応募しやすい形としているところであります。

また、今年度につきましても、一般行政職に関しましては、将来的に極力年齢構成に偏りが生じないよう配慮する中で、社会経験のある社会人枠での採用を考えており、今後、改めて募集を行う予定としております。

高校新卒の採用を今後行ってはどうかのご提案であります、当町の規模の自治体におきましては、限られた採用枠の中でより効率的な職員配置が求められるところであり、近年、地方分権がさらに進む中で、自治体が行わなければならない業務は多様化し、より高度化しているというところであります。さらに、今後の急速なデジタル化への対応等を想定する中では、より専門的で多様な知識を有する人材が求められるところであり、そうした中で、限られた人数の中でより有能な人材を確保するとともに、職員の年齢ごとの均衡を図ることに配慮する中で採用の区分を決定しているところであり、一般行政職の採用につきましては、当面現行の形での運用を考えているところでございます。

3番（山城君） 今、当町より職員採用について丁寧に答弁いただきました。町の規模として、また、年齢のバランスということは、おっしゃるとおりというか、それは私も納得はして、納得というか、承知はしておるんですけど、大卒が職員となる、いわゆる現役で大学に入学し、途中で何事もなく卒業できて22、3になる年ですよ。4年間あるわけです。4年間という年齢を、それは皆さんの個々の主観ではあると思うんですが、ある行政職経験者の言葉をここで述べさせ

ていただきます。

これは、この方の主観ですので、あくまでも一つの言葉としてお聞きいただきたいんですが、4年間のうちに、もちろん最初は大卒新卒として、もしくは大卒の学歴があつての人たちよりは仕事はできないかもしれない。でも、4年間という時間を使い育てていく。もちろん、仕事はその勉強の時間ではないと言われるかもしれませんが、それだけの思いをやはり持っていただきたいということは、やっぱり一般質問の場を通じて伝えたいことですし、それは、町長の決断にあるのではないかと考えています。

というのは、私も、高校卒業後に東京に出ました。もちろんこれ、データ持ち合わせておりませんが、多くの方が、大学数が県内は限られておりますので、県外に出られる。戻ってくる方も、もちろんいると思います。

しかし、やっぱりこの地域で育った、いわゆる進学校と言われていたところでも、複数名、少ないとはいえ、高校卒業後に就職される方がいるわけです。進学校という言葉を使ったのは語弊がありますが、語弊があるのは承知なんですけど、その中で、様々な町内にも企業がある、大手さんもある、中小もある。その中の一つに、坂城町役場もあつたっていいじゃないですか、入れましょうよ。優秀な人材を採りたいということは、それはもちろん多くの方がそう思っているわけです。その中で、地元愛だとか、あるいは地元に対して貢献したいという方がいれば、正々堂々と試験の機会を設けて、何人集まるか分かりません。僕が提案して、やったけど、来なかったじゃないかって言われればそれまでですけど、設けましょうと私は、もう一回ちょっとくどいようですが、町長、その辺、高校卒業したら社会人枠があると、今おっしゃいましたが、一回外へ出て経験してこいと、何かあつたら、年齢満たしたら試験受ける、それでいいんでしょうか。そこはやっぱり納得は、今はしていません。

ということで、ちょっともう一度町長、その辺、なぜ高卒がだめで、だめというか、社会人枠があるからいいじゃないかじゃなくって、高校卒業と同時に役場に勤めたいという方が、少ないんですけど、いるのは事実なわけで、そこは町長の決断によって、ちょっといわゆる若者にメッセージじゃないけれど、今もお気持ちは聞きましたけど、改めて私の再質問なんですけど、もう一度聞きます。高校採用枠を設けるつもりはない、あるんでしょうか、もう一度お聞きします。

総務課長（臼井君） 再質問にお答えをいたします。

まず、職員の年齢構成の現状、これちょっとお話しさせていただきますと、35歳以下の行政職が、それ以上の年齢と比べて大変少ない状況という部分がございます。また、昨今は、大学等への進学率も、以前と比べると大分上がっておりまして、半数以上の方が大学へ進学をしている状況もございます。

そういった部分では、高校を卒業して就職する方と比べますと、大学卒業された方のほうが、対象としてはより多い状況、これ、全国的な状況ですけども、そういった状況も見受けられると

ころでございます。

そうした状況を踏まえて職員の年齢構成を見る中で、人数割合が低い、低年齢層、若い人たちですね、若い人たちのまず採用枠を増やして、将来的に大きな偏りが生じないように、これを配慮するとともに、行政事務の多様化や高度化に対応できる人材を確保すると、そういった面、双方の観点から、当面は現行の採用の形態で運用をしてみたいと、そのように考えているところでございます。

3番（山城君） 今、担当課長からご答弁いただきましたが、そのとおりなんです。ある部分、理解はします。というのは、年齢構成考えたり、町の規模を考えると、それはそうだろうなど。高卒で就職される方は少ない、それもそのとおりだと思います。

多い少ないという関係からいえば、そのとおりとしか言えませんが、私もちょっといろんな自治体の裏というか、奥深くは調べ切れてははいんですけど、ある自治体、これちょっと市町村名は忘れちゃったんですけど、ある自治体ではコロナにおいて進学を諦めざるを得なかった方に向けて、あくまでもそれを限定して採用を設けている自治体、町ですけども、これ、ちょっと人口は、すいません、調べ切れていないんですが、ありました。

とすれば、今の課長、もちろんほかの町のことをあれこれ言うつもりはありませんが、対象者は圧倒的に少ないはずなんです、コロナが理由で進学を諦めざるを得ない。でも、そういう状況でも、やっぱり町に意欲のある、思いのある優秀なと言っていいかもしれません、そういう人を募集する自治体も、多分、全国、町村に限れば相当の自治体はあるわけですけど、調べるとあるのかなと、ないかもしれません。

そこは、やっぱり町長を含めた役場の皆さんが、こういう子が欲しいんだ、こういう子と働きたいんだ、こういう子を求めているんだというのは、ただの学力、学歴だけじゃなくて、やはり高校、町内にはいろんな企業さんがあるんですが、その中にやっぱり町役場もあったほうがいいんじゃないかというのは、やっぱりそれは町長も、担当課長の答弁聞いていても納得するものはあります。それは、一般論としては納得はします。

ただ、町の方向性として、若者をしっかり育てるんだと、これから変化の激しい世の中を突き進むために、町として大卒も必要だ、専門職も必要だ、でも、坂城町にも高校はあります。そういった高校生に向けて、その高校だけじゃなくて、高校生に向けてやっぱりうちでも採るよと、意欲のある者、来てください。やっぱりそういうメッセージは必要ですし、そこへしっかり試験というものがあるわけですから、経て、採用すべきじゃないかというのは、私は今の答弁聞いていて、納得するところはあるとはいいながら、納得しないところもあるわけですから、これ以上話していてもしょうがないんで、あれですけど、やはり疑問は残ります。

ただ、町長からもありましたように、社会人枠としてもう一回ほど試験を設けるという話ですから、多様な経験もしくは多様な方の受験がこれからも予想されますし、町としても、私も申し

上げましたとおり、何ですか、業務も複雑化して大変な職員さんの皆さんの姿も見ているわけですから、採用された暁には一刻も早く町の一員として、即戦力という言葉、僕は好きじゃないんですけど、力となれるようにやっぱり育成して行ってほしい。

何が言いたいのか、これ、まとめますけど、時間まだありますけど、あるんですけど、まとめさせてもらいますと、坂城町で働きたいと思える人が増えてほしいというのは、私だけかもしれませんが。思いですし、もっと言えば、坂城町役場で働きたいという人もやっぱり増えてほしいと思うのと、坂城町で働きたいという人も、今まで以上にやっぱり活力あふれる町ということに関してはあると思います。

若者をやっぱり育てるんだっていうメッセージを、ちょっと論点がずれてしまうかもしれませんが、町としてもっとというの、いくらでも構わないんですけど、発信していかなくちゃいけないんじゃないかな。そのために、今回、採用試験、職員の採用試験ということの一つとして取り上げさせていただきました。

それで、まとめにちょっと入りますが、私も調べていく中で、ホームページを中心とはなるんですけど、いろんな町の採用のページを拝見しました。全部ちょっと言うのは、私も演説みたいになっちゃうんで、言いませんけれど、結構魅力あるメッセージを出している自治体があれば、失礼な言い方をすれば、誠に業務的に、町の職員募集しますだけの自治体もあれば、だから何が悪いとか言うつもりはありませんが、やっぱり見ていて、感じて、ここに勤めたいと思えるやっぱりそういうメッセージも必要なんじゃないかなと。ただこの人が、この年齢、この業種の人が欲しいですっていうのだけでは、魅力は残念ながら僕は伝わってこなかったです、昨日も見ていて。

そういったメッセージも、今後、町としてホームページに、あるいは広報さかきにそこまで載せる必要があるかどうかは、そこは私も分かりませんが、そういったメッセージもしっかり込めて、僕は思いが欲しいんです、最低でも。今も感じてはいますけど、もっと欲しいと思います。

それでこそ地方分権、そして、東京一極集中を打破するために、思いのあるやつ来いと言えるぐらいのやっぱり思い、気持ちが良いと思います。というか、あると思うんです。それをまず出していただいて、その中に高卒というのをぜひ入れていただきたいと、入れるのはどうかということを提案させていただきました。

今回、ヤングケアラーと職員採用の2点について取り上げましたが、ヤングケアラーについては、行政としてのアンテナを高く持って、何かあった際には関係機関と連携する。先ほども申し上げましたが、断らない窓口を設置するというのも、再度改めて提案させていただきますし、何よりその窓口があろうがなかろうが、基本、変な言い方をすれば、より速い対応、適切な対応ができる体制を整えていただきたいと思っております。

職員採用について、今、いろいろ申し上げましたが、思いとしては、あるいは提案としては、

高校新卒枠を設けてはどうかということを提案させていただきました。

コロナもどこまで続くか、ワクチン接種後の社会がどうかは言われておりますが、決して気を緩めることなく、私自身、そして、これからも町のためにも私も頑張っていきますし、職員の皆様には1年以上の大変な状況にある中とは存じておりますが、引き続きコロナ対応を含めて町のために頑張っていたきたいということを申し上げて、以上で私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時52分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、14番 中嶋登君の質問を許します。

14番（中嶋君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

さて、中国の武漢から始まった新型コロナウイルスは、今や世界中に広がるとともに、我が坂城町にも及んできましたが、待ちに待ったワクチン接種が始まりました。

会場となった文化センター体育館前の道路には、真新しい横断歩道ができて、皆様、安全に渡っておりました。今思えば、2年前に足の不自由な方から相談を受けて、駐車場を造っていただいたのはうれしいけれども、とつてもありがたいが、体育館に行くには横断歩道がなくて危ないので、のぼさん、何とかしてくんねえかいと、こんなところから始まりました。それを言われたので、私はこの場で一般質問をさせていただいたわけであります。それとともに警察関係者にも相談に行ったことは、これは言うまでもありません。

その後、玉川、吉川両同僚議員も一般質問を行い、大勢の町民が危険であるということで、これまた町の協力も得て、後の話ではありますが、町長、それから住民課長も一緒に千曲署へ行って、それでいろいろお話をそこへしていただいたと、そういうことに対して敬意を表するものがあります。

何はともあれ、立派な横断歩道ができ、町民の命を守ることができて、大変よかったと思います。本当にありがとうございました。

それでは、早速質問に入っていきたいと思います。

①新工業団地について。

（イ）進捗状況は。町長の招集挨拶でも触れておられましたが、私が、工業用地がなくなったので、通年を通して2ヘクタールはいつも切れ目なく確保しておくべきであると、これまた一般質問をここでさせていただきました。

そこから始まった工業団地ではありますが、町長はあのときに、2ヘクタールではなく4ヘクタールの工業団地を造るんだと、これ、ご答弁なされました。私は、倍の4ヘクタールでありましたので、大変ありがたく思ったものであります。これに対しても、私は敬意を表するものであ

ります。

さて、大分動きが見えてきましたが、今までの経過と詳細説明をお願いをするものであります。

(ロ) 今後の予定は。コロナ禍の時代ではあるが、大分人気があるとも聞くが、今後の販売スケジュールと見通しなどもお尋ねをしたいと思います。

(ハ) 第2工業団地を。これも私、この一般質問はもう数回やっておりますので、前回にも一般質問でしたときに、法的に難しいというお話もここで承りました。

その辺は分かっているんですが、そうはいいまして、工業の町として発展をしてきた我が坂城町であります。経営者の要望に応えることは、これまた町の私は責務であると思うものであります。

過去にはテスターを作っていた一部上場の会社、そんな言い方をするとあれなんです、HI OKIさんです。工業用地を町が用意できなくて、当時、他町村へ、いろんな状況がありましたが、現実的には隣の上田市へ行ってしまったという事例もありました。これも、事実であります。

そんなことを考えると、やはり今のところを第1と考えれば、もう第2工業団地というのも早期計画を考える時期に私は来ているのではないかと、そんなふうに思うものであります。その辺のところは、町としては見通しあるのかどうか。それから、何か予定があるのかどうか、その辺もお尋ねを申し上げまして、第1回の質問とさせていただきます。

商工農林課長（竹内君） 新工業団地のご質問につきまして、今の進捗状況はから順次お答えをいたします。

当町では、機械・金属加工、プラスチック、電子、医療機器関係など、多岐にわたる業種において、先進的な機器の導入により、生産性の合理化を図ることで、高付加価値製品を製造しております。県内でも有数な製造品出荷額を誇り、ものづくりの町として地位を築き、坂城ブランドとして世界進出を果たす企業が多数活躍する町として成長してきております。

このような中、企業ニーズに応じた新工業団地の整備は、町内企業の新たな事業展開や事業規模の拡大、雇用創出による地域経済の活性化、町内への移住・定住化の促進にもつながることから、町の重点施策として計画的に進めてまいりました。

これまでの経過でございますが、この新工業団地の整備につきましては、平成28年の前田工業団地の譲渡により、町が保有する工業用地が、坂城インター工業団地の2区画のみとなったことから、今後の新たな工業用地の必要性について、町内企業へのアンケートを実施いたしました。

町の長期総合計画、国土利用計画等の整合性を考慮し、地形、地質、各種制約条件等の整理を行い、施工性、経済性、維持管理性など、総合的な検討の上、工業団地造成の基本方針を含めた基本計画の策定を行いました。

候補地の選定につきましては、町内企業のアンケート結果を基に、工業団地としてふさわしいと考える場所、企業が必要とする面積なども踏まえ、農地法、都市計画法、河川法、土砂災害防

止法、文化財保護法などの法的な規制、周辺の土地利用や道路の接続状況、坂城インターチェンジまでのアクセス、上下水道などのライフライン、防災ハザードマップ情報、概算事業費など、多岐にわたる項目に基づく調査の結果、候補地を選定し、新工業団地造成箇所選定会議において審議した結果、テクノさかき工業団地の西側に拡張整備することで決定をいたしました。

新工業団地の整備に向け、第1回目となる地元での事業説明会を平成30年7月に開催し、事業を進めることについて、関係地権者、地元区役員、用水組合、農業者団体などの皆様にご理解をいただき、また、昨年5月に2回目となる事業説明会を開催し、事業用地の買収単価の合意を得る中、地権者及び関係団体の皆様から事業の承諾をいただき、今年の3月末までに地権者の皆様全員との契約が完了をいたしました。

また、新工業団地造成地として選定した区域は農振農用地であったことから、令和2年度において、坂城町農業振興地域整備促進協議会における調査、協議、長野地域振興局へ農用地区域の除外に係る事前協議、そして、県知事への農業振興地域整備計画変更の本協議を経て、令和2年10月29日付で農振除外の同意をいただきました。

今年4月には、県に対し、都市計画法に規定する開発行為及び事業用地の農地転用に係る申請を行い、5月27日付で許可をいただきましたことから、新工業団地の造成に必要な全ての手続が完了となり、工事に着手する段階となりました。

今月7日には、新工業団地造成工事とA09号線道路改良工事の入札を実施し、現在、工事請負契約の締結に向けて事務手続を進めているところでございます。

なお、造成工事に先立ち、5月31日にスタートした千曲川河川事務所による土砂の搬入につきましては、今月11日をもって予定数量の搬入が完了いたしました。

次に、ロの今後の予定はについてお答えをいたします。

新工業団地の造成工事に関しましては、発注者となる町土地開発公社と決定した施工業者との工事請負契約を締結後、工事に着手をしておりますが、工期につきましては、来年2月末までを予定しております。

また、造成工事の竣工後は、竣工検査、開発行為の完了検査などを経て、来年3月末までには引渡しとなるよう進めてまいりる予定としております。

この新工業団地については、坂城インターチェンジからのアクセスに優れ、上田坂城バイパスへもつながることから、特に立地条件などの評価が高く、町内外を問わずお問い合わせをいただいている状況であります。

このような中、工業用地の販売につきましては、工事の進捗状況を踏まえ、年内には公募条件等を整理し、公募の実施に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

企業の選定は、申込みのありました企業を町工業立地審査委員会で、公募条件の確認や事業内容、資金計画、また、町内企業への影響などを総合的に審査し、選定を行ってまいります。

選定されました企業とは、工業団地造成完了後、土地売買の仮契約を締結し、直近の議会において本契約のご審議をお願いし、議決をいただいた後に引渡しという流れで進めてまいりたいと考えております。

新たな工業団地に立地する企業には、町内企業への受発注や雇用の増進など、町内全域への波及効果を期待するところでございます。

次に、ハの第2工業団地をについてお答えをいたします。

工業団地につきましては、企業のニーズを的確に捉え、時代に即した工業用地の確保を進める必要があるものと考えております。

町内企業の業務拡大や新たな企業誘致を行う上で、工場用地の確保は必要であると考えておりますが、工業団地の整備計画を進めている場合は、その分譲が済むまで、次の開発に必要な農地法や都市計画法などに係る協議について、県は応じることが難しいとしております。以前のように工業用地を事前に確保しておくことは、現行制度の中では難しい状況となっております。

今後、企業からの工業用地確保の要望があった場合は、従来の町が主体となって工業団地の造成まで行う方法のほかに、行政と民間とで連携をし、それぞれの役割を持って事業を進める方法もあり、その場合には、企業の操業までの時間が短縮されたり、費用の抑制ができることも考えられますので、その時々で状況に適した方法を選択して、造成計画を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、整備を進めております新工業団地について、安全等に配慮しながら一日も早く完成をさせ、企業には早期に操業を開始いただく中で、新たな雇用を生み出し、地域経済の発展につながるよう努めてまいりたいと考えております。

14番（中嶋君） ただいま、課長より丁寧なご答弁をいただきました。ありがとうございます。大分現場も見えてきたということの中で、今、お話いろいろ承りましてよかったなと思っております。

とにかく、先ほどもちょっと申し上げましたが、私も何人かの会社の社長と親しくさせてもらっておりますので、そのときにやっぱり会社の話をするときに、やっぱり会社なんてものはあれです、大きくなってきたときに、ここで何とかしたいなど。そんなような話聞いたときには、やっぱり今、あれですか、課長にご答弁いただければ、大体計画をしてからざっくり七、八年かかっているなど。そういうようなことで、これはまた今度は、この前もお話あって、今、課長からもあれです、この前お話承ったわけでありましたが、何か国は、何をやってんだと、私は、ふざけんなど、うちは坂城町だぞと、工場・工業の町だぞと。そう思ったときに、第1弾で今やっている、一生懸命、いよいよ令和4年の3月に売れるんだっていう流れをつくっておいて、それじゃあ、そこ半ばめど立って、ずばり言えば売れたと、そんなになったときには、すぐ今度は第2弾として、第2、今の工業団地をやろうといったときに、またこれ、7年も8年もかかっちゃうん

ですかね、今の流れでいけば。

それは、あれですよ、課長もアイデアマンだし、町長もアイデアのある人だから、まだ何かいいことねえかなんって言って、私もこれ、通告するときにも課長にも、おめえ、そんなことばかりやってねえで、何か考えてくれって言ったら、またちょっとうまいことは考えていただいたような気がします。

行政と民間で一緒になってやれば、もう少し短縮できるんじゃないかと。まさかここで法律を変えろなんて騒いでみたところで、国はそんなことやるわけはねえんだから、自分らはこれぐらいやれなんて言って、県を通じて町にみんな降ろしてきて、それに対して何だかね、まだあれですよ、封建時代みたいに上の人間に、はは一つなんて言ってんのは日本でありますから、こりゃあしょうがねえや、そこで。

私なんか言わせたら、特区みたいなものをつくれなにかと思うんです。坂城は違うよと、よそのところは工業団地造っというて、ペンペン草生えていますから。太陽光なんかやっているところにも、私も何度もあれですよ、議会で視察に行ったときに、今、あんまりコロナで視察になんか行けないけれども、それこそ日本中私が見て歩きゃあ、いいところもあってね。だだっ広いところへ工業団地造ったって、すてでっけえところで、向こう見えねえや。そんなところにペンペン草みんな生えてんですよ、工場来なくて。そんなものと坂城町と一緒にされたらとんでもねえと私思っているんです、本来。

私らなんか造って、あれですよ、中沢町長の頃なんか、中嶋君、あれだがや、2ヘクタールぐらい俺は、町はいつでも持ってなけりゃあ、いつ会社でかくなっちゃって、工場また1つ、ライン2つ、3つ増やしてえなんて言ったときに対応できねえよって、そんなようなことをやって、坂城町も今のあれですよ、この立派な工業の町になってきたっていう、今のあれです、段階的に来ている部分があるんです。

ここへ来て、今の国は法律つくっちまいやがって、日本中、十把一絡げに見ているから、すて広えところに何もなくて、今の太陽光ぐらいとか、それでもあるよ、日本には。我が坂城町は工業の集積された町なんだから、だから、さっき言ったように出てっちゃうなんていうようなことになっちゃうんです。

それを防止するためにどうするかって、私これ、しっつけえけどね、こんな同じようなことをここで3回か4回やっていますよ。中沢町長の頃から考えりゃあ、そんなもの3回、4回じゃありませんよ。もう10年間もここでやって、何とかしなきゃあいけない。何で、当たり前でしょうと、坂城町は工業町なんだから。社長さんたちの言うこと聞いて、おい、早くライン2つ、4つ造らなきゃいけねえから、舞台用意してくれやなんていったときに、ねえわいって言えないなんですよ、これが。

だから、これ以上あれしててもしょうがないんですが、そんなことも踏まえて、そうはいった

って、この法律何か落としどころがあるような気がします。そういうところを研究しなきゃしょうがない、いくら国を批判して見たってね、そんな変えてくれるわけでもありませんから。だから、そういうのを考えれば、今言ったように、行政、民間一緒になってやろうかなというところが落としどころかな、今の考えとしては。

それだったら、それでいいです。その代わり、この辺のところは、また皆さんうんと勉強していただいて、民間と一緒に、さっき言ったように7年も8年もかかるんじゃないかと、せめて2年、3年はどうか分かりませんが、そうはいつでもできるだけそれをハードル下げないように、それでも4年で何とかやるやとかね、そんなようなことを経営者の皆さんにお話ししてもらえれば、今の時点ではいいのかななんて思っています。

だから、究極の言い方すりゃあ、もっといろんなことを、皆さん頭いいんだから、知恵絞っていただいて、半年やそれこそ1年ぐらいでできちゃうような、これが本当は一番いいんですよ、本来。だから、あれです、究極なことばか私申し上げていますが、できればそれに近づけるような、あれですか、ご努力をなされて、皆さん、私、皆さん役場職員のことを言うんだから、法の番人だであの人たちは、そこできちっとやって仕事してんだわいなんで、私、町民の皆さんにお話するときありますので、皆さん、法律よく知っていると思いますので。

でも、そうはいつでも、法律、私は100%だとは思っていませんから、何かそこでもって、ああ、こんな点があったなというような、あるような気がしますので、ぜひその辺のところを町長を筆頭にご研究なされて、もう一回最後に言うておきます。坂城町から立派な会社が、よその村、よその町へ出て行かないように、ひとつ気を引き締めてやっていただければ、私はありがたいと思います。

そうはいいましても、第1工業団地なんていうことはありませんけど、その部分に関しては皆さんのご努力でもって、いよいよ見えてきたなど、その部分のところは高く評価させていただきます。本当にありがたく思っております。

もう一度言うておきますが、第2弾のところも、早めにひとつ、企業の社長さんたちからご要望あったらお応えするように、ひとつお願いをしておきたいと思います。

第2質問、第3質問というようなことは、私、いたしません。もう話、分かっていることですので、ご努力をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

名誉町民について、(イ)3人の推挙。

コロナ禍時代で暗い話ばかりであります。このようなときであるからこそ、明るい話題として3人の名誉町民をご推挙することをご提案申し上げます。

1人目は、信大名誉教授で鳥類生態学の権威で、特別天然記念物であるニホンライチョウの研究や保護に取り組んでおり、世界的に有名な方です。町の教育委員長も歴任なされ、学校教育の充実にも大変寄与された方でございます。

2人目は、中之条で工場を創業され、グローバル企業として大きく産業の発展に貢献するとともに、テクノハート坂城協同組合や工業団地組合などで永年の持ち前のリーダーシップを発揮し、町内企業の振興や地元中之条区をはじめ、地域社会のために大きく寄与されておる方でございます。

3人目は、若い女性の画家であります。彼女は、日本の風土が生み出すものにこだわり、世界にメッセージを発信する新進気鋭のアーティストで、ニューヨーク、香港、ドバイとグローバルに活躍し、作品である「狛犬」が大英博物館に永久収集されたことは、美術界の快挙であります。そして、テレビ、マスコミにも多数出演をするとともに、町の特命大使として坂城町を内外にPRしていただいている方であります。

皆様のご存じのとおり、16年間空白であったということも踏まえて、その後2人の名誉町民も誕生しておりますが、今、この時代に当然推挙されるにふさわしい方と私は思っております。その辺のところを町のお考えをお尋ねをいたします。

以上であります。

町長（山村君） ただいま中嶋議員さんから、2番目の質問で、名誉町民ということで、3人のご推挙がありました。名前をおっしゃらなかったけど、ほとんど分かるような3人で、ちょっといささか困惑しておりますし、明るくするために選ぶという、そういう軽いものではないと思っております。

せっかくですので、名誉町民についての考え方をちょっと述べさせていただきたいと思っております。

坂城町では、本町の住民または本町に縁の深い方で、学術、文化、産業、経済など、様々な分野において、本町そして国家の繁栄と進展に貢献され、その事績が極めて顕著であって、世の敬仰、敬い、仰がれるの的とされる方を名誉町民として顕彰していくことを目的に、昭和37年に坂城町名誉町民条例が制定され、それ以降、これまでに9名の方を議会の議決をいただく中で名誉町民として推挙し、その称号をお贈りしてまいりました。

条例制定の昭和37年には、名誉町民第1号となる日本刀分野におけるいわゆる人間国宝、重要無形文化財保持者の宮入行平氏を顕彰するとともに、第2号として郷土の振興と公益のため、多額の私財をご寄附いただきました鈴木直三氏を推挙しております。

昭和60年には、名誉町民第3号、第5号として、「ものづくのまち・さかき」の礎を築き、町と国家の産業発展に多大なるご貢献をいただいた中島延好氏、青木固氏、お二人と、第6号として、独自の作風をもって日本画壇に新風を吹き込み、我が国の芸術文化の向上と発展に寄与されました画家の児玉三鈴氏を推挙しております。

続く第7号といたしましては、平成5年に上田市長、県議会議員、参議院議員及び同副議長を歴任され、40年の長きにわたり地方自治の発展にご尽力されました小山一平氏を、平成13年

には、第8号として、日本を代表する企業であるセブン&アイ・ホールディングスを牽引し、今日の日本経済、産業の発展を創り上げた鈴木敏文氏を推挙しております。

また、令和元年におきましては、世界初のミニショベル、クローラーローダーなどの小型建機を生み出し、創業した企業を東証一部上場の企業にまで育て上げられた竹内明雄氏を第10号に推挙したところであります。

そして昨年、令和2年におきましては、議員全員の皆様にご同意いただく中で、高見澤正氏を名誉町民第11号に推挙したところであります。

高見澤氏におかれましては、生まれ育った当町に食品加工会社を設立され、約半世紀にわたり果実加工品の製造販売の第一線において業界を牽引されてきました。会社創業当時から、良質な原材料と徹底した品質管理にこだわり、食の安心・安全と消費者の健康を第一とした経営が続けられております。また、町内工場を主力として稼働する中で、町民や近隣住民の地域雇用の安定と、労働力の確保に貢献いただいているほか、町政に対し、永年にわたり私財のご寄附をいただくなど、町の産業振興とまちづくりの発展に多大なるご貢献をいただいたところであります。

長きにわたる当町の歴史の中で、このように9名の方を、いわば我が町の象徴として名誉町民に推挙してまいったところであります。名誉町民の称号は、当然にご本人の大いなる事績を顕彰するものでありますが、また同時に、その象徴的な偉業を讃えることは、町のさらなる発展を願うことでもあります。

これまで名誉町民の称号をお贈りした皆様への感謝の念を大切にするとともに、これからの町の発展を願い、新たに名誉町民として推挙するにふさわしい方につきましては、今後とも議会のご賛同をいただく中で、3月議会でもそういうお話もありましたし、皆さんでよく検討して9月議会に諮りたいというふうに思っております。

14番（中嶋君） ただいま町長より、今までの名誉町民、番号でいくと4番と9番が、これは抜けるようになっておりますので、11号ということ、人数でいきますと9名の方のお話をきちっとご丁寧にお話しいただきました。また、思い出しながら、ああ、そうだったなと思いながら聞いておりました。

本当に坂城町のまさに宝であって、すばらしい方々です。そのときそのときの時代で、ああ、あのときには、ちょっと言葉は悪いが、あのおじさんいたわな、あのおじさん、すごい人だったわなとか、あんなことやってくれたわなと、よそに行って何か偉くなった人だなど、また坂城町のためにいろいろ高所大所よりアドバイスをいただいたり、坂城町のために外に出ている人もおりますが、坂城町を思っていた方々だったなど。その分野その分野で、まさに日本で一番トップのような人たちが、今、町長のお話を聞くと、その時代にそういうところの位置にいた人たちだと。やっぱりうれしいですね。さすがおらが町のいうなれば、私、言葉が悪いですが、偉い人が大活躍しとったんだと、それを坂城町がみんな、町民一緒になってこぞって、あれです、

名誉町民の称号をあれして、またひとつ坂城町のためなんです、その継続で今までずっと来たというのを、町長がお話をいただいたわけです。

その話の中でいくと、今、私がお三方を申し上げたんですが、まさに今までの皆さんと同じように、ちょっと言葉が悪くて、畑違いといいますか、活躍なされる場所は違うでしょうけれども、今、私がお推挙したらどうでしょうかと申し上げましたお三方も、その業界の中ではまさにトップクラス、日本でもあれです、1番、2番の人たちだと、このお三方はそういう方だと思っております。

ですから、またいろいろ今町長も、3月のようなお話も、今申し上げていただいたわけですが、そんな部分で、いろんなまた、あれです、ご研究、またお考えがあるでしょうから、ぜひご検討していただきたいと私は思うものであります。ましてや、また町長のほうから、こんな人、こういう人、こういう先生はどうだって言えば、議会は全員賛成ですよ、これは、今のお三方なんか。

そんなようなことも含めまして、ぜひ、ご検討をいただければありがたいと、こんなふうに思っております。

まとめではありませんが、時間もちょっとありますが、この2つしか私、今回一般質問をしてありませんので。

さて、前段でもお話を申し上げましたが、新型コロナワクチンの高齢者接種率が、県下でもトップクラスであったようであります。町職員の施策に、これは敬意を表するものであります。今後、対象をグループ分けするなどいろいろな方法、アイデアで、集団接種を行っていくようであります、低年齢層の子ども達まで一日も早くワクチン接種が終わるようお願いを申し上げます、私の一般質問を終わりといたします。

先ほども何人か同僚議員に言われました。恒例であります。一句申し上げます。「ワクチンで普通に戻れよおらが町」、以上であります。ありがとうございました。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時04分)

6月16日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|---|--------|
| 町 長 | 山 | 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 | 崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清 | 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳 | 澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼 | 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大 | 井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹 | 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 | 達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 | 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 | 内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 | 崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 | 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 | 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細 | 田 美香 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 | 下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 | 内 優子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長 | 鳴 | 海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 | 村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 | 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 防災・減災についてほか

中 島 新 一 議員

(2) 水害対策についてほか

塩野入 猛 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 最初に、5番 中島新一君の質問を許します。

5番（中島君） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

まず、ワクチン接種に際し、医療従事者をはじめ、各行政関係機関の皆様の迅速な対応とご尽力に際し、敬意を表する次第でございます。

ワクチン接種を受けられた方々、また近隣自治体の住民の方からは、「坂城町は早いな」とか「文化センターでの対応がスムーズだった」とか、ワクチン接種のお声を聞くことがあります。この百年に一度と言われた国難の収束に向け、関係者及び担当課でも大変な準備と段取りがなされたものと重ねて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

そして、私たちもこの新型コロナウイルス感染症での経験をこれからの生活様式に生かし、アフターコロナに向けてもうひと踏ん張り、みんなで協力して乗り越えていかなければなりません。

それを踏まえて、自助・共助・公助の観点から、防災・減災についてとアフターコロナに向けて質問をさせていただきます。

14日の梅雨入りを機に、これからの季節考えなければいけないことは、豪雨や台風災害に対する備えであります。令和元年度の台風の災害も、まだ千曲川流域市町村全体では完全な復興といかない中、昨今、国内の災害が激甚化する傾向を踏まえ、国なども安心、安全を築くための災害に対する法改正、または法整備を行ってきております。

町民の皆様の日頃より災害時の備えやいざというときの意識と迅速な避難行動を取っていただくためにも、多方面からの避難に対する周知徹底が必要だと考えます。また、これからの地域の減災に向けた対策への取り組みについても理解を求めていくところでもございます。

それでは、質問に入ります。

1、防災・減災についてということ、イの災害時の対応についてでございます。

令和元年度の台風災害以降、当町におきましても、地域防災の指示系統の確認がなされました。住民の皆様により広く理解や周知をしていただくために、いざというときの町と区との連携体制についてお聞きいたします。

また、改正災害対策基本法が5月20日より施行されました。広報でも周知がなされているところではございますが、命を守るという行動のため、改正の変更点などをお聞きいたします。

そして、ロといたしまして、国土強靱化計画の策定についてです。

今年度の予算にも計上されていますので、策定の趣旨と町計画の目指すところをお尋ねいたします。

以上、イ、ロについてお聞きいたします。

町長（山村君） ただいま中島議員から1番目の質問としまして、防災・減災について、イ、ロとご質問がありましたけども、私からは、この防災・減災の中のロ、国土強靱化地域計画の策定についてお答えしまして、イの災害時の対応につきましては、担当課長からお答え申し上げます。

さて、我が国は、地理的及び自然的特徴により、過去から多くの自然災害等による被害を受けてきましたが、とりわけ近年では、地震、台風、局地的な豪雨等による大規模自然災害が頻発しており、災害対策への取り組みは喫緊の課題となっております。

国におきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、必要な事前防災・減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるという認識の下、大規模自然災害等に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりを目的として、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が制定されました。

この国土強靱化基本法において、地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有することが盛り込まれております。

国土強靱化計画は、大災害の都度、復旧・復興を図る事後対策の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害に対する備えを行うことが重要であることから、様々な事態を念頭に置き、総合的な対応を行っていくための計画として位置づけられております。

大規模自然災害等が発生した場合、人命の保護が最大限図られること、社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧・復興を目標に、想定される災害に対して現状の評価を行い、あらかじめ対応する施策を策定していくものとされております。

長野県の強靱化計画は、平成28年3月に策定されており、また、令和3年5月1日現在、県内46市町村が策定済、31市町村が策定中、または策定予定となっている状況であります。

坂城町国土強靱化地域計画の策定にあたり、過去に発生した災害等から今後発生が予想される大規模な自然災害全般において起こりうる事態を設定し、その対策を策定してまいりたいと考えております。

例えば、地震による交通網の遮断、風水害による河川の増水などが生じた場合にどのような災害が起きるのか、その状況に対してどのような施策を講じておくのか、自助・共助・公助も踏まえる中で、平時からの備えとして、どのような事業が求められていくのかなどを念頭に置き、事業によっては国等の補助事業を活用することも考えられますので、それらを計画的に位置づけてまいりたいと考えております。

また、計画策定にあたりましては、県の国土強靱化計画との整合を図りながら、自然災害を想定し、事前に備えるべき目標の設定を行うとともに課題を抽出し、脆弱性が見られるポイントを踏まえ、対応策の検討を行ってまいります。その際は、各府省庁の補助メニュー等を踏まえ、庁内で調整し、各施策分野の整理を行っていく中で策定していくこととなります。

当町では、これまで比較的大規模な自然災害は少ない状況でしたけれども、令和元年東日本台風災害のような大規模な自然災害が今後も発生するおそれがある中で、現状における課題を補い、備えを行うための計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

住民環境課長（竹内君） 私からは、イの災害時の対応についてお答えいたします。

初めに、いざというときの町と区の連携体制ではありますが、当町では27自治区の全てに自主防災会組織が組織されており、地震、風水害、火災などによる災害の防止や被害の軽減を図ることを目的に、自分たちの地域は自分たちで守る、また、自助と共助という自覚や連帯感に基づき、これまでも自主的な防災活動に取り組んでいただいております。

大規模な自然災害の発生時、地方自治体などの行政機関による公助の活動には限界があります。そのため地域住民が互いに協力し、助け合う共助の力が大変重要であり、全国各地で発生した大規模災害においても、こうした地域住民の共助の力が発揮されております。

町といたしましては、令和元年東日本台風を教訓として、昨年の町総合防災訓練にしましては水害を想定し、自主防災組織と連携した、より実践的な形で行ったところであります。

自主防災会の役割として、各地区における避難誘導や避難所の開設のほか、防災行政無線の地区放送を活用した情報伝達など、実際の災害を想定して取り組んでいただいているところでございます。

今年度は坂城地区において実施を予定しているところであり、引き続き町と地域とが連携しながら、有事に備えた体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、改正災害対策基本法についてでございます。

避難情報は、水害や土砂災害時の避難のタイミングを数字で直感的に認識できるよう、2019年から災害の危険度の情報発信を5段階の警戒レベルを用いて行われております。

危険度の低い順に、警戒レベル1は、早期注意情報として最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めていただく段階、警戒レベル2は、大雨・洪水・高潮注意報などによる気象状況の悪化を踏まえ、避難に備え、ハザードマップ等により避難先や避難経路等を確認していただく段階です。

今回の改正災害対策基本法の中で、このレベル1、レベル2とも変更はございませんが、市町村長が発令することとなっている警戒レベル3から5において変更となりました。

まず、警戒レベル3ですが、これまでの避難準備・高齢者等避難開始から、高齢者等避難に変わりました。このレベル3は、大雨洪水警報や川の氾濫警戒情報が発表されているような状況で発令されますので、高齢者や体の不自由な方とその支援者は、この段階で危険な場所から避難を始めていただきます。

次に、警戒レベル4ですが、これまでは避難勧告と緊急の避難指示の2つが位置づけられており、これらの意味が住民に浸透しておらず分かりにくいという課題がありました。

今回の改正で変わった一番のポイントとして、この警戒レベル4において、これまで分かれていた避難勧告と緊急の避難指示を、避難指示に一本化したことにあります。これまでの避難勧告を発令していたタイミングで避難指示を発令し、このレベル4のうちに避難を終えておくことが重要となります。

そして、最も危険度の高い警戒レベル5においては、従来の災害発生情報では取るべき行動が分からないなどとして、緊急安全確保に変わりました。

このレベル5が出たときには、既に災害が発生、または災害が切迫している状況であります。例えば、自宅の少しでも高い場所や近隣の高い建物、崖の反対側など、少しでも安全な場所へ移動して、命が助かるような行動を取ることが必要です。

ただし、警戒レベル5は市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないことから、必ず発令される情報ではなく、この段階では既に安全を確保することができない恐れがありますので、このレベル5を待つことなく、レベル4の避難指示までに避難することが大切であります。

以上の変更点につきましては、広報6月号や町ホームページで周知させていただいたところでございますが、今後も住民の皆様が適切な避難行動が取れるよう、機会を捉えてお知らせしてまいりたいと考えております。

また、被害を減らすのは住民の皆さんのご理解が必要であります。大雨等による洪水や浸水、土砂災害など、危険性を感じるような状況の場合は、避難の情報を待たずに自主的に避難行動を取ることも重要となりますので、そのことも併せまして周知に努めてまいりたいと考えております。

5番（中島君） 町長、担当課長よりお答えいただきました。詳細にお答えいただきありがとうございます。

町と区との連携については、共助の部分での役割としての自主防災会、また、地域防災の意識の向上が重要と考えます。

そんな中、同僚議員も手がけていましたが、上平地区の例を言えば、助け合いマップを作成し、各常会が伍町単位で毎年2人から3人のサポーターを選任し、寝たきりの方、介護の必要な方、一人暮らしの老人、未就学児の家庭、特に配慮の必要な方などを地図上にカラーで識別して、区会、常会長、サポーターがチームとなって情報の共有をし、災害発生時には一番重要な安否確認が数分で実施できること、また、サポーターが災害時に安全確保の確認ができた後、近隣の方を手助けし避難させるなど、いざというときのサポートを明確にして対応する体制を作っております。この助け合いマップは、必ず毎年サポーター全員が集まり、区会役員が中心にメンテナンスを行っているそうでございます。

令和元年の東日本台風の避難時には、その活動が地域防災につながったとお聞きいたしました。その災害以降、私たちもこの1年半、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策という緊急事態を目の当たりにし、そのための行動を一人一人が取ってきております。

政府や県による緊急事態宣言やマスクをはじめとする2次感染防止策、そして医療現場の逼迫、その経験はいざというときの災害に対しても命を守るという行動、そして2次災害を、2次被害を起こさないという備えや対応といった考えができるのではないのでしょうか。

まず、川の増水時、危険水位に達した河川、または用水に水を見に行くという行為は絶対にしないことであります。なぜなら、その行為によりもし何かがあったときには、2次、3次災害の危険がある中、その場所に地域の消防団員や、また所管の方々が向かわれます。加えて指揮系統も災害対策本部長という責任を取る人がしなければいけません。責任の取れない方は災害対応の邪魔をしないということも大変重要でございます。

自助としては、個人個人、町のハザードマップを目のつくところに置き、確認をすることも必要です。このハザードマップは建設課にあるということなので窓口でお尋ねください。

次に、改正災害対策基本法につきましては、避難勧告と避難指示が一本化されたことにより、レベル4で避難指示となるということでもあります。

これにより、昨今の日本の気象状況を考えますと、地域によっては年に複数回、レベル4相当の気象状況になることが考えられます。実際に少しでも災害の危険性がある場合には、市町村からレベル4の避難指示が発令されるため毎回災害に結びつくとは限らず、空振りになることも多くなります。この繰り返しにより、レベル4で避難して無駄だったというふうに考えてしまうようになると、実際にレベル5になるような気象状況になったときに逃げ遅れることが懸念されます。

レベル4で避難して何事もなかったとしても、何事もなくてよかったと考え、次、避難指示が出たとしても心構えを変えないことが必要と考えます。なぜなら、自然災害こそ誰の身にも起こ

ることでもあり、居場所によっては即、命に結びつきます。

また、予想もつかないものでございます。そして何より自然災害はワクチンというものもないことなので、しっかりと受け止めていくことが必要でございます。よって、引き続きの周知及び災害に対する注意喚起が重要と考えます。

ロの国土強靱化計画の策定についてですが、県などの指針、また町の先ほどの指針もあるように、郷土の強靱化と町民の安心、安全のため進めていただければと思います。

私の3月の一般質問では、森林整備の質問の中で、倒木についての災害についても質問させていただきました。今回は、町の計画の目指すところとして、やはり川の増水、あの令和元年東日本台風のときに味わいました川の増水のお話もありました。坂城町は日本一長い千曲川が町の中央を流れるところでもあります。その中でも1級河川は、千曲川を入れると5河川、準用河川を入れますと20河川以上を擁しております。

町でも県の委託を受け、日名沢川などの河畔林作業、また台風災害以降、御堂川などの土砂の除去作業などを行われてきております。さらに千曲川の河川改修工事も現在完了してきているという中ではございますが、昨今の集中豪雨、また勢力の強い台風が上陸し、この地域に近づいてきたときには一転、河川は危険なところへと変貌いたします。

特に千曲川右岸の鼠地区、中之条地区、左岸の月見、上五明地区の住民の方から、鼠橋上流の中州や大望橋周辺の中州、昭和橋下流の中州の土砂の除去について聞かれます。東日本台風災害以降、土砂の除去を行っているところもございますが、千曲川の管轄は国土交通省でございます。やはりあの台風のときの被害を考えますと、実際に町内で家が浸水したお宅や河川周辺の住民の方々の不安は消えません。

目に見える不安材料を取り除くためにも、地域住民と共に県や国に要望活動をし、強固な地域防災体制を構築し、安心安全につながる減災への活動を共助ということを考える中で、しっかりと私たちもしていかなければならないと感じます。

そして、それにより有事の際には、少しでも避難ができる時間が稼げるよう考えていかなければなりません。加えてその減災の視点から、千曲川の堤防道路の活用と強化も今後の課題になってくると思いますので要望をしておきます。

それでは、次の質問に移ります。

2のアフターコロナに向けてでございます。

イの事業所の支援についてということで、昨年新型コロナによる緊急事態宣言や感染症拡大防止対策に端を発しての当町における事業所の支援も様々な視点、角度から行われてまいりました。

国のこの新型コロナ感染症への対応を見ましても、対応策が遅れていると言われる中ではございましたが、地方自治ではその間にも対応策が打ち出されている市町村がございます。

特に当町におきましては、早期に新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、様々な支援策や対応策、そして各種料金の納入猶予などが作成され、施行されてまいりました。その結果、現在の町民の皆様の日常生活をはじめ、子育てや学業への支援、また町内事業所各位の持続の一端を担ってきているのではないのでしょうか。

こうして1年半がたち、中でも令和2年に施行した事業所への支援についてお聞きいたします。

特に町独自の施策であります小規模事業者等持続化応援資金、雇用調整助成金等申請支援補助金、経営安定特別資金、飲食店事業者等事業継続緊急支援金などの支援実績をお聞きいたします。

さらに県ではこれから信州の安心なお店認証制度に伴う応援キャンペーンなどがありますが、今後の町の支援策をお尋ねいたします。

以上、イについてお聞きいたします。

商工農林課長（竹内君） 2、アフターコロナに向けて、イ、事業所への支援についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症は、従来株から感染力の高い英国株やインド株などといった変異株に置き換わり、いまだ終息の兆しが見えない状況が続いております。

昨年度より、様々な町内の景気対策、町内事業所等への支援策を行ってまいりましたが、いまだ新型コロナウイルス感染症の影響が続いている状況であり、今後の状況を注視する中で、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた支援策を実施してまいりたいと考えております。

最初に、令和2年度の町の支援策の実績でございますが、まず、売上の減少により大きな影響を受けている小規模事業者を対象に支援金を給付した小規模事業者等持続化応援支援金については、国の持続化給付金の対象とならない、1か月の売上げが前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者に対して、事業全般に広く利用できる一律20万円を給付するもので、町内事業所から50件の申請があり、総額1千万円を交付いたしました。

次に、雇用調整助成金等申請支援補助金でございますが、従業員等の雇用の維持を図る目的で、国の雇用調整助成金等の助成を受けるため、その申請書等の作成業務を社会保険労務士に委託し、支払った経費に対して上限額を10万円として補助する制度で、申請件数25件、総額239万円を交付いたしました。

次に、経営安定特別資金新型コロナウイルス対策でございますが、中小企業等の資金繰りを支援するために昨年4月に新設した町の制度資金で、貸付限度額を500万円、2年間の据置期間を設けるとともに、貸付利率を0.8%と低く設定し、さらに貸付後5年以内は金利負担をゼロとし、保証料も全額補給するものであります。

昨年度の融資状況は、申込件数が180件、融資総額が6億7,790万円、また、利子補給金が257万円、保証料補給が1,841万円となっております。

次に、飲食事業者等事業継続緊急支援金でございますが、新型コロナウイルスの第3波の影響

を受け、年末年始の売上げが大きく減少した飲食店及び飲食関係事業所の支援のため、令和2年12月、または令和3年1月の売上げが、前年同月比で30%以上減少し、県が推進する新型コロナ対策推進宣言を実施している事業者に一律20万円を支給したものでございます。申請件数としますと37件、総額740万円を交付いたしました。

次に、新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金でございますが、町と県との協調による事業として、緊急事態宣言が発令中の4月24日から5月6日まで、休業等の要請に協力をした事業者28件に対して一律30万円の協力金を支給いたしました。

次に、新サービス創出応援補助金でございますが、テイクアウトやデリバリーなどを新たに始め、経営の多角化や売上げの確保に取り組む飲食事業者を応援する制度として、補助限度額を20万円として創設し、申請件数12件、交付総額は213万円でございます。

次に、スタンプラリー消費回復応援事業でございますが、売上げや来客が減少している飲食、小売、サービス業などの経営の回復と利用の促進、地域の消費喚起を促すことを目的に、町商工会と連携して実施いたしました。6月と7月に2回実施して、延べ人数で865人の町民の皆さんにご参加をいただき、500万円を超える経済効果があったものと考えております。

次に、飲食系応援クラウドファンディング事業でございますが、この事業は、売上げの落ち込みが著しく、厳しい状況が続く町内飲食系事業者の支援策として、町商工会が主催となり、町と連携して実施したものでございます。

クラウドファンディング事業には、27社の町内飲食系事業者が登録し、目標とした500万円に対して457万円が集まり、大勢の皆さんに町内店舗へのご支援をいただきました。

次に、地域応援活性化事業として行いました「チア・アップ! さかき2020!」でございますが、町内の生花店や飲食小売店、煙火店などの販売促進と売上げの向上に寄与するため、株式会社まちづくり坂城及び町商工会と連携したイベントでございます。

新型コロナウイルス感染症の警戒レベルが上がり、一部縮小しての開催になりましたが、地域の活性化や消費喚起につながり、また、コロナ退散の願いを込めて打ち上げた花火はご覧をいただいた多くの町民の皆さんの元気づけにつながったものと考えております。

次に、町内飲食店応援イベント、ドライブスルー坂城井井でございますが、町商工会に町が協力して実施したイベントで、町内飲食店に参加を募り、19店舗が自慢の井を提供し、購入いただいた方には、普段と少し違った味と趣向を楽しんでいただいたものと感じております。2日間で1,200食の販売を予定しておりましたが、約1,800食の井を販売することができ、想定以上の売上げとなったことから、参加したお店からも大変好評でございました。

最後に、持続化給付金事業でございますが、この事業は、直接国が行った給付制度であり、申請など町を経由していないことから、当町に係る給付実績は分からない状況でございます。なお、全国の給付実績は、給付件数が約424万件、給付総額が5.5兆円とのことでございます。

以上が、昨年度実施いたしました新型コロナウイルス対策事業の実績でございますが、町内事業所の事業継続、また、ポストコロナに向けた支援として有効にご利用いただけたものと考えております。

続きまして、今後の支援策についてお答えをいたします。

新型コロナウイルスの影響を受ける中でも、製造業につきましては、早い業種では秋頃から受注や生産量が戻り始めました。

非製造業、特に飲食業やサービス業においては、今もなお利用制限などが続いていることもあり、コロナ禍以前の状態に戻るのは、もうしばらく時間がかかるものと考えております。そのため、主として厳しい状況が続いている飲食業やサービス業などの事業継続や売上げの確保、また、終息後に向けた新たな事業展開につながる支援策を講じてまいりたいと考えております。

最初に、「さかきのお店応援券事業」でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている町内飲食店、小売店等の利用促進と売上げの確保、また、消費の促進と家計への支援を図るため実施したいと考えております。

町内の商業、サービス業による取扱店を公募し、登録をいただいた店舗等において利用可能な応援券1人2千円分を世帯人数分、世帯主に交付する計画で、応援券1枚当たりの額面は500円とする中で、2千円のうち1千円分は全ての登録店舗で利用できるものとし、残りの1千円分は飲食店等のみでの利用を考えております。

次に、「消費回復応援事業」でございますが、スタンプラリーによる商業店舗等の利用促進と消費喚起を図るため、昨年と同様のスタンプラリーに加えて、デジタル化の促進を図る取り組みとして、店舗にQRコードを配置し、スマートフォンで読み取ることでスタンプを集めるデジタルスタンプラリーも実施したいと考えております。スタンプラリー参加店につきましても、取扱店を公募して登録店舗での利用を予定しております。

次に、「飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策補助事業」でございますが、町内飲食店等において、新型コロナウイルスの感染拡大の予防及び防止対策を行うため、感染予防等に必要な空気清浄機や飛沫感染防止用のアクリル板などの製品や機器を購入、設置し、積極的に来客者及び従業員の感染防止対策に取り組む事業所に対して、購入等に係る経費の一部を補助するものがございます。補助額の上限を10万円とし、1事業者につき1回の申請で、7月より申請の受付を開始したいと考えております。

コロナ禍にあっても町内飲食店等を安心して利用していただけるよう、環境整備を促進してまいりたいと考えております。

次に、「商工会飲食業等支援事業補助金」でございますが、これは町商工会が実施をするドライブスルー坂城井井事業への補助でございます。

今年の3月に実施し、大変好評でありましたドライブスルー坂城井井事業を、本年度は県の特

別警報発出市町村事業者支援交付金を活用しての実施を予定しており、町内飲食店の売上げの確保や多くの方にお店を知っていただく機会としてまいりたいと考えております。

この他にも、昨年度実施をいたしました支援策で、企業支援に有効的な町制度資金の経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）、雇用調整助成金等申請支援補助金は継続して実施をしてまいります。

新型コロナウイルス感染症の先行きは見通せない状況ではありますが、町内事業所がこの厳しい状況を乗り越え、終息後にはコロナ禍以前、さらにはそれ以上の地域の賑わいと活性化につながるよう、引き続き、町商工会など支援機関と連携して、必要とされる支援に努めてまいりたいと考えております。

5番（中島君） 担当課長に詳細にお答えいただきました。

国や県の支援策の上、町独自の支援事業につきましては、小規模事業者持続化応援補助金は50件で1千万円、雇用調整助成金等申請支援補助金は25件で239万円、経営安定特別資金は180件で6億7,790万円、飲食店事業者等事業継続緊急支援金は37件で740万円という利用実績があるというのは評価に値すると思いますし、町内企業に対し事業継続というお力添えができたのではないかと思います。

また、その事業所もそれらの給付金や補助金を利用しながら、企業努力の中で新型コロナウイルス感染症対策のための設備投資を行うことができ、経営努力をしている飲食店などがあるという現実もございます。

そして、これからの支援につきましては、消費回復応援事業、新型コロナウイルス対策補助事業、商工会飲食店等支援事業補助金やスタンプラリーなどを企画しているということでございます。

今は感染症の影響により地域のお祭りが自粛されておりますので、今のワクチン接種が進む中、こういった町の動きから、これからの行事などを再開できていけるようお願いいたします。

さらには製造業を中心とした事業所も、景気の先行きの明るさからか設備投資を考える企業や、また、ここに至るまでの雇用不足が課題となっており、雇用のための施設や環境づくりを積極的に行っている企業も多くなってまいりました。この雇用を増やす動きは、町にとってもこれからの人口増加、コロナ後の町の活性化に大いにつながると考えられますので、重ねて応援策などの検討が望まれるところだと思います。

やはりこの百年に一度と言われる国難を伴う緊急事態、また、それによって生まれる生活不安には、行政の力、行政の実行力が必要であり、町民生活の安心、安全施策を考えていただいたことは本当に評価されると思います。

まとめとして、東京オリンピック開会に向け、現在、聖火リレーも感染症対策やルート変更な

どの対応をしながら全国を回っております。世界中のアスリートがこの大会に向け、日々努力をしてきました。国民として、コロナ禍での開催国として世界にアピールするチャンスです。こんな時代ですが木を見て森を見ずにならぬようにしていきたいです。

そしてコロナ終息の鍵でもあるワクチンですが、今後少しでも早く元気な企業、元気な坂城町を取り戻すため、職域でのワクチン接種におきましても、引き続きのスムーズな対応をお願いするとともに、この新型コロナウイルス感染症が一日も早く指定感染症の区分が緩和されることを願い、また、町民の皆様が安心、安全、そして安定した日常生活が送れるよう、共に頑張ってまいります。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前 9時43分～再開 午前 9時53分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、13番 塩野入 猛君の質問を許します。

13番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1、水害対策について。

ご案内のように5月20日には、災害情報の発令がレベル4では避難指示に一本化、レベル3では高齢者等避難に簡略化されるなど、改正災害対策基本法が施行されました。

今年は西日本の地方が平年より3週間も早く梅雨入りとなりました。地球温暖化による気候変動が年々顕著になり、日本列島もすさまじい豪雨や超大型台風に見舞われるなど、風水害への厳しい対策が求められています。これから風水害のリスクが高まる時季を迎える中で、災害対策、とりわけ水害対策について質問をいたします。

イ、台風19号災害の集約。

千曲川氾濫により、長野市をはじめとした沿線自治体が大きな被害を被った台風19号災害からはや1年8か月になります。本町でも昭和橋や河川敷施設、農作物などが被災し、その被害対策に幾度となく補正予算を組み、大幅な予算編成がされ、迅速な災害復旧がされてきましたが、台風19号災害復旧にどれくらいの費用がかかったのでしょうか。併せて、国・県補助金、起債、一般財源の内訳もお聞きをいたします。

千曲川河川事務所では、町の千曲川堤防の損傷4か所について大掛かりな復旧工事が進み、今はおおむね完了したようですが、堤防工事の状況をどのように把握しているのかお聞きをいたします。

災害復旧は全て完了したものと思われませんが、町側としては19号台風災害をどのように集約されているのかお尋ねをいたします。

ロ、水害対策に向けて。

避難情報は市町村が発令をいたします。住民に避難を促す情報をシンプルにして、逃げ遅れを防ぐなどの改正災害対策基本法が施行され、改正された新たな大雨・洪水警戒レベルの具体的周知が何より必要です。町では早速、広報さかき6月号の裏面に掲載されましたが、より密度の高い周知徹底が肝心です。

幸い本町には27区全てに自主防災組織が設置されていますので、地域住民が主体となる組織や会合などを通じて対策を進めていただきたいが、いかがでしょうか。

避難所の確保も課題です。新型コロナ下では、避難所の収容人員は限られます。国のガイドラインでも避難所のほか、親戚宅や宿泊施設などを例示し、避難の分散を促しています。以前にも提案したかと思いますが、例えば湯さん館、それに多くは高台にあります神社やお寺などを避難所と位置づけることはいかがでしょうか。

一方で、公民館や学校に身を寄せる立ち退き避難だけでなく、あえて高層階にとどまる屋内安全確保や自家用車による安全避難の方法もあり、工業の町坂城の特性を生かし、企業の高層建物や駐車場などを一時避難に使用できる提携をあらかじめ結んでおくことはどうでしょうか。

気象庁では、同じエリアに数時間にわたり強い雨をもたらす気象メカニズムである線状降水帯の発生を、今月から顕著な大雨に対する気象情報として発表するようですが、これに対する避難承応をどうイメージしているのかお尋ねをいたします。

高齢者や障がい者、妊産婦といった受入れ対象の福祉避難所を市町村が決め、事前に住民を知らせる制度を新たに設け、内閣府が福祉避難所の確保・運営ガイドラインを市町村に周知したとのことであります。福祉避難所はバリアフリーなど施設の整った老人福祉施設などを市町村が指定するとのことですが、町の対応はどんなでしょうか。

また、高齢者や障がい者など災害弱者の逃げ遅れを防ぐため、一人一人の事情に応じ、避難方法を決めておく個別計画の策定が努力義務として市町村に求められています。これについては、平成30年12月第4回の議会定例会で同僚議員の質問に町長は「地域みんなが主体となって取り組むもので、町としては取り組みの促しにつながる支援を考えている」とこのように答弁されています。

先日13日の信濃毎日新聞にも、「坂城町は地域などが作成しているため、計画がいくつできているか把握していない」という回答でした。今でもその考えは変わらないと理解してよろしいのか伺います。

台風19号災害の教訓の一つとして、流域治水の考えから洪水に備えたため池雨水貯留の手法を台風被害自治体が準備の推進に向かっております。ただ、台風に備えて水位を落としたが、それが水不足につながる懸念も出されています。新聞報道によると、坂城町には雨水貯留に協力する意向があるため池が6か所あるということです。流域治水に係るため池雨水貯留についてのお

考えをお聞きをいたします。

5月26日に県と77市町村は、梅雨の台風の大雨に備えた水害対応訓練を実施しました。どのような想定でどのような訓練がされ、どんな成果が得られたのでしょうか。そして、その訓練に並行して、Lアラートの全国訓練も実施したようですが、その状況も併せてお聞きをいたします。

いずれにしても避難情報は報道機関との連携が大変大事であります。上田ケーブルビジョン、UCVとは連携協定がなされていますが、改めてその内容をお聞きします。そしてまたNHK、あるいは民放との連携も重要だと思いますが、お考えをお聞きをいたします。

町長（山村君） ただいま塩野入議員さんから1番目の質問としまして、水害対策についてというご質問がありました。このうちのイ、ロとご質問ありましたけれども、イの台風19号災害の集約についてお答え申し上げまして、ロの水害対策に向けてにつきましては、各課長から答弁いたします。

さて、令和元年10月に発生した台風19号、令和元年東日本台風であります。長野県内でも甚大な被害をもたらした。当町におきましても橋梁や公共施設等への被害、あるいは堆積土砂による農地災害、風害による果樹や農業施設への被害のほか、家屋などにも大きな被害をもたらしました。

その復旧に向けましては、数度にわたる補正予算をご審議いただく中で、急ピッチで復旧事業を進め、関係機関のご協力もいただく中で、早期に完了できたものと考えております。

台風19号に係る災害復旧に要した費用につきましては、令和元年度及び令和2年度への繰越分を合わせまして総額で約2億6,290万円となり、主なものといたしましては、昭和橋復旧工事に6,822万2千円、上五明の下河原、東河原地区および四ツ屋の四反田地区における農地復旧工事に6,142万4千円、上五明の町運動公園及び鼠橋運動公園復旧工事に5,772万円、被災した農業用施設及び農業機械の復旧・再建に係る補助としまして2,485万8千円、さかき千曲川バラ公園の千曲川河川敷内駐車場復旧工事に1,270万5千円、消防ポンプ操法訓練場の移転による復旧工事に994万円などとなっております。

また、財源につきましては、国及び県の支出金が全体の約46%となる約1億2千万円、起債が全体の約36%で9,490万円、残りが一般財源で全体の約18%となる約4,800万円でございます。

次に、千曲川堤防の損傷箇所の工事の状況であります。国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所において実施した、町内河川敷の被災箇所の工事につきましては、右岸側では鼠橋上流部と下流部の2か所、左岸側におきましては大望橋上下流部の網掛地区のほか、千曲市力石地籍になりますが、筭橋上流部で護岸災害復旧工事が行われました。

いずれの工事につきましても、着工前の工事内容の確認の段階から千曲川河川事務所と連絡を

取りながら工事を進めていただいたところであり、先日開催した重要水防箇所の手合同巡視の際に、工事箇所の復旧状況を現地で確認するとともに、千曲川河川事務所から、現場における工事が終了し、梅雨による出水期前に復旧が完了したとの説明を受けたところでもあります。

続いて、台風19号災害の集約についてであります。町の対応に関しましては、これまでの検証を通して様々な課題を精査し、今後の対応指針としていくために、私を含め全課横断的に組織する災害検証委員会を開催し、今後の対応について検討するとともに情報の共有を図ってまいりました。

その中では、整備されていた同報系防災行政無線や各世帯に配付しました個別受信機などにより、町民に対し迅速な避難情報の伝達が行えた点などを評価する一方で、避難所における停電時の電力確保の必要性や避難情報の発令の在り方の見直し、自主防災会との連携強化といった課題も挙げられたところでもあります。

このうち避難所における停電時の電力確保に関しましては、昨年度には、中核避難所となる村上小学校体育館に蓄電設備を整備し、停電した際にも一定の電気が使える体制を整備いたしました。今年度は、坂城小学校体育館への太陽光発電パネル及び蓄電設備の整備を予定しており、今後も計画的に設置を進めてまいりたいと考えております。

また、避難情報の発令の在り方といった面では、本当に避難が必要となる地区にピンポイントで、いかに伝わりやすい内容でお伝えするかといった点を話し合ったところであり、対象区域を特定し、より分かりやすく簡潔な内容で例文化し、迅速な情報伝達に備えているところでもあります。

地域との連携強化といった点におきましては、台風19号を通じて、改めて地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら、防災・避難活動に取り組む共助が大変重要であるとの認識の下、昨年度はコロナ禍の中ではありましたが、地域を分けて全区長さんにお集まりいただく場を設定する中で、避難情報の発令基準や避難場所、地域で行う防災訓練への助言、防災ハザードマップの見方、同報系防災行政無線や移動系防災行政無線の使用方法などについてお話をさせていただいたところでもあります。

今年度につきましても、来月の5日と6日に全区長さんにお寄りいただく機会を設けて、変更となった避難情報や町や地域における情報伝達、有事の際の対応などについてご説明させていただきたいと考えております。

また、昨年の総合防災訓練では、同報系防災行政無線の地区放送や新たに整備した移動系防災行政無線を取り入れた情報伝達訓練のほか、検温の実施や要配慮者の誘導など、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営訓練など、実情に即した訓練を実施したところであり、今年度につきましてもより実践的な内容となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

今後も引き続きこうした取り組みを続け、自治区や自主防災会と連携を図るとともに、関係機

関とも連携を密にして、地域防災力のさらなる向上につなげてまいりたいと考えているところであります。

住民環境課長（竹内君） 私からは、ロの水害対策に向けてのうち、新たな大雨・洪水警報レベルの周知についてと避難所の確保について、また、5月26日に行った水害対策訓練の内容についてと、UCVをはじめ、報道機関との連携について、順次お答えいたします。

始めに、新たな大雨・洪水警戒レベルの周知についてであります。今回の避難情報の変更に関しましては、広報6月号に掲載するとともに、町ホームページ、各施設へのポスター掲示などでもお知らせをしております。

様々な機会を捉えて、引き続き周知していくことが肝要となるため、各地区自主防災会を通じた周知につきましても、7月5日と6日の2日間に分けて全27区の区長さんにお集まりいただき、今回の改正内容も含めた防災説明会を予定しております。

また、8月29日開催予定の町総合防災訓練や各地区自主防災会主催の防災講習会などでも、住民の皆様が適切な避難行動が取れるよう周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、避難所の確保につきましては、避難所は、コロナ禍の中における感染リスクを軽減させるため、様々な対策を講じる必要があると考えているところであります。

自宅等での安全確保が可能な場合は、無理をして避難所へ行く必要はないこと、災害の危険区域に含まれない地域にお住まいの親戚や知人宅等や宿泊施設等への避難を検討することなどの分散避難についても、町の広報紙やホームページなどで町民の皆さんへの周知を図っているところでございます。

また、令和元年東日本台風の際に、一部の避難所に避難者が集中したという課題が浮かび上がったことから、中核避難所のうち小中学校につきましては、避難者の状況により各教室まで避難スペースとして拡大することとするとともに、次善の策として、車中避難所につきましても町内5か所を指定したところであります。

ご質問にもありましたびんぐし湯さん館をはじめ、神社やお寺を避難所として位置づけることや、民間企業などの建物や敷地についての一時的避難につきましても、個人や法人の所有であることなどの課題もございますので、今後の検討課題として研究してまいりたいと考えております。

次に、5月26日に行われた水害対策訓練の内容であります。一昨年の令和元年東日本台風相当の災害を想定し、県内全市町村の担当職員が長野県防災情報システムに災害対策本部の設置、避難所の開設、高齢者等避難及び避難指示の発令、浸水被害や土砂災害の状況をそれぞれ入力し、有事に備え、その操作方法等について習熟度を高めたところであります。

また、市町村が入力した避難情報などをテレビや新聞、インターネットなどの情報伝達に一斉に伝えるLアラートの訓練も全国で行われ、システムのトラブルなく終了したところでございま

す。

続きまして、避難情報のU C Vをはじめ報道機関との連携であります。上田ケーブルビジョンと町の協定につきましては、災害時にJアラートから災害情報や町独自の災害情報を発信していただき、また、町が臨時災害放送局を開設しなければならない事態になった場合に、上田ケーブルビジョンが所有している臨時災害放送設備を使って、FMラジオ放送を行っていただく内容となっております。

また、報道機関との連携につきましては、NHKや民放をはじめとしたテレビ・ラジオ事業者や新聞社、インターネット事業者等の情報伝達機関へLアラートによる情報伝達が可能となっており、災害関連情報を多様なメディアを通じて、迅速かつ正確にお伝えする体制を整えているところでございます。

総務課長（臼井君） 私からは、口の水害対策に向けてのご質問のうち、気象メカニズム、線状降水帯に対する避難情報発令についてお答えをいたします。

線状降水帯は、発達した積乱雲が帯状に連なり大雨による被害をもたらすものであり、昨年7月の熊本県での豪雨災害では、強烈な雨によって球磨川が氾濫し、甚大な被害を受けたところでございます。

こうした被害を受けて気象庁では、線状降水帯が発生し、土砂災害や洪水の危険度が急激に高まってきた場合に、顕著な大雨に関する情報を新たに発表することとされたところでございます。

この情報は、短時間に基準を超える激しい雨が降り続き、線状の降水帯が確認された場合に、近年報道等により一般的に知られるようになった線状降水帯というキーワードを用いて情報が発せられるというものですけれども、気象庁は説明資料の中で、運用開始時点においては線状降水帯による大雨の予測精度にまだ課題があると公表しており、仮に発表されなくても被害が生じてしまうことや現場の状況に対して遅れて発表されることもあり得ることから、実際に発表された段階では既に手後れになってしまっているということも考えられるということでもあります。

こうしたことを踏まえる中で、現時点におきましては、特別警報や記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報などの既存の情報とともに大雨や土砂災害に関する指標の一つとして捉える中で、河川の水位の上昇や予測雨量などの情報も含め総合的に判断した上で、各レベルに応じた情報を的確にお伝えしてまいりたいと考えているところでございます。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、口、水害対策に向けてのご質問のうち、福祉避難所についての考え方、また、個別計画の策定の考えについてお答えします。

最初に、福祉避難所についての考え方でございますが、福祉避難所は、災害時において主に高齢者や障がい者など特に配慮を要する方の受入れが想定される避難所として、災害対策基本法施行令及び内閣府令、これは災害対策基本法施行規則になりますが、内閣府令によりその適合基準等が定められているというところでございます。

避難所を指定したときに行う公示につきましては、これまでは一般の避難所と福祉避難所の区別はありませんでしたが、今般の改正災害対策基本法等の施行に伴い、同法施行規則の改正がなされ、内閣府令で定める基準に適合する指定福祉避難所を指定したときは、福祉避難所の名称、所在地、受け入れる被災者等を特定する場合には、その旨を公示するものとする規定されたところでございます。

また、法令等の改正に合わせ、この5月に改定された内閣府の福祉避難所の確保・運営ガイドラインでは、福祉避難所はバリアフリーや支援者をより確保しやすい施設を主眼に置いて選定し、ニーズに応じた支援ができるよう柔軟に検討することとされており、想定される施設として老人福祉施設や障がい者支援施設等が挙げられております。

令和元年東日本台風の際には、一般の避難所では生活が困難な特に配慮を要する方が落ち着いて過ごしていただける二次的避難所、いわゆる福祉避難所として、町地域防災計画で要援護者収容施設となっております老人福祉センターを開設し、8名の方が避難されたところでございます。

また、平成31年3月に、町内で介護老人福祉施設と障がい者支援施設を運営している2法人与自然災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定を締結し、令和元年東日本台風の際には、協定に基づき1名の方の受入れをしていただいている経過もございます。

内閣府のガイドラインでは、こうした協定等により確保している福祉避難所も広義の福祉避難所に含まれるとされておりますが、一方では、協定を締結している法人が運営している入所施設につきましては既に多くの入所されている方がおり、避難所とした場合の居室の確保、入所者への影響、職員体制などの課題もございます。

町といたしましては、ガイドラインを基に、一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者が安心して過ごすことができるよう、今後、指定福祉避難所として利用可能な施設の洗い出しや施設側との調整等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、個別計画の策定の考えについてお答えをいたします。

今般の改正災害対策基本法では、市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画を作成するよう努めなければならないと規定され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたところでございます。

また、個別避難計画には、避難行動要支援者の氏名、生年月日等の属性のほか、「避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先」、「避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項」をそれぞれ記載するものと規定されております。

個別避難計画は、支援の実効性を高める観点から、避難行動要支援者の特性や生活状況などを確認した上で作成されることはもちろん、支援をする側、受ける側双方が内容を共有し、お互いの理解や信頼関係を深める中で策定することが望ましいと考えているところで、特に災害の規模

が大きくなればなるほど、身近な支援者として想定される地域の皆様のご協力は不可欠なものと考えているところでございます。

個別避難計画の策定につきましては、今後、国において作成手順などを含めた取組指針が示される予定とお聞きしておりますので、こうした指針や福祉専門職との連携を図っている先進事例なども参考にしてみたいと考えているところでございます。

また、計画の策定対象となる方が相当数おられます。完了までには一定の時間を要することも想定されますので、例えば、ハザードマップ上、災害リスクの高いエリアに居住される方を優先的に作成するなどの検討も必要と考えておりますが、いずれにいたしましても自主防災会をはじめ、地域や関係機関等と連携して進めてまいりたいと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） 口の水害対策に向けての質問のうち、流域治水に係るため池の雨水貯留についてお答えをいたします。

ため池はかんがいという本来の機能のほかに、降った雨を貯留し、下流の農地や農業用施設等への被害を軽減する洪水調節機能も有しております。この機能を最大限に活用し、台風など事前に大量の降雨が予想される際には、ため池の水位を下げ、空き容量を確保することにより降雨を一時的に貯留させ、河川への急激な流入を抑制することができます。

県では、決壊すると下流の住宅などに甚大な危険が及ぶおそれのあるため池を防災重点農業用ため池として指定しております。

町内には、この防災重点農業用ため池が6か所あり、昨年、このため池を対象とした県の流域治水に対する調査において、雨水貯留に向けたため池の水位調節について、農閑期ならば6か所全て可能という回答を行い、新聞報道においても公表もなされたところでございます。

防災・減災という観点から、ため池の水位調節による雨水貯留は重要であると考えておりますが、農繁期においては、ため池のかんがいという本来の機能に支障を来さないよう調整が必要になります。

雨水貯留に取り組んだために水不足とならないように、調節可能な水量について、地元農業者、水利組合などと協議し、農業に影響が出ない範囲で流域治水を推進してまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 5月15日に、県と市町会、それから町村会は、県内77市町村が県と共同で治水対策を進める「治水ONE NAGANO宣言」というのを出したわけです。

この台風19号災害を受け、地域全体で水害に備える流域治水に足並みをそろえて取り組むということを確認したわけでありますが、その中で阿部知事は「市町村や住民と力を合わせて取り組んでいく」とこのように話されましたが、どのような取り組みをしていくのでしょうか。

また、今月6月2日に、国土交通省千曲川河川事務所と流域17市町村などで構成する千曲川・犀川水防連絡会のオンライン開催がされ、河川事務所側のほうから河川の水位情報などの説

明があったということですが、その内容をお聞きをしたいと思います。

それから、鼠橋と大望橋の間の網掛地籍の千曲川中州の堆積土砂の除去が行われて、さっきちょっとありましたけれども、広い中洲のわずか一部でありますけれども除去されております。土砂がたまった中州にはアカシアの木などが成長し、千曲川水害の原因の一つになるわけでありませう。千曲川中州の土砂撤去や今後の撤去計画などの情報は町まで来ているのか、把握しているのか、その辺もお聞きをいたします。

建設課長（関君） 3点ほど再質問をいただきました。順次お答えさせていただきたいと思っております。

まず第1点目ですが、治水ONE NAGANO宣言の流域治水の取り組みの内容でございますが、まず、治水ONE NAGANO宣言につきましては、県と市町村が協働し、社会全体で洪水に備える意識を高め、多くの関係者が参画した流域治水へと発展させることへの決意表明として行われたものでございます。

次に、流域治水の取り組みでございますが、長野県流域治水推進計画では、取組項目として河川整備の取り組み、流域における雨水貯留等の取り組み、まちづくりや住民避難の取り組みの3つの柱としております。

このうち堤防ですとか護岸整備の河川整備の取り組みは、河川管理者が推進するとともに、流域における雨水貯留等の取り組みにつきましては、公共施設における雨水貯留施設の設置、先ほどのため池ですとか田を活用した雨水貯留の取り組み、流域の森林整備、排水ポンプ車の配備など、また、まちづくりや住民避難の取り組みにつきましては、河川監視カメラの設置ですとか浸水想定区域図の作成、防災知識の普及に関する取り組みなどを行っていく予定となっております。

今後におきましても、具体的な取組事例など県の状況を見定めまして、対応する上で課題を整理しまして、町として必要な事業を検討してまいりたいと考えております。

次に、6月2日に開催されました国土交通省千曲川河川事務所と流域17市町村、他関係機関で構成する千曲川・犀川水防連絡会の内容でございますが、ご案内のとおりオンラインでの開催となりました。

ご質問の河川の水位情報等の説明内容でございますが、当町の場合、千曲川の水防警報の対象となる水位観測所につきましては、上田市の生田観測所ということになります。昨年、氾濫危険水位が5メートルであったものが4メートルに、それから避難判断水位が4.5メートルが3.1メートルと、町が発令をする基準となります避難指示ですとか高齢者等避難の判断となる基準が引き下げになりました、そういったことの再確認。それによりまして、高齢者等避難開始の発令の目安となる警戒レベルの発表が早まる可能性があるといった説明がございました。町としましては、従来より警戒レベルの判断が早まる可能性、当然あります。発令の際には、台風の経過などを総合的に判断していくことになると思っております。

また、大雨特別警報の警報への切替えのときなんですけれども、時差によって河川の増水が予測

される場合につきましては、洪水情報を発表しまして、大雨の峠は越えましたが、河川の増水や氾濫の危険はこれからですといった情報も提供していくといった内容、それから橋の橋脚に設置し、水位を判断しやすくする量水標の設置についてのご説明がありました。

次に、千曲川中州の堆積土砂の除去についてでございますが、かつて千曲川中流域におきましては、砂礫河原が広がりまして、砂礫河原特有の生物の生息、生育に適した空間が存在していたんですが、現在では陸生、陸地に生育する外来種、先ほどのハリエンジュですとかアレチウリ等の植物が繁茂して、生物の多様性が失われる恐れがあること、さらには洪水時には流れを阻害する恐れが発生することから、樹木の伐採、また年1回程度、冠水する高さで掘削をしまして中小洪水をさせることで、自然攪乱させることで、樹木が生育しにくい場を創出する、そういった事業を行っております。令和3年度も引き続き事業を実施する予定とお聞きしております。

今後におきましても、千曲川河川事務所と連絡を密にしまして、水害対策に努めてまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） つい最近、先月5月20日から21日には、県南部の地域で大雨洪水警戒レベル、5段階のレベル4が発令され、県内では高森町で避難指示が出ました。20日から避難情報が大きく変わったばかりでありました。

新型コロナウイルスの感染が広がっている中では、避難指示で避難所に向かっても、避難先で感染のクラスターの心配も浮かびます。避難所以外の場所に行く分散避難の考え方も示されていますが、町民の多くは災害イコール避難所のイメージであります。災害を防ぐ避難所の環境を整えたり、避難所を増やすことはもちろんのことですけれども、安全で強固な高い建物への避難や車を使っただけの一時避難等々、具体的な避難行動の周知や情報発信が大事になってくると思います。

水害をはじめ、災害対策へのさらなる取り組みの強化を願ひまして、次の質問へ移ります。

2、空家対策について。

人口の減少に伴って増える空家。放置すると防犯や景観面で周囲に影響を及ぼします。国においても平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、取り組みに乗り出しました。市町村にあっては、高齢化や世帯の小規模化が進む中で、管理が行き届かなくなる家屋が今後も増えると予想されます。

そこで、これから空家対策について質問をいたします。

イ、空家の現状。

初めに、本年度、令和3年度から7年度までの5か年の第2次坂城町空家等対策計画がスタートいたしました。第1次の5か年計画が終了した中で第1次をどのように総括し、第2次計画へ反映されたのでしょうか。

次に、空家等の現在の件数と前年度との比較を分類項目ごとにお聞きするとともに、その比較

結果からの対策、対応をお聞きをいたします。

また、分類項目のその管理が必要な空家等と、それから準特定空家等はどのような違いがあるのか説明をしてください。

総務省が5年ごとに調べている2018年、これが最新になるわけですが、これの住宅・土地統計調査によりますと、空家は848万9千戸、空家率は13.6%となり、ともに過去最高であります。この調査では空家を賃貸用住宅、売却用住宅、二次的住宅、その他の住宅に4分類され、所有者が不明であったり、親が亡くなりそのままになっている空家で、対策が求められている住宅はその他住宅に分類され、548万8千戸ありますが、本町では空家率やこうした4分類の方法はなされているのでしょうか。

第2次計画の基本方針には、空家等の実態調査を基にデータベース化され、更新しながら協議会を通じて、生活環境の保全を図り、併せてさらなるデジタル化に取り組むとこのようにありますが、データにはどのような情報が入力されているのでしょうか。

次に、空き家バンクについてお聞きします。

初めに、空き家バンクの登録状況、成約状況、それに補助金利用状況をお聞きをいたします。

坂城町空家情報バンク実施要綱第11には、登録物件所有者と登録空家利用希望者との交渉は、町長、町が直接関与せず、土地建物に係る交渉等の仲介を業とする者と、その契約の協定を締結するというふうにあつて、町では一般社団法人長野県宅地建物取引業協会上田支部と締結しています。上田支部の登録業者は何業者でしょうか。そして、その交渉業者を誰にするかというのは、この支部が決めるのでしょうか、その仕組みをお聞きをいたします。

また、空家情報バンク利用促進補助金交付要綱第14による補助金を返還した事例はありますか。

続いて、町商業店舗利活用補助金について、その実績を伺います。

その中で、町外から新たに商業店舗を出店し、人口増につながった事例は何件あるのでしょうか。

また、補助金交付要綱第3第6号には、町商工会の推薦を受けた事業者であることと、このようになっていますが、商工会の推薦を条件としたその理由を伺います。

今、新型コロナが猛威を振るっていますが、新型コロナ禍での空家対策に影響が見られたか、それをお尋ねをいたします。

ロ、空家対策について。

第2次計画には、平成28年3月の実施アンケート結果が載っていますが、その中の空家等となった理由では、住人の死亡が43%、施設の入所・入院等が22%で合計65%になっており、この数字からは相続人、いわゆる跡取りが不明になるおそれがある要素が見て取れます。少子高齢化が進む中で、こうした傾向が今もこれからも増加し、対策が必要と思いますが、お考えをお

聞きをします。

続いて、農業振興の面から新規営農者の空家等への住宅補助の状況をお聞きするとともに、新規営農者により、荒廃農地解消にも役立つことが期待されることから、ここに力を入れてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

また一方では、家庭菜園への効果もあるようで、都会からの移住者の中では、庭園付空家の需要が高まる傾向も見られるということから、こうした営農の楽しみも加えた対応策も大事かと思われませんが、その辺はいかがでしょうか。

高齢者世帯や一人住まいで身内がないという傾向があることから、大阪経済法科大の米山秀隆教授は、自治体の空き家バンクを人が住んでいる段階から将来の登録を働きかけてはどうか、このように提言しています。どうお考えでしょうか。

最後に、本年度スタートした第2次計画の下に、町側としてこれからの空家対策にどのように向かっていくのか、どのように向かおうとしているのかお聞きをします。

住民環境課長（竹内君） 私からは、イの空家の現状について及び、ロの空家対策について、順次お答えいたします。

まず、第2次坂城町空家等対策計画に、第1次計画をどう総括し、反映させたかのご質問でございますが、第1次町空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法で定めるところにより、地域の安全確保と生活環境の保全、空家等の利活用促進を目的として、平成28年度から令和2年度の5年間を計画年度として策定し、同じく同法に基づき設置した坂城町空家等対策協議会を中心として、地域住民の生活に影響を与える恐れがある空家等への対応と、空家等の利活用の促進等を図ってまいりました。

第1次計画の成果といたしましては、実態調査の実施と調査結果に基づく区分分けをしたデータベースの作成を行ったほか、空き家等の実態把握ができたことにより、倒壊の危険性により特定空家等と判定された1件について、第1次計画に基づいて所有者に対し働きかけを重ねた結果、所有者による建物の撤去がされました。

また、放置をすれば特定空家等に移行する可能性があるとする準特定空家等と判定された4件につきましても、特定空家等と同様、町からの働きかけの結果、1件が所有者による撤去となったほか、その他3件につきましても、所有者による建具等の飛散防止措置や敷地内の樹木の伐採が実施されました。

空家等の利活用促進の面でも、空き家バンクの普及促進に取り組み、毎年、安定的な成約実績により、空家等の解消を促進してきたところであります。

第2次計画につきましても、第1次計画の成果を踏まえ、引き続き、空家等は所有者が自らの責任において対応することを基本としております。その上で町として空家等の実態把握に努め、データベースの情報を更新して対応に活かすとともに、町空家等対策協議会を中心に、空家等対

策特別措置法に基づいた手続により解決を目指し、町関係部署と連携して空家等の利活用の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、空家等の状況と対策、対応、項目分類についてお答えいたします。

まず、項目分類につきましては、平成28年度に町が実施した調査で把握した空家等は、町が作成した空家等の調査方法や特定空家等の判断基準について定めた坂城町特定空家等判断基準マニュアルにより、危険性等の高い順から、1、倒壊等の恐れのある特定空家等、2つ目として、このままの状態では特定空家等に移行する可能性が高い準特定空家等、3つ目が管理が必要となる空家等、4つ目として、適切な管理がされている空家等の4段階に区分しております。

続いて、空家等の状況と対応でございますが、空家等の令和元年度総数は237軒で、区分ごとの内訳は、適切な管理がされている空家等が144軒、空家等が90軒、準特定空家が3軒、また令和2年度末の総数は219軒で、適切な管理がされている空家等が126軒で前年比18軒の減、空家等が90軒で前年と同数、準特定空家等が3軒で前年と同数という状況でございます。

空家への対策、対応といたしましては、所有者自らの責任による対応を基本に、適切な管理ができていない状態になる前に利活用につなげるための情報提供を進めるとともに、関係部署と連携を図ることが重要であると考えているところでございます。

次に、住宅・土地統計調査にのっとり空家率や4分類の方法についてでございますが、住宅・土地統計調査では、総務省が5年ごとに実施している統計調査で、調査そのものは平成30年度にも実施されたところでございますが、人口1万5千人未満の町村については、平成25年度の調査以降、抽出方式の調査になっているため、当町については調査対象となっておらず、平成25年度結果が最新のものとなります。

当時の空家率は、町内の住宅総数5,860軒のうち、空き家軒数が690軒で11.8%という結果でありました。

なお、町においては、住宅・土地統計調査と同様、4分類の方法による調査は行っておりません。

次に、データベース化されたデータの入力情報につきましては、所在地番、空家等の程度区分、管理されているかどうかの有無、管理者の有無、把握できた範囲での直近の居住者、また所有者情報などであります。

次に、新型コロナ下での空家対策への影響についてでございますが、外出自粛等により所有者や管理者の方が空家等の管理に来ることを躊躇するなどの影響があったのではないかと考えているところでございます。

続きまして、口の空家対策につきまして順次お答えいたします。

平成28年度アンケート結果や少子高齢化からの相続人不明の増加に向けた対策の必要性の考

えについてお答えします。

空き家発生の条件としては、少子高齢化・人口減少などに加え、社会ニーズの変化、建物の老朽化などがあると考えられております。

平成28年に町が実施したアンケート調査では、空家等になった原因として、住人の死亡が43%と最も多く、他所への転出・転居23%、施設入所・入院等が22%という結果でした。アンケート結果からも少子高齢化により住人が不在となった場合、その後居住する方がなく、空家等につながる状況と考えられます。

相続人不明の空家等につきましては、誰が主体となって当該空家等を管理するのか、責任の所在が曖昧になるほか、相続登記等の手続が煩雑になることなどが空家等問題解決の際の障壁となり、解決を困難にさせている要因となります。

町といたしましては、空家等が適切に管理されているうちに利活用に繋がるよう、情報提供等や相談窓口の役目を努めてまいりたいと考えております。

次に、スタートした第2次空家等対策計画に沿った空家対策の方向性ではありますが、空家等については、引き続き、所有者が自らの責任において対応することを基本とし、その上で町として空き家等の実態把握に努め、データベースの情報を更新して対応に活かすとともに、空家等対策協議会を中心に、空家等対策特別措置法に基づいた手続により解決を目指し、町関係部署と連携して空家等の利活用の促進に努めてまいりたいと考えております。

建設課長（関君） 空き家バンクの登録状況につきましてから順次お答えさせていただきたいと思っております。

現在12件となっております、平成27年度からの成約件数、それは合計31件となっております。また、坂城町空家情報バンク利用促進補助金の利用状況でございますが、平成28年度から5年で、片づけ、改修などで20件の利用がありました。

次に、坂城町空家情報バンク実施要綱によります登録物件所有者と登録空家利用希望者との交渉をお願いしています一般社団法人長野県宅地建物取引業協会上田支部の160登録業者のうち、坂城町の物件につきましては、千曲市、坂城町を取り扱う登録業者があたるようになっております、18となっております。

また、物件の交渉につきましては、空家バンクに登録する段階で上田支部に連絡をしまして、上田支部において18業者の中から担当する物件をあらかじめ決めているという状況となっております。

次に、坂城町空家バンク利用促進補助金の返還についてでございますが、売買で登録されました、住宅内で片づけ、清掃等で補助金を支出しましたが、登録後3年を満たさない中で、空き家バンク以外の方法で売却があったということでございまして、返還していただいた事例がありました。

次に、口の空家対策についてのうち、まず、庭園付空家の対応の考え方でございますが、ご質問のとおり、移住を希望される方の中には、要件の一つとして家庭菜園ができる庭付きの空き家を求める場合が考えられます。

提供いただく物件の状況も確認させていただきまして、また既に登録している物件の中にも家庭菜園ができるというものもございますので、そういった視点でもご案内、ご紹介できるようにしてまいりたいと考えております。

また、空家バンクに人が住んでいる段階から将来の登録を働きかけてはどうかのご提案でございますが、相続人不明により今後管理されなくなってしまう可能性のある空家の発生を事前に抑制する手法の一つと理解するところでございます。

一方で、現在お住まいの登録物件所有者の状況と今利用を希望している空家利用希望者、このご意向をマッチングすることができるかどうか課題と捉えている部分もございますので、先進事例、そういったものも参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） 商業店舗利活用補助金、それから新規就農者の空家等への住宅補助についてお答えいたします。

商業店舗利活用補助金につきましての実績でございますけれども、平成28年度に補助金の交付要綱が施行され、同年には5件の申請があり、196万6千円の補助を行いました。

平成29年度は4件の申請で199万5千円、30年度は3件の申請で149万4千円、令和元年度は4件の申請で150万2千円、令和2年度は3件の申請で150万円の補助を行っております。

本年度につきましては、現在までに3件の申請をいただき、さらに1件の申請希望をいただいている状況であり、6月の補正予算に計上させていただいているところでもございます。

次に、新たに商業店舗を出店し、人口増加につながった事例があるかということでございますが、28年度以降、これまでに人口増加につながった事例は残念ながらございませんでした。

次に、町商工会の推薦を条件としている理由でございますけれども、新たに事業を行う上での事業計画や資金計画、事業の継続性や確実性などについて、町商工会の経営指導員に確認していただき、申請者の目的達成の実効性を高めるために推薦を条件としているところでございます。

次に、新規就農者の空家等への住宅補助についてでございますが、町では新規就農者支援事業として、新規就農者が営農上必要となる資材や農機具等の購入費用のほか、賃貸住宅等の賃貸料に対して助成を行っております。

住居助成に関しては、就農から5年以内の認定新規就農者、または認定農業者に対し、一般の賃貸住宅については賃貸料の2分の1、月額2万円以内、空き家バンク登録の賃貸物件については賃貸料の2分の1、月額3万円以内を助成する制度となっております。制度は平成28年度から開始し、これまでアパートや戸建て住宅などに居住されている新規就農者3名に対し、交付を

してまいりました。

新規就農者にとって、農地の確保はもちろんですが、荷造りのための作業スペースや農機具・資材を置く場所などが必要となることから、町としましても、空き家等を活用した農業者の基盤づくりに対して、今後も支援してまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 時間の関係で急がせてすみませんでした。

適切な管理が行われていない空家等は、防災、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすこととなります。第2次坂城町空家等対策計画の基本方針には、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るとうたわれております。具体的には、空き家等の調査、把握をしっかりと行い、所有者などによる適切な管理を促進し、その利活用を進めるということでもあります。

町には、空き家バンク登録物件や空家の商業施設利用へのリフォーム補助、新規就農者の空家等への住宅補助といった制度が整っています。人口減少や高齢化により、これから先に向かって空家等が増加する傾向は目に見えています。

地域の安全確保や生活環境の保全、併せて空家等の利活用を確実に進め、空家対策が充実していくことを望みながら、これにて私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） 以上で、通告のありました11名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから明日17日までの2日間は、委員会審査等のため、休会にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、ただいまから明日17日までの2日間は、委員会審査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は、6月18日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午前10時55分）

6月18日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|----------|-------|----------|
| 1 番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8 番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|---|--------|
| 町 長 | 山 | 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 | 崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清 | 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳 | 澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼 | 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大 | 井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹 | 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 | 達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 | 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 | 内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 | 崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 | 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 | 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細 | 田 美香 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 | 下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 | 内 優子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長 | 鳴 | 海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 | 村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 | 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 請願・陳情について

第 2 議案第 4 4 号 千曲衛生施設組合理約の変更について

第 3 議案第 4 5 号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 4 6 号 令和 3 年度坂城町一般会計補正予算（第 2 号）について

追加第 1 議案第 4 7 号 令和 3 年度社会資本整備総合交付金事業 A 0 9 号線道路改良工事請負契約の締結について

追加第 2 議案第 4 8 号 令和 3 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について

追加第 3 発委第 2 号 米の需要改善と米価下落の歯止め策を求める意見書について

追加第 4 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第 1 「請願・陳情について」

議長（小宮山君） 常任委員会に審査を付託いたしました請願・陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。お手元に配付のとおりであります。

請願第 1 号「選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国に提出することを求める請願書」

「質疑、討論なく（委員長報告不採択、挙手少数により不採択）」

陳情第 2 号「新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情」

「質疑、討論なく（委員長報告採択、挙手全員により採択）」

議長（小宮山君） 日程第2「議案第44号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る6月7日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第44号 千曲衛生施設組合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第45号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第46号 令和3年坂城町一般会計補正予算（第2号）について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

13番（塩野入君） まず、歳入4ページであります。款15県支出金、項2県補助金、目9商工費県補助金、節1商工費補助金の031特別警報Ⅱ発出市町村事業者支援交付金、これは県の予算で、専決で阿部知事が総額で2億5,240万円が計上されましたが、どういう交付金か、その交付金の内容といいますか性格といいますか、それをお聞きをします。

それとこの交付金の対象というのはどういう基準で採択されているのか、その対象は何なのかをお聞きをしたいと思います。

それから、これは10分の10の極めて有利な交付金というふうに思いますが、そう捉えているのかどうか、それをお聞きをいたします。

続いて、歳出であります。10ページであります。

款6農林水産業費、項2林業費、目3林道事業費、節15原材料費、この原材料費、補修用材料ですが233万1千円のその内容をお聞きをいたしたいと思います。

それから、同じく10ページですが、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、18063商工会飲食業等支援事業の補助金、これはドライブスルーの坂城井井の第2弾ということですが、これはいつどこでどのように開催するのか。前回と全く同じ形で行われる予定か、あるいは商工会の主催に任せるのか、その辺のところをお聞きをいたします。

それから続いて、010724新型コロナウイルス緊急対策事業、その中の11ページですが、12001消費回復応援事業業務委託は、これはどこへ委託するのか、そして期間はどのくらいなのか、それから新たにデジタル化が加わるんですが、その台紙型との組み合わせの方法ですね、どうなるのかそれをお聞きをいたします。

続いて、18044応援券補助、これはさかきのお店応援券事業ということですが、取扱店を応募して、これは一般質問で期間は10月から来年1月までとこのように答弁されました。これは公募の周知方法はどうするのか、それからどんな段取りか、その公募の期間、それから配付予

定期間、あるいはどこで換金するのか、その予定、段取りといたしますか、それをお聞きをいたしたいと思います。

以上です。

商工農林課長（竹内君） 歳入歳出に係るご質問について、順次お答えをいたします。

まず、歳入の特別警報Ⅱ発出市町村事業者支援交付金でございますけれども、この交付金は、新型コロナウイルス特別警報にレベル5が発出された、または新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第29項の規定により、営業時間の短縮や休業などの施設の使用制限、停止について協力を要請した酒類の提供を行う飲食店等が所在する市町村において、当該市町村が地域の実情に応じて地域経済を活性化するため、新型コロナウイルス対策として実施する事業者支援の事業に対して県から交付される交付金でございます。

当町は長野圏域ということで、一時、特別警報Ⅱが発出されたことから交付対象市町村となっており、交付金の対象事業としましては、市町村や商工団体などが新型コロナウイルス対策として実施する事業者への経営支援や需要喚起、誘客など地域産業の支援に資する取り組みとされております。

それから補助率が10分の10ということで、町において事業所に対する様々な支援策を講じていく中では、大変有利な交付金であると考えております。

続きまして、歳出の関係になりますけれども、10ページ、目3林道事業費の原材料費233万1千円の内容でございますけれども、これは県の地域発元気づくり支援金を活用して、林道網掛線と林道太郎山線の整備を実施するもので、原材料の内容は、2路線の舗装工事に伴う生コン、砕石、ワイヤーメッシュ、型枠、水切りなどがございます。

次に、目3商工振興費の商工会飲食業等支援事業補助金のドライブスルー坂城井井についてでございますけれども、こちらは前回と同様の形で事前予約による当日受取と当日販売により計画をしております、今年度3回実施をしたいということで、1回目は10月のモノづくり展に合わせたテクノセンターでの実施を予定しております。2回目、3回目は、会場が未定ではございますけれども、12月と2月での実施を予定したいと考えているところでございます。主催につきましては町商工会で、町も連携して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、11ページの新型コロナウイルス緊急対策事業の消費回復応援事業業務委託でございますけれども、委託先は町商工会で、業務委託の準備から完了までを踏まえまして、委託期間は7月から3月まで、またスタンプラリーを10月から来年1月末までの期間での実施を予定しております。

スタンプラリーの実施方法でございますけれども、昨年と同様の紙の台紙による5か所のスタンプを集めていただくスタンプラリーを予定しておりますけれども、より多くの皆さんの参加を促したいことから、QRコードをスマートフォンなどで読み取ってスタンプをためるデジタルス

スタンプラリーを併せて行い、同時に両方のスタンプを集めていただくことを可能とすることで、台紙とデジタルの相乗効果による町内店舗の利用促進を図りたいと考えております。

台紙は全戸配付し、デジタルスタンプラリーのソフトについてはダウンロードしていただく形で予定をしております。

また、取扱店につきましては、取扱店を公募して、取扱いを希望する店舗を取扱店として登録し、配付するチラシ等に明記するとともに、登録店舗には取扱店としての標示をお願いし、町民の皆さんに分かりやすい形での実施をしてみたいと考えております。

それから、さかきのお店応援券事業でございますけれども、公募の周知方法については、事業所への周知、また町の広報紙やホームページ、防災行政無線のほか、町商工会や金融機関などの支援機関からも周知を併せて行う予定でございます。

事業の進め方につきましては、7月より町内店舗等への周知を開始しまして、取扱店を取りまとめ、9月には応援券を特定記録郵便により全戸へ郵送、10月から応援券の利用を開始し、利用した応援券の取扱店から商工農林課のほうへ応援券を提出していただき、換金の手続は月2回、町の支払日に合わせて行う予定としたいということで考えております。

13番（塩野入君） その歳入のほうですが、これは今お話がありましたように特別警戒、それに該当する圏域が対象になって、これは長野圏域で割り振って、その中から坂城町へ送る、その流れですね、それはどういうふうになっているのでしょうか。今、坂城町がその長野圏域だということが説明ありましたので、それはどういうふうに坂城町に来るのか、その辺をお聞きしたいということでもあります。

それから、この交付金380万円の算出方法についてもお聞きをいたします。

それから節15原材料費の関係ですけれども、これは地域発元気づくり支援金、これはいろいろと、どれでどうなるというふうに区分があるはずなんですけど、そのどの区分に当てはまって、どんな理由で採択されたか、それをお聞かせください。

そして、これは網掛線と太郎山線ということですが、網掛線でどのくらい、太郎山線でどのくらい、これは合算されていますので、それぞれの見積りの内容をお聞きをしたいと思います。

それから飲食業の関係ですが、前は商工会と連携して実施して大変好評だったということですが、何かそのときに問題点や課題等があったのかどうかお聞きをしたいと思います。

それから12001消費回復応援事業の中で、010724新型コロナウイルス緊急対策事業全般の中で、これは人件費、それから需用費、役務費は、これは消費回復応援事業とさかきのお店の応援券事業、両方一緒だと思うんですが、その辺の合わせた費用ということでもいいのかどうか。そして、そうならばその人件費の報酬と期末手当とその費用弁償の内訳ですね、何日で何にどんなふうになっているか、その辺をお聞きをします。

それからもう一つは、これを見ますと、新型コロナウイルス緊急対策事業4, 344万9千円は、これは今回の補正予算では全て一般財源が投入されているわけです。これは国・県の、この財源、これは財調から全部入れたということでもいいんですか。

それからもう一つは、その国・県の新型コロナの財源は使えないのかどうか、その辺のところはどうなっておるのかお聞きします。

以上です。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

初めに、歳入の特別警報Ⅱ発出市町村事業者支援交付金の配分額ということでございますけれども、こちらについては長野圏域の中での割り振り額ということではなくて、県において経済センサスの統計データを基に、当町の飲食業事業所数により算出をされた金額となっております。

それから、歳出の目3林業事業費に係る県の元気づくり支援金の採択の理由でございますけれども、支援金の事業対象区分につきましては、地域協働の推進ということで、地域住民自らが作業を行うことで住民の自発的、主体的な地域づくり活動を促進する効果が期待できるとして採択されたものでございます。

林道網掛線、太郎山線、2路線の路線別事業費でございますけれども、林道網掛線が全体事業費で143万3千円ほど、また林道太郎山線につきましては137万円を予定しているところでございます。

次に、ドライブスルー坂城井井の前回からの課題ということでございますけれども、前回の注文の受付を町商工会の電話対応のみとしたため商工会職員の負担が多かったことから、今回は電話受付とインターネットを利用した受付を予定しているところでございます。

また、予約なしで買う当日販売の井について、当日すぐに早い時間で売り切れてしまったということがございました。こちらについても井の販売数については調整が必要であると考えておりますので、また出店いただくお店の方ともご相談をして進めてまいりたいというふうに考えております。

それから次に、新型コロナウイルス緊急対策事業に係るご質問でございますが、人件費、需用費、役務費は、消費回復応援事業とさかきのお店応援券事業の両事業に係る経費について計上しております。また、人件費につきましては、これからの事業を施行するために必要な人件費として計上したものでございまして、7月から来年3月までの間における会計年度任用職員1名の雇用に係る費用で、週5日、午前9時から午後4時までの勤務をいただく予定でございます。

先ほど申し上げたとおり、統計データ、県経済センサスの数字をもって、坂城町の事業所数で1事業所当たりいくらかという中で算出をされたところであります。

財政係長（細田さん） 10ページから11ページにかけての新型コロナウイルス緊急対策事業4, 344万9千円の財源についてお答えいたします。

新型コロナウイルス緊急対策事業4、344万9千円の財源につきましては、塩野入議員さんのご質問のとおり財政調整基金を充当しております。

あと、国・県の新型コロナ財源は使えないのかというご質問でございますけれども、本補正予算に計上いたしました新型コロナウイルス関連関係事業に充当可能な財源といたしましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が該当するものと考えておりますけれども、本交付金につきましては、今後、国に対して交付申請等の手続を行った後、交付決定等といった流れとなってまいりますことから、交付が決定した段階などで予算に組み入れ、事業充当を行ってまいりたいと考えております。

12番（西沢さん） 12ページの8土木費、項河川費2の河川改良費の中の河畔林整備工事についてですが、これは場所と予定している時期はいつ頃かお尋ねしたいと思います。

それからもう1件ですが、15ページの教育費、社会教育費の中の文化財保護費の中の警備委託についてですが、これは旧久保家の関係かと思っておりますけれども、この警備の内容というか、どういう形で警備をされるか、そこをお尋ねいたします。

建設課長（関君） 河畔林整備事業につきまして、場所と時期ということでご質問をいただきました。

場所につきましては、補正予算分につきましては、鼠団地と新地団地の間にあります洞岩沢川、間に蚕影神社という神社があるんですが、その上流を予定をしております。

時期につきましては、これから雨水期になりますので、渇水期、11月以降の予定となっております。

以上です。

教育文化課長（堀内君） 予算書15ページ、款10教育費、項4社会教育費、目4文化財保護費の中の文化財保護一般経費中の警備委託等につきまして、こちらは警備会社によります警備委託をお願いするわけですが、設置します設備としますと、熱感知による警備を行う予定でございます。

12番（西沢さん） 河畔林整備工事についてですが、洞岩沢ということでございますけれども、この箇所を決定されたそのプロセスというか、どういうふうに決定されてきたかということと、それから、これは県の補助が入っているということで、1級河川に限られるものかどうか、その点をお聞きいたします。

それから警備の委託の関係ですが、今熱感知ということですと、これは建物、9棟というお話でしたけど、それ全部同じような方法でされるのかどうか。

それと施設設置工事はそのための設置工事ではないですよね。これはその熱感知に関するいろんな工事の部分についての委託の中に入っているんでしょうか、その辺をお尋ねいたします。

建設課長（関君） 河畔林整備の再質問についてお答えさせていただきます。

まず区分けとして、県では1級河川を実施しております。町につきましては準用河川を予定しているということで、町につきましては県から10分の9の補助をいただきながら実施しているという区分けをさせていただいております。

それから箇所決定の方法なんですけど、この事業にあたって、当然ですけど伐採が必要な箇所、これは当然です。それから、かつ間伐した樹木、これをまき等に活用していくということが条件になっていることから、伐採した樹木を頒布するためのストック場所、こういったものが必要になってきます。

それから、当然その河川区域内以外のところの場合によっては必要になってくるということで、土地の所有者の承諾が必要となりますので、土地の権利関係が確定していることというのも一つの条件になっております。

それから下流域に福祉施設、また災害時に避難場所があるところ、そういったところの箇所についても選定をしているところでございますが、今回、洞岩沢につきましては、洞岩沢の下流域になりますと用水に入ってしまうということもありまして、そこで氾濫をしてしまう可能性があるということも含めまして、今回箇所決定をさせていただきました。

以上です。

教育文化課長（堀内君） 警備につきましては、まずは利活用が決まるまでは、主屋に警備設備を設置していくということで考えております。あと施設設置工事につきましては、警備設備の設置と附帯工事ということで、その設備を動かすための電気配線と電話回線工事、こちらが工事費の内訳になっております。

11番（吉川さん） 8ページのところですが、款3民生費、項1社会福祉費、説明のところの18045遠隔手話通訳システム負担金3万2千円がございます。これは補正で上がってきたということで新たな事業かと思いますが、内容についてお聞きします。

福祉健康課長（伊達君） 8ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4心身障がい者福祉費の中の地域生活支援事業費に計上してございます遠隔手話通訳システム負担金の内容でございますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大防止といった観点から、通常ですと手話を利用される方、手話が同行なりあるいは同席なりをしてという状況でございましたけれども、先ほど言ったように感染症の関係があります。

特に病院での受診などのときは来院の制限もございますので、そういったときに手話を円滑にご利用いただけるように、いわゆるスマートフォンですとかタブレットに手話通訳者の画像が映って、それを介して聴覚障がいの方とお医者さんのやり取りをすると、一つの例を挙げるとそんな形の新しいシステムが県により導入されたということでございます。

そのシステムについて坂城町も利用したいということで申し出た中の負担金ということで、今年度より始まる事業ということでございます。

11番（吉川さん） 内容は分かりました。今までにこの同行とかで利用されている方はどのくらいいらっしゃるって、今回のこの事業に参画した県内の市町村はどのくらいあるか。それでこの負担金については、今後も金額についてはこのままいくのか、それとも変わってくるのかということと、あとその利用された方、同行の場合も費用が発生していると思いますが、今回のようなQRコードを使ったシステムになった場合の利用についての負担というのは軽減されてくるのか、その辺をお聞きします。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

この負担金の金額等、また参加団体の状況でございますけれども、今回計上している金額につきましては、現在参加をすすめているのは県内25市町村でございます。そこに長野県と県の聴覚障害者協会が入りますので27団体ということになりまして、それが事業費をその団体で割って、それぞれが負担するというところでございます。

従いまして、お聞きしているところによると、今年度途中からの参加を希望されている市町村もあるということでございますし、これは後から参加をしたいということも可能ですので、参加する団体数によっては負担金の額は変わってくるということで聞いているところでございます。

それと手話通訳の利用の関係ですけれども、現在、個人として利用されている方、お1人いらっしゃるかもしれませんが、主に就職の面接ですとか、そういったところに手話通訳同行という形で今私どものほうでお受けをしている案件がございます。

基本的にこの手話通訳の派遣については、町のほうで全て手話通訳者に報酬をお支払いしてございますので、基本的にこの遠隔システムになったとしても、町の要綱に基づいてお支払いをしていきますので、ご利用される方にこのシステムの導入によって負担がかかるということはないと承知をしているところでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（小宮山君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第47号 令和3年度社会資本整備総合交付金事業A09号線道路改良工事請負契約の締結について」から追加日程第3「発委第2号 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書について」までの3件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） まず、議案第47号「令和3年度社会資本整備総合交付金事業A09号線道路改良工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、新工業団地のメイン道路となるA09号線の整備事業に関する工事請負契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

工事の内容としましては、全延長550メートル、全幅員9.25メートルの道路整備を行うほか、片側2.5メートルの歩道を設置するものであります。

請負金額は1億2,089万円で、契約の相手は日拓・関口建設共同企業体であります。

また、工期につきましては、議決をいただいた日から令和4年3月25日までであります。

次に、議案第48号「令和3年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,205万円を増額し、歳入歳出の予算を68億7,291万1千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に係る事業費及び事務費などの国庫支出金1,488万5千円、財政調整基金等からの繰入金716万5千円を増額し、一方、歳出の主な内容につきましては、新型コロナウイルス関連といたしまして、一定の要件に該当する低所得の子育て世帯に対し、子ども1人当たり5万円を支給する生活支援特別給付金支給事業について、システム改修及び通知代行プリント等の委託料として120万8千円、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金1,145万円、新型コロナウイルス予防接種事業について、集団接種会場へのエアコン設置に係る費用172万8千円のほか、ワクチン接種事業に係る人件費などを増額するものであります。

また、その他住宅リフォーム補助金100万円を併せて増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 続いて、趣旨説明を求めます。

8番（栗田君） 私からは発委第2号「米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書」について趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の「消失」で、米の過剰在庫が生じ、令和2年産米の市場価格は全国的に大暴落し、さらに緊急事態宣言などにより消費減少が止まらず、令和3年産米のさらなる下落が危惧されている。

このままでは多くの米農業者が経営悪化を招くことになり、米作りから撤退することにもなりかねない。コロナ禍による需要減少に伴う「過剰在庫」は、政府の緊急買入れなどで市場隔離すべきである。

同時にミニマムアクセス米が毎年77万トン輸入され、うち40万トンから60万トンが飼料用に販売され、国産飼料米需要を奪っている。

かつて経験したことのない危機的事態の中で、米農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が必要である。

よって下記の事項について要望する。

記

- 1、過剰米を国が緊急に買入し、過大な生産調整を回避すること。
- 2、ミニマムアクセス米の輸入量を大幅に削減すること。
- 3、過剰米を生活困窮者などへの食糧支援に活用すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（小宮山君） 趣旨説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時44分～再開 午前10時54分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第47号 令和3年度社会資本整備総合交付金事業A09号線道路改良工事請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「議案第48号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

7番（玉川君） 5ページの款8土木費、項4住宅費の01826住宅リフォーム補助事業100万円なんですが、これの件数の見込みと、それとこれは条件になっています下水道の接続率については今のところどうなっているのかご説明をお願いします。

建設課長（関君） 住宅リフォームの補助金の関係についてご答弁させていただきます。

この住宅リフォーム補助金につきましては、当初予算で26件分を予定させていただきましたが、この26件分につきましては、5月から募集を開始して26件予約が全て埋まったという状況でございます。ですので、今回地元の企業の皆さんを支援していくということで、プラス20件分を予定させていただきました。

下水道の関係につきましては、今回、下水道に対する接続ということではなくて、下水道に接続させるためのトイレの改修とか、そういったものも全て対象とさせていただいているところでございます。

下水道の接続率につきましては、手元にちょっと資料がございませんので、お時間をいただければと思います。

議長（小宮山君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時58分～再開 午前11時03分）

議長（小宮山君） 再開します。

建設課長（関君） 大変貴重なお時間をいただきまして失礼しました。申し訳ございませんでした。

下水道の水洗化率につきましては、令和2年度末、令和3年3月で76.7%となっております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「発委第2号 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（小宮山君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。お手元に配付のとおりであります。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和3年第2回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月7日に開会されました本定例会は、本日までの12日間にわたりご審議をいただきました。提案いたしました人事案件、組合規約の変更、条例の一部改正、一般会計補正予算並びに追加で提案いたしました工事請負契約の締結、一般会計補正予算、全ての議案に対しまして原案どおりご決定を賜りありがとうございました。

さて、現在鋭意進めております65歳以上の方を対象とした新型コロナワクチンの接種につきましては、来週21日の月曜日に当面予定していた集団接種の日程が終了いたします。これにより接種期間中に実施しました施設巡回も含め、接種券を送付した65歳以上の方のおよそ82%の方が2回の接種を完了する見込みとなっております。

一方で、接種希望者の中には今回の集団接種の枠の中で接種できなかった方もおられることが

ら、現在、町が予約を集約する中で、町内の一部医療機関の先生にまだ接種を受けられていないかかりつけの患者さんを中心に接種を行っていただいております。加えまして、町におきましても、7月10日土曜日を1回目、7月31日土曜日を2回目とする追加の集団接種のご案内をしており、25日まで予約の受付を行っております。

また、64歳以下の方への接種につきましては、仕事をされている方が中心になってきますので、勤務場所や時間など様々な制約がある中、これまでのような集中的な集団接種での対応は難しいと考えられ、診療所での個別接種を含めて検討を進めております。町といたしまして、できる限りの対応を図る中で、町民の皆様への早期のワクチン接種に努めてまいりたいと考えております。

さて、今議会でお認めいただきました補正予算の中で、新型コロナウイルス関連の新たな支援や補助制度について予算化をいたしました。各事業の準備を進め、適切な時期に実施してまいりたいと考えております。また、追加の補正予算でお認めいただいた「低所得の子育て世帯生活支援給付金」につきましても、速やかに事務手続等を進めてまいります。

町では、ワクチン接種や各種支援を進めるとともに、コロナ禍の中で停滞している社会活動や文化活動につきましても、感染症対策をしっかりと行う中で、徐々に再開していきたいと考えております。

6月20日、日曜日ですが、坂城テクノセンターを会場に、さかきふれあい大学教養講座を開催いたします。今回は県立歴史館の笹本正治先生をお迎えし、「戦国時代は何を残したか」と題し、残された資料から見える戦国時代の姿と現代社会にもつながる課題についてご講演をいただきます。参加人数を制限しての開催となりますが、定員まで若干の余裕がございますので、ぜひご参加いただければと思います。

また7月3日土曜日には、南条小学校音楽堂におきまして、「第43回納涼音楽会」の開催を予定しております。実施の可否につきましては、1週間前となる6月25日時点の長野県の警戒レベルを勘案し、実行委員会にて判断いたしますが、実施の場合でも出演団体のみの入場とし、2部構成で入替えを行う方法での開催とさせていただきますのでご理解をお願いいたします。

なお、ただいま申しあげました講演会、音楽会につきましては、上田ケーブルビジョン様のご協力をいただき、後日放映をいただける予定となっておりますので、ご視聴くださるようお願い申し上げます。

また、7月22日木曜日から8月29日日曜日まで、鉄の展示館では、特別展「第11回新作日本刀研磨・外装刀職技術展覧会」を開催いたします。本展では、総合的工芸品である日本刀の世界及び日本刀文化について理解を深めてもらうため、コンクールの受賞作品を一般に公開するもので、多くの皆様にご来館いただきたいと思います。

続いて、夏の風物詩、「町民まつり坂城どんどん」につきましては、新型コロナウイルスの感

染拡大防止のため、多くの町民が参加するステージ発表などの昼の部、おどり流しを行う夜の部をそれぞれ中止とし、代わりに花火の打ち上げを行いたいと考えております。子ども達の夏の思い出として、町民の皆様の元気につなげるため、またコロナを吹き飛ばすために花火を打ち上げますので、楽しみにしていただきたいと思います。

また、8月14日土曜日には、昨年度延期となりました「第65回成人式」を、8月15日日曜日には、今年度対象となります「第66回成人式」を開催する予定でございます。両成人式とも感染症拡大防止のため、成人の皆様にご集まっていただく式典とするかを1か月前の7月16日の状況にて判断する旨、実行委員会にて決定いたしました。

式典実施の有無にかかわらず、「Y o u T u b e 坂城町成人式チャンネル」を設け、新成人の代表あいさつや恩師の先生からのお祝いの言葉などの動画配信を予定しております。また、新成人ご自身のメッセージをお寄せいただき記念冊子の作成を予定しており、議員の皆様にもお祝いのメッセージをお寄せいただきますよう別途ご依頼申し上げますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、さかきテクノセンターでは、10月に開催を予定している「2021さかきモノづくり展」の実行委員会が開催されました。今年度はテクノセンターで行う「リアル」とインターネットを活用した「オンライン」のハイブリッド型のモノづくり展を開催する方向が確認され、今後、企業の皆様にも参画いただく中で、準備が本格化してまいります。

今後の主な事業についていくつか申し上げましたが、そのほかの行事、イベント等につきましても感染症対策を徹底する中で、状況を見ながら可能なものについては積極的に開催していきたいと考えております。

さて、平成10年の揚湯以来、23年が経過する坂城町温泉施設の源泉井戸の点検工事を7月5日月曜日から11日日曜日までの1週間実施いたします。工事期間中は、びんぐし湯さん館及び温泉スタンドが休業となりご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

また、国道18号坂城更埴バイパスにつきましては、網掛地区の道路改良工事のほかに、小網地区において用地取得が済んだ事業用地内で雑木の伐採、電柱等の移設、防護柵の設置のほか、敷砂利による管理用道路の整備などが今月から10月末までに行われる予定とお聞きしたところであり、事業の進捗が一層図られることを期待するところであります。

これから暑さが増してまいります。昨年にも続きまして熱中症と感染症の両方の対策を取りながら夏を過ごすこととなります。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と経済回復を願うとともに、議員各位におかれましても健康に留意されご活躍されますことを祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（小宮山君） これにて令和3年第2回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時15分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 小宮山 定彦

坂城町議会議員 中 嶋 登

坂城町議会議員 大 森 茂彦

坂城町議会議員 山 城 峻一

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通告者	答弁を求める者
1	1. 太陽光発電施設の設置について イ. 設置の手続きについて 2. 利便性を実感できる行政サービスについて イ. マイナンバーカードについて ロ. 各種証明書のコンビニ交付導入について 3. 町立図書館のコロナ対策について イ. コロナ対策の状況は	11番 吉川まゆみ	町 長 教 育 長 住 民 環 境 課 長 教 育 文 化 課 長
2	1. 町内事業所等の状況は イ. 町内事業所の経営状況は ロ. 飲食業等への町の支援は 2. ヤングケアラー対策を イ. 困っている子に支援を 3. 地域防災計画の見直しについて イ. 主な見直しは ロ. 自主防災会について	2 番 大 森 茂 彦	町 長 教 育 長 住 民 環 境 課 長 福 祉 健 康 課 長 商 工 農 林 課 長 教 育 文 化 課 長
3	1. 子どものがん教育について イ. 新学習指導要領を受けて ロ. 今まで実施した内容と今後の予定は 2. 今後の防災について イ. 大雨、台風時の避難情報の変更について ロ. 女性の視点からの防災について	4 番 柘 津 明 子	町 長 教 育 長 住 民 環 境 課 長
4	1. 「気候非常事態宣言」について イ. 気候の「非常事態」について ロ. 原因と当町の取り組みについて 2. 「2050ゼロカーボン」について イ. ゼロカーボン社会を目指す施策とその影響について ロ. 低炭素社会について ハ. 宣言を出すことの妥当性について	8 番 栗 田 隆	町 長 教 育 長 企 画 政 策 課 長
5	1. 町のコロナワクチン接種について イ. 65歳以上の接種について ロ. 接種券の発送、予約について ハ. 文化センターで行われている集団接種について	6 番 大日向進也	町 長 福 祉 健 康 課 長
6	1. スマートタウンプロジェクトについて イ. クリーンエネルギー化について ロ. 災害発生時の取り組みについて 2. 歴史的建造物について イ. 旧久保家住宅について	10番 滝 沢 幸 映	町 長 教 育 長 企 画 政 策 課 長 教 育 文 化 課 長
7	1. 道路の安全について イ. 通学の安全確保について 2. 安全情報の周知について イ. 周知の方法と系統について 3. 町営住宅について イ. 建物・施設の維持管理について 4. インボイス制度について イ. インボイス制度の周知について	7 番 玉 川 清 史	町 長 教 育 長 住 民 環 境 課 長 商 工 農 林 課 長 建 設 課 長 教 育 文 化 課 長

発言順位	要 旨	通告者	答弁を求める者
8	1. ヤングケアラーについて イ. 病気や障がいを抱える親や兄弟姉妹を世話する「ヤングケアラー」の存在について ロ. 今後の対応について 2. 職員採用について イ. これまでの採用について ロ. 今後の採用について	3 番 山城 峻一	町 長 教 育 長 総 務 課 長 教育文化課長 子ども支援室長
9	1. 新工業団地について イ. 進捗状況は ロ. 今後の予定は ハ. 第2工業団地を 2. 名誉町民について イ. 3人の推挙を	1 4 番 中 嶋 登	町 長 商工農林課長
1 0	1. 防災・減災について イ. 災害時の対応について ロ. 国土強靱化計画の策定について 2. アフターコロナに向けて イ. 事業所への支援について	5 番 中 島 新 一	町 長 住 民 環 境 課 長 商工農林課長
1 1	1. 水害対策について イ. 台風19号災害の集約 ロ. 水害対策に向けて 2. 空家対策について イ. 空家の現状 ロ. 空家対策	1 3 番 塩野入 猛	町 長 総 務 課 長 住 民 環 境 課 長 福 祉 健 康 課 長 商工農林課長 建 設 課 長

米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の「消失」で、米の過剰在庫が生じ、令和2年産米の市場価格は全国的に大暴落し、さらに緊急事態宣言などにより消費減少が止まらず、令和3年産米のさらなる下落が危惧されている。

このままでは、多くの米農業者が経営悪化を招くことになり、米づくりから撤退することにもなりかねない。コロナ禍による需要減少に伴う「過剰在庫」は、政府の緊急買入などで市場隔離すべきである。

同時にミニマムアクセス米が毎年77万トン輸入され、うち40万トンから60万トンが飼料用に販売され、国産飼料米需要を奪っている。

かつて経験したことのない危機的事態のなかで、米農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が必要である。

よって下記の事項について要望する。

記

- 1 過剰米を国が緊急に買入し、過大な生産調整を回避すること。
- 2 ミニマムアクセス米の輸入量を大幅に削減すること。
- 3 過剰米を生活困窮者などへの食糧支援に活用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年 6月 日

衆議院議長 大 島 理 森 殿
参議院議長 山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣 菅 義 偉 殿
外務大臣 茂 木 敏 充 殿
農林水産大臣 野 上 浩 太 郎 殿
財務大臣 麻 生 太 郎 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 小宮山定彦